



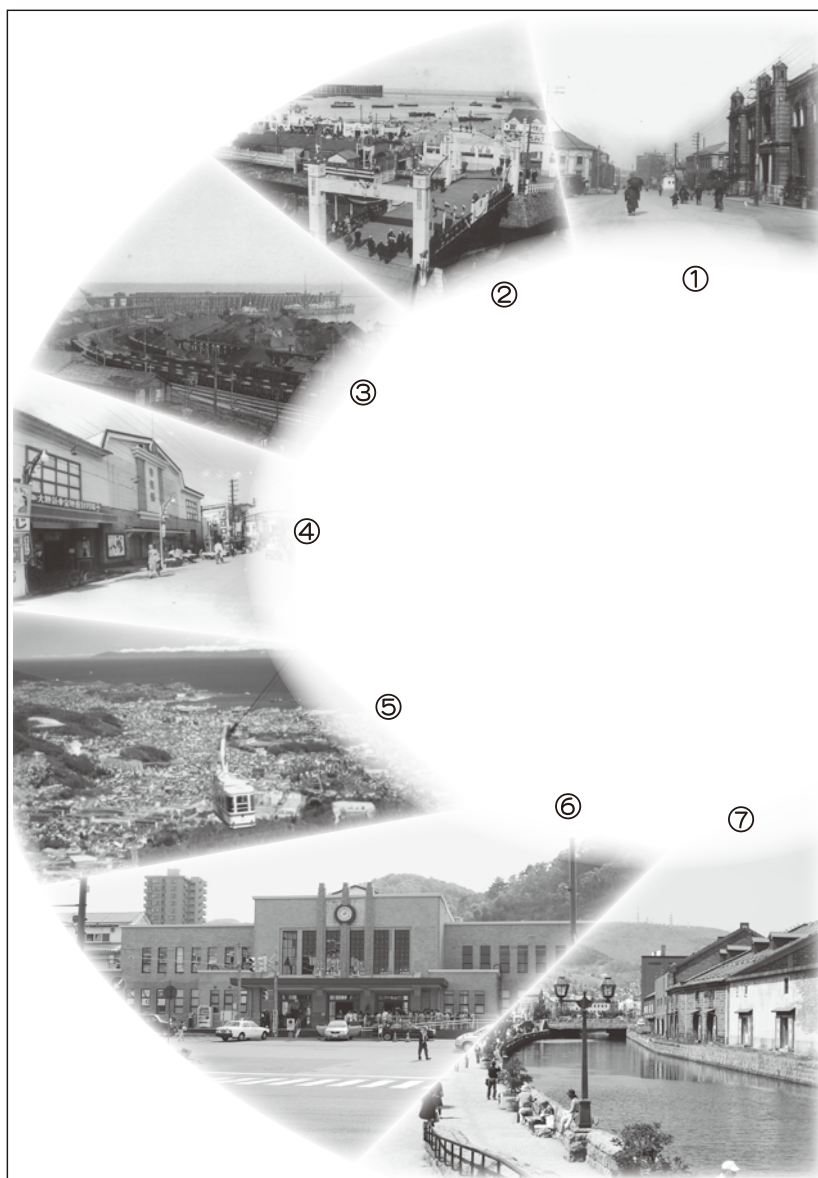
2019➡2028

第7次小樽市総合計画

自然と人が紡ぐ
笑顔あふれるまち 小樽

～あらたなる100年の歴史へ～

〔2024年度 改訂版〕



- ① 大正 小樽浅草通り、日本銀行小樽支店前
- ② 大正 北海道博覧会、会場から栈橋を望む
- ③ 昭和初期 石炭積込の偉力、高架栈橋と手宮駅構内
- ④ 昭和中期 電気館（現在の都通り商店街）
- ⑤ 昭和後期 小樽天狗山からのまちなみ
- ⑥ 平成 小樽駅
- ⑦ 平成 小樽運河

※①～⑤は小樽市総合博物館所蔵

は じ め に

豊かな自然と情緒あるまちなみが多くの人を魅了する私たちのまち、小樽。

先人たちのたゆまぬ努力によって築かれたこのすばらしいまちを、これからも活力にあふれ、安心して心豊かに暮らせるまちとして将来の世代につないでいくことは、私たちの責任です。

第7次小樽市総合計画は、この責任を果たし、明るい未来を築いていくため、行政のみならず本市のまちづくりに関わる全ての皆さんにとって共通の指針となるものとして策定しました。

本市を取り巻く環境は、外国人観光客の増加や歴史文化資源の活用機運の高まり、そして北海道新幹線の札幌延伸が近づくなど、観光都市として更なる発展を遂げる好機が到来している一方、人口減少と少子高齢化の進行に伴う様々な影響や、公共施設等の老朽化、相次ぐ大規模自然災害への備えなど、多くの課題に直面しています。

こうした課題に立ち向かい、今の世代にも将来の世代にも配慮した持続可能なまちづくりを進めるには、市民の皆さんと行政が同じ目線に立ち、ともに考え、力を合わせていくことが大切です。

このため本計画では、市政における課題やその解決に向けた方策などについて、できるだけわかりやすく、かつ十分な情報を盛り込むよう努めました。

本計画が多くの方に活用され、「小樽市自治基本条例」の理念である「協働によるまちづくりの推進」に役立つことを期待しております。

結びに、本計画の策定に当たり、多くの貴重な御意見、御提言をいただきました市民の皆さん、熱心に御審議をいただきました小樽市総合計画審議会の皆さんに、心から御礼を申し上げます。

小 樽 市 長
迫 俊 哉



第7次小樽市総合計画

計画の策定に当たって

- I 計画策定の趣旨 9
- II 計画の位置付け及び名称10
- III 計画の構成及び期間10
- IV 計画策定時の現状と市民意識.....11
 - 1 小樽市を取り巻く社会情勢.....11
 - 2 小樽市の現状.....12
 - 3 市民の意識・意見等.....16
 - 4 今後のまちづくりの課題.....27

基本構想

- I 基本構想について.....31
- II まちづくりの展望.....31
 - 1 まちづくりの基本的な考え方.....31
 - 2 将来都市像.....31
 - 3 将来人口.....32
- III 計画の体系33
- IV 人口減少・少子高齢化への対応 ...34
 - 1 人口減少への挑戦
～選ばれるまちづくり～.....34
 - 2 将来人口への適応
～時代に合ったまちづくり～.....34

V まちづくり 6つのテーマ35

- テーマ1
安心して子どもを生み育てる
ことのできるまち（子ども・子育て）...35
- テーマ2
誰もがいきいきと健やかに
暮らせるまち（市民福祉）...36
- テーマ3
強みを生かした産業振興による
にぎわいのまち（産業振興）...38
- テーマ4
生活基盤が充実した安全で
暮らしやすいまち（生活基盤）...41
- テーマ5
まちなみと自然が調和し、
環境にやさしいまち（環境・景観）...44
- テーマ6
生きがいにあふれ、
人と文化を育むまち（生きがい・文化）...45

VI 市政運営の基本姿勢46

- 1 市民参加と協働によるまちづくりの推進...46
- 2 持続可能な行財政運営の推進.....46
- 3 広域連携の推進.....46

VII 土地利用・地区別発展方向47

- 1 土地利用.....47
- 2 地区別発展方向.....49

基本計画（小樽市総合戦略）――

I 基本計画について	57
II 施策の体系	58
III 人口減少・少子高齢化への対応	60
1 人口減少への挑戦 ～選ばれるまちづくり～	61
2 将来人口への適応 ～時代に合ったまちづくり～	66
IV まちづくり 6つのテーマ	
①安心して子どもを生み育てる ことのできるまち（子ども・子育て）	
1-1 子ども・子育て支援	72
1-2 学校教育	78
②誰もがいきいきと健やかに 暮らせるまち（市民福祉）	
2-1 地域福祉	82
2-2 高齢者福祉	84
2-3 障がい者福祉	86
2-4 保健衛生	88
2-5 地域医療	92
2-6 男女共同参画社会	94
③強みを生かした産業振興による にぎわいのまち（産業振興）	
3-1 農林業	96
3-2 水産業	98
3-3 商業	100
3-4 工業・企業立地	102
3-5 観光	106
3-6 港湾	110
3-7 雇用・労働	114

④生活基盤が充実した安全で

暮らしやすいまち（生活基盤）

4-1 上下水道	118
4-2 道路・河川	122
4-3 住宅	124
4-4 除排雪	128
4-5 市街地整備	130
4-6 交通	132
4-7 防災・危機管理	134
4-8 消防	136
4-9 生活安全	138

⑤まちなみと自然が調和し、

環境にやさしいまち（環境・景観）

5-1 環境保全	140
5-2 循環型社会	142
5-3 公園・緑地	144
5-4 都市景観	146

⑥生きがいにあふれ、

人と文化を育むまち（生きがい・文化）

6-1 社会教育	150
6-2 文化芸術	154
6-3 スポーツ・レクリエーション	156
6-4 国際交流	158

V 市政運営の基本姿勢

1 市民参加と協働によるまちづくりの推進	160
2 持続可能な行財政運営の推進	162
3 広域連携の推進	164

附属資料――

1 策定経過	169
2 見直し経過	179
3 関係規程等	186

第7次小樽市総合計画

計画の策定に当たって

- I 計画策定の趣旨
- II 計画の位置付け及び名称
- III 計画の構成及び期間
- IV 計画策定時の現状と市民意識



I 計画策定の趣旨

本市はこれまで、平成21（2009）年度から平成30（2018）年度の計画期間である第6次小樽市総合計画に基づき、「歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち」を将来都市像として掲げて、市政運営に取り組んできました。

この間、平成23（2011）年の地方自治法の改正により、総合計画の策定やその手続きについては各市町村の判断に委ねられることとなり、本市では平成26（2014）年4月から、まちづくりの基本的な考え方や市政運営の基本的なルールを定めた「小樽市自治基本条例」が施行され、市政運営の基本的な方向を示すため、本条例において今後も「総合的な計画」を策定することを規定しました。

人口減少時代において、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するためには、自治基本条例の理念に基づいて、市民・議会・市が一体となってまちづくりを進めることが求められます。

また、市政においても、限られた資源で多様化・高度化する市民ニーズに応えていくことが求められる中、市政に関する各計画間の整合を図り、統一性のある運営を行うための指針が必要と考えられます。

このため、市民・議会・市がまちづくりの方向性を共有し、効果的・効率的な市政運営を行うための将来的な展望に立った総合的な指針として、新たに、令和元（2019）年度から始まる総合計画を策定します。

小樽市自治基本条例前文

平成25年12月4日制定

私たちのまち小樽は、四季の豊かな自然と、海、山、坂の変化のある地形を有しています。また、市内には北海道開拓の玄関口として栄えた小樽港を中心に、小樽運河、旧国鉄手宮線及び北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物があり、情緒あるまちなみを形成しています。

小樽では、北海道の開拓期から先人たちによってまちの礎が築かれてきました。さらに、小樽運河をめぐる議論やまちなみを保全する取組など、市民を中心としたまちづくり活動が行われ、小樽を変える大きな力となりました。

私たちは、こうしたまちづくりに対して努力された方々の、郷土に対する思いや誇りを大切に後世に伝えていかなくてはなりません。

そしてこれから、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるためには、将来の世代に対する責任と自覚の下、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組むことが必要です。

ここに私たちは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、小樽市自治基本条例を制定します。



Ⅱ 計画の位置付け及び名称

この計画は、市政運営全般についての指針となる最上位の計画と位置付け、市政に関する他の計画の策定に当たっては、総合計画との整合を図るものとします。

この計画は「第7次小樽市総合計画」と称します。

Ⅲ 計画の構成及び期間

▶ 計画の構成

この計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

基本構想

総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想をいい、本市が目指す将来都市像を示し、それを実現するための基本的方向を明らかにするものです。

基本計画

基本構想を実現するための市政全般にわたる施策の基本的な方針を体系的に示すものです。なお、この基本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、地方版総合戦略を兼ねるものとしています。

▶ 計画期間

この計画の期間は、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間とします。

なお、計画策定後に生じた社会変革の動きに対応するため、令和5年度には基本構想の見直し、令和6年度には基本計画の見直しを行いました。



Ⅳ 計画策定時の現状と市民意識

01 小樽市を取り巻く社会情勢

人口減少と少子高齢化の進展

日本の人口は、平成19（2007）年をピークに人口減少社会に突入しました。高齢者人口の増加と出生数の減少による少子高齢化、地方から首都圏への人口流出などが問題視されている中、北海道においては、札幌への一極集中の傾向が続いています。こういった状況下にあって、地方では労働人口の減少や消費市場の縮小により、更なる人口流出を引き起こすおそれがあることから、人口減少問題は、都市機能を維持していく上で深刻な課題となっています。

経済・雇用情勢

日本の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いています^{※1}。有効求人倍率は上昇傾向が続いており、平成29（2017）年度は1.38倍^{※2}となっています。

北海道の経済は、観光が好調に推移しているなど、緩やかに回復しています。有効求人倍率は全国平均を下回るものの、平成29（2017）年度は1.11倍^{※2}と、昭和38（1963）年の統計開始以降、最高水準となっており、幅広い業種で人手不足感が強まっていることがうかがえます。

安全・安心に対する意識の高まり

東日本大震災など、近年の大規模な自然災害の多発により、防災や安全に対する意識が高まっています。災害の予防とともに、災害時における迅速な復旧・復興体制の整備が求められています。また、高度経済成長期に集中的に整備された道路や橋りょうなどの社会資本や公共施設の老朽化対策についても課題となっています。

地方の創生への取組

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力のある日本社会を維持していくことを目的に、国は「まち・ひと・しごと創生法」を平成26（2014）年に施行しました。

地方創生の基本理念に沿って、「まち」「ひと」「しごと」の間における自立かつ持続的な好循環の確立に向け、国及び地方自治体は、「人口ビジョン」「総合戦略」を策定し、国と地方の適切な役割分担の下、その地域の実情に応じた取組が求められています。

※1 平成29（2017）年度末現在

※2 厚生労働省北海道労働局「レイバーレター」より

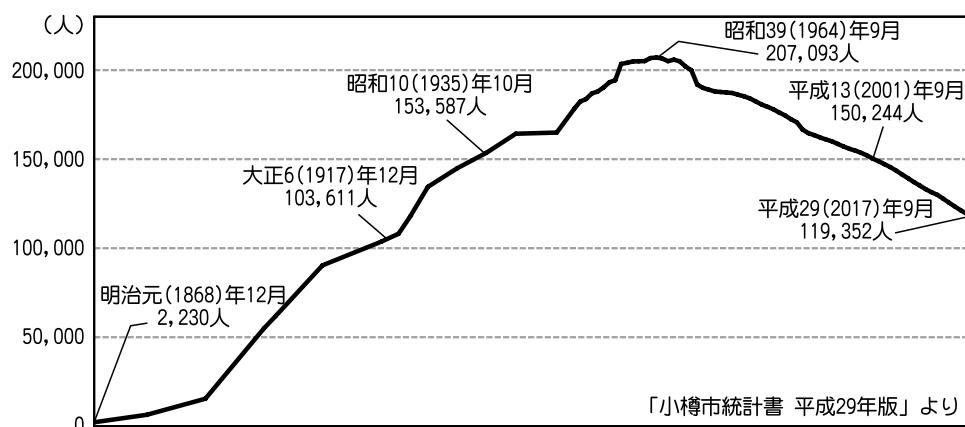


02 ▶ 小樽市の現状

人口の現状

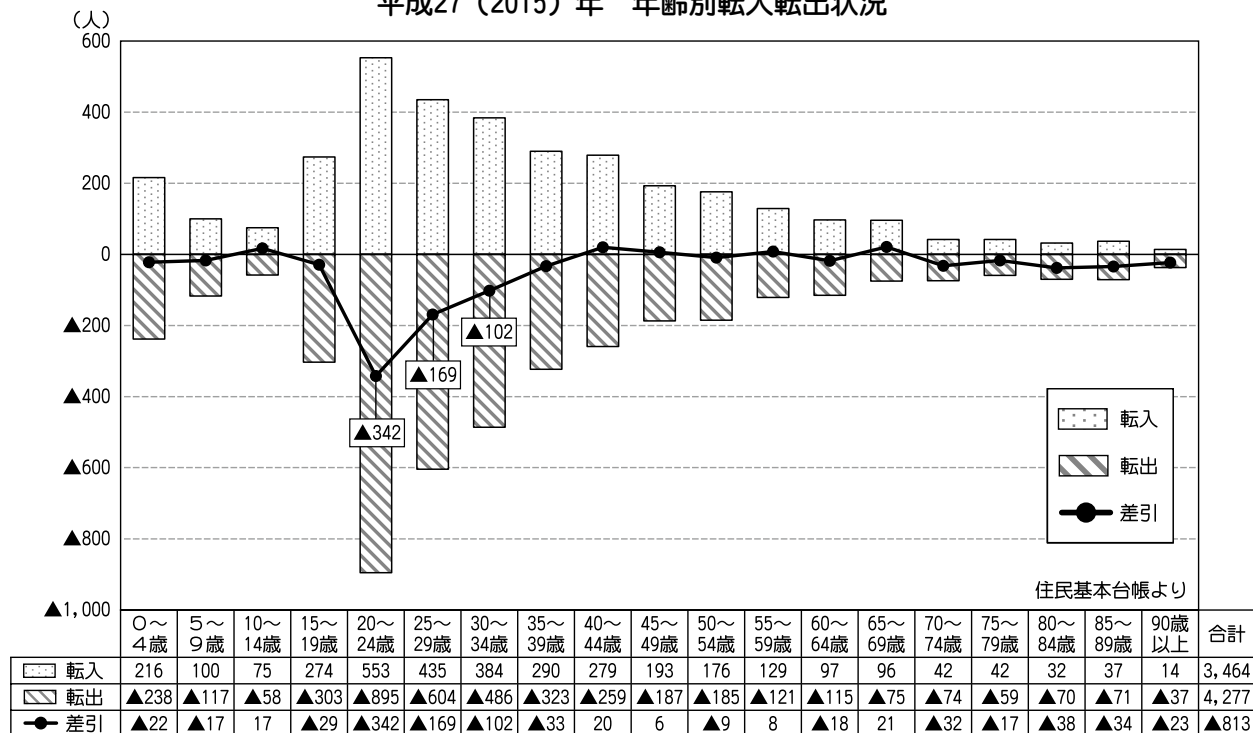
本市の人口は、住民基本台帳人口では、昭和39（1964）年の207,093人をピークに減少が続き、平成29（2017）年9月末現在では119,352人となり、この50年余りの間に約9万人減少しました。

小樽市の人口



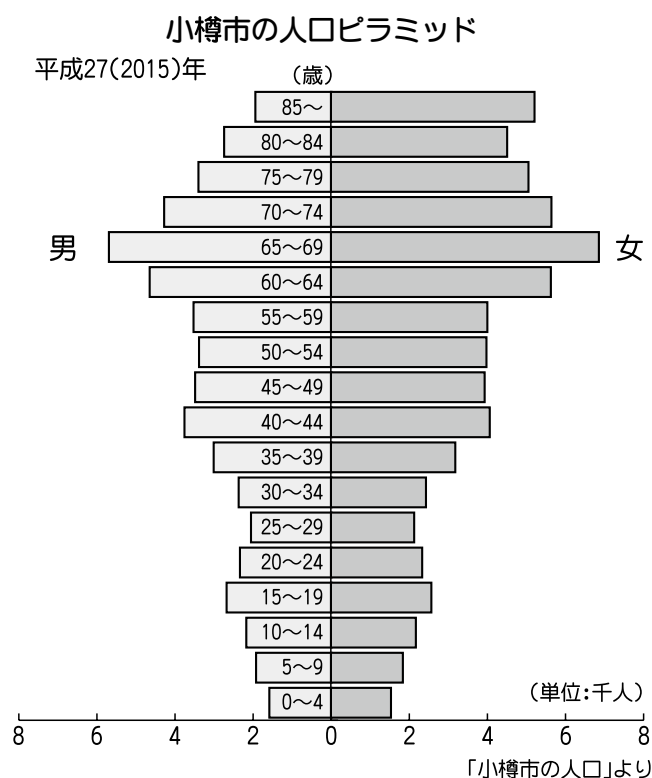
その要因としては、まず、社会動態では、金融・商業機能の札幌への集約や、港湾物流の太平洋側へのシフトなどの社会経済情勢の変化から、昭和32（1957）年から転出数が転入数を上回る「社会減」が始まり、生産年齢人口、特に若年層を中心として、札幌市など大都市圏への転出超過が続いていることが挙げられます。

平成27（2015）年 年齢別転入転出状況



また、自然動態では、若年層の転出超過による子育て世代の減少と、非婚化・晩婚化の進行などによる出生率の低下が相まって、出生数が急速に減少し続けているのに対し、人口の多い世代の高齢化により死亡数が増加し、昭和62（1987）年から、死亡数が出生数を上回る「自然減」が始まりました。

このように社会減と自然減の同時進行によって、本市の人口は急速に減少し、「きのこ型」の人口ピラミッド形状が示すように、団塊の世代（平成27（2015）年の65～69歳にあたる）を中心とする高年齢層が多く、低年齢になるに従い少なくなる人口構造となっています。



近年は、生産年齢人口の減少に伴って転入・転出ともに減少傾向であり、社会減も減少傾向ですが、少子高齢化の進行によって自然減は拡大傾向にあり、自然減が総人口減少の大きな要素となっています。

自然動態(出生・死亡)、社会動態(転入・転出)の推移

(単位:人)

	人 口	自然動態		社会動態		転 入	転 出
			出 生	死 亡			
平成2(1990)年	164,320	▲ 346	1,069	1,415	▲1,557	6,085	7,642
平成7(1995)年	158,326	▲ 596	1,045	1,641	▲1,006	5,780	6,786
平成12(2000)年	151,715	▲ 549	978	1,527	▲1,105	5,108	6,213
平成17(2005)年	143,031	▲ 990	756	1,746	▲1,219	4,118	5,337
平成22(2010)年	132,842	▲1,059	740	1,799	▲ 913	3,543	4,456
平成27(2015)年	122,895	▲1,304	604	1,908	▲ 813	3,464	4,277

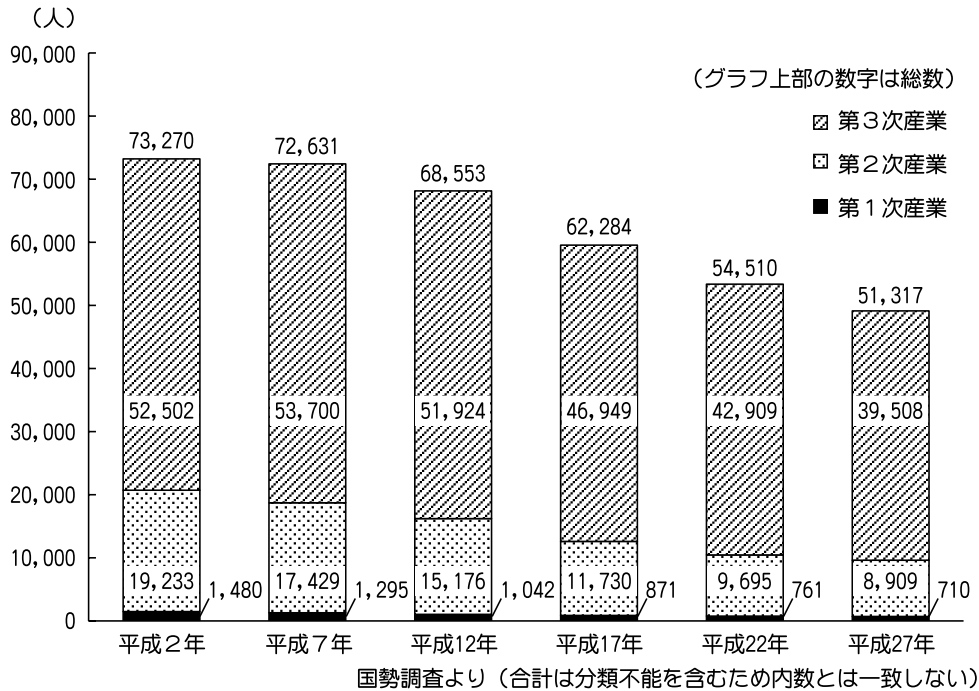
住民基本台帳より(各年の人口は12月31日現在のもの)



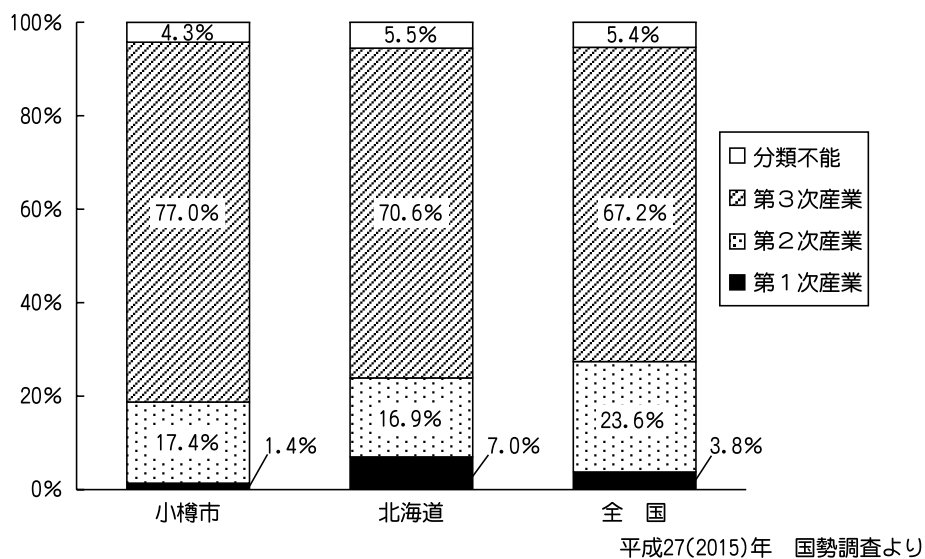
産業・雇用

本市の産業別就業者数は、第1次・第2次産業が、平成2（1990）年と比較して、平成27（2015）年では、半数以下となっており、構成比について、北海道や全国と比較すると、第3次産業の割合が高くなっています。

産業別就業者数（15歳以上）の動向



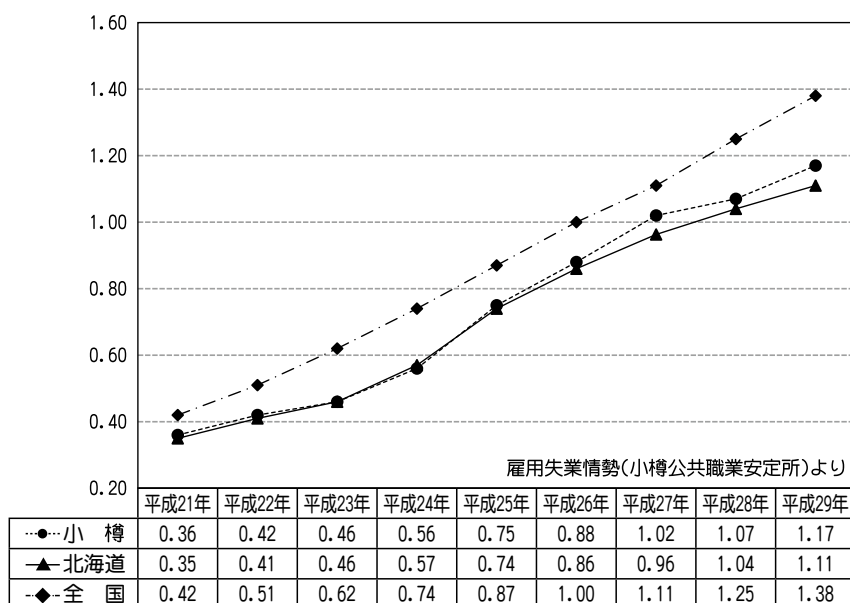
産業別就業者数（15歳以上）の比較



小樽公共職業安定所管内の有効求人倍率は、概ね全道平均と同様に推移し、平成27（2015）年度から1倍を超える水準となっていますが、職種別では格差が見られ、人材確保が困難な職種や、逆に就職が困難な職種がある状況がうかがえます。



有効求人倍率の推移



市民協働、産学連携の推進

本市は、「豊かで活力ある地域社会の実現」を目指し、平成26（2014）年度に小樽市自治基本条例を施行しました。本条例では、「市民の参加に基づいて進めること」「市民、議会及び市は、それぞれがその役割に基づいて、協働してまちづくりを進めること」をまちづくりの基本としています。これに基づき、審議会等における市民公募委員の拡大や事前登録制度の導入、ワークショップや意見交換会の開催などにより、市政への市民参加の促進を図ってきました。

また、平成19（2007）年度の小樽商科大学との包括連携協定以降、北海道科学大学、職業能力開発大学校と連携協定を締結したほか、複数の企業とも連携協定を締結しており、協働によるまちづくりの環境整備が進んでいます。

厳しい財政状況と公共施設の老朽化対策

国の「三位一体改革」による地方交付税の大幅な削減や景気低迷による市税収入の減少などの影響により、本市の一般会計は、平成16（2004）年度決算から10億円を超える赤字となりました。その後、赤字解消に向けた財政健全化の取組を進め、平成22（2010）年度決算で累積赤字を解消しましたが、これは、他会計や基金からの借入れによる財源対策を含んでいたため、平成24（2012）年度以降は「真の財政健全化」に向け、他会計や基金からの借入れなどを行わずに予算編成を行うとともに、これらの借入れも計画的に返済を行っています。

近年の歳入の状況は、主要な収入である市税と地方交付税が減少傾向にあり、予算編成の際には、必要な財源が不足することから、財政調整基金の取崩しによる財源対策を行っています。今後も、人口規模縮小による地方交付税収入の減少や、高齢化に伴う社会保障費などの歳出増が見込まれており、財政状況は更に厳しくなる見通しです。

このような状況の中で、市が保有する多数の公共施設等の老朽化が進み、その更新費用の確保に向けて対策を講じる必要があるため、平成28（2016）年度に「小樽市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の計画的な維持管理や長寿命化（延命化）を図るとともに、統廃合等を行ない将来負担の軽減を図ることとしました。



03 ▶ 市民の意識・意見等

まちづくりに対する市民の意識や意見を、総合計画の策定に生かすことを目的に、各種アンケート調査や、ワークショップ等を実施しました。

(1) 市民アンケート調査

調査対象：小樽市内在住の18歳以上の男女
調査方法：郵送配布・郵送回収
調査期間：平成28(2016)年8月22日～9月14日
有効回答数：1,172件(回収率39.1%)

定住の意向

今後も、小樽市に住み続けたいと思うかどうかについて調査したところ、前回調査（平成19（2007）年度）と同じく、約70%の人が「今後も住み続けたい」と回答しました。

また、「小樽市外に転出したい」と回答した方は約15%で、こちらも、前回調査と同様の結果となり、市民の定住の意向は、近年、大きな変化はないといえます。

小樽市に住み続けたいと思う理由、小樽市外に転出したい理由

市民にとってのまちの「魅力（強み）」や「不満（弱み）」を探るため、「小樽に住み続けたいと思う理由」と「小樽市外に転出したい理由」について調査しました。

「小樽に住み続けたい」と答えた方の居住理由についての回答では、「小樽市に愛着があるから」が最も多く、市民のまちへの愛着の高さや、住み慣れたところに住み続けたいという意向がうかがえます。また、他の主な理由では、「自然環境に恵まれているから」「食べ物が新鮮でおいしいから」は、小樽の地域資源が豊かで、それが住む上でも魅力となっていることを示し、「災害や治安の面で安心だから」は、近年大規模災害が相次ぎ防災意識が高まる中で、小樽市が比較的被災が少ないことが反映されたものと考えられます。

「小樽市外に転出したい」理由のうち、「買い物などの日常生活が不便だから」「楽しむ場所や機会が不足しているから」については、商業施設や公園などのハード面や、趣味や芸術に触れる機会などのソフト面のいずれか、又は双方の不足が考えられます。これに加えて、「医療・福祉の面が整っていないから」「仕事や就学のため」「他のまちの方が行政サービスが充実しているから」の割合が高いことから、現状より高い都市機能や行政サービスを求めていると考えられます。

小樽市に住み続けたいと思う理由（上位6項目）

小樽市に愛着があるから	58.5%
自然環境に恵まれているから	33.6%
災害や治安の面で安心だから	30.2%
食べ物が新鮮でおいしいから	28.0%
買い物など日常生活が便利だから	22.1%
交通の便が良いから	18.8%

小樽市外に転出したい理由（上位6項目）

買い物などの日常生活が不便だから	36.8%
楽しむ場所や機会が不足しているから	35.7%
医療・福祉の面が整っていないから	33.9%
仕事や就学のため	30.4%
交通の便が悪いから	28.7%
他のまちの方が行政サービスが充実しているから	26.9%



市政に対する現在の満足度と今後の重要度

市政に対する「現在の満足度」と「今後の重要度」を、第6次総合計画の33の施策について、5段階で評価してもらい、施策ごとに点数（スコア）化しました。

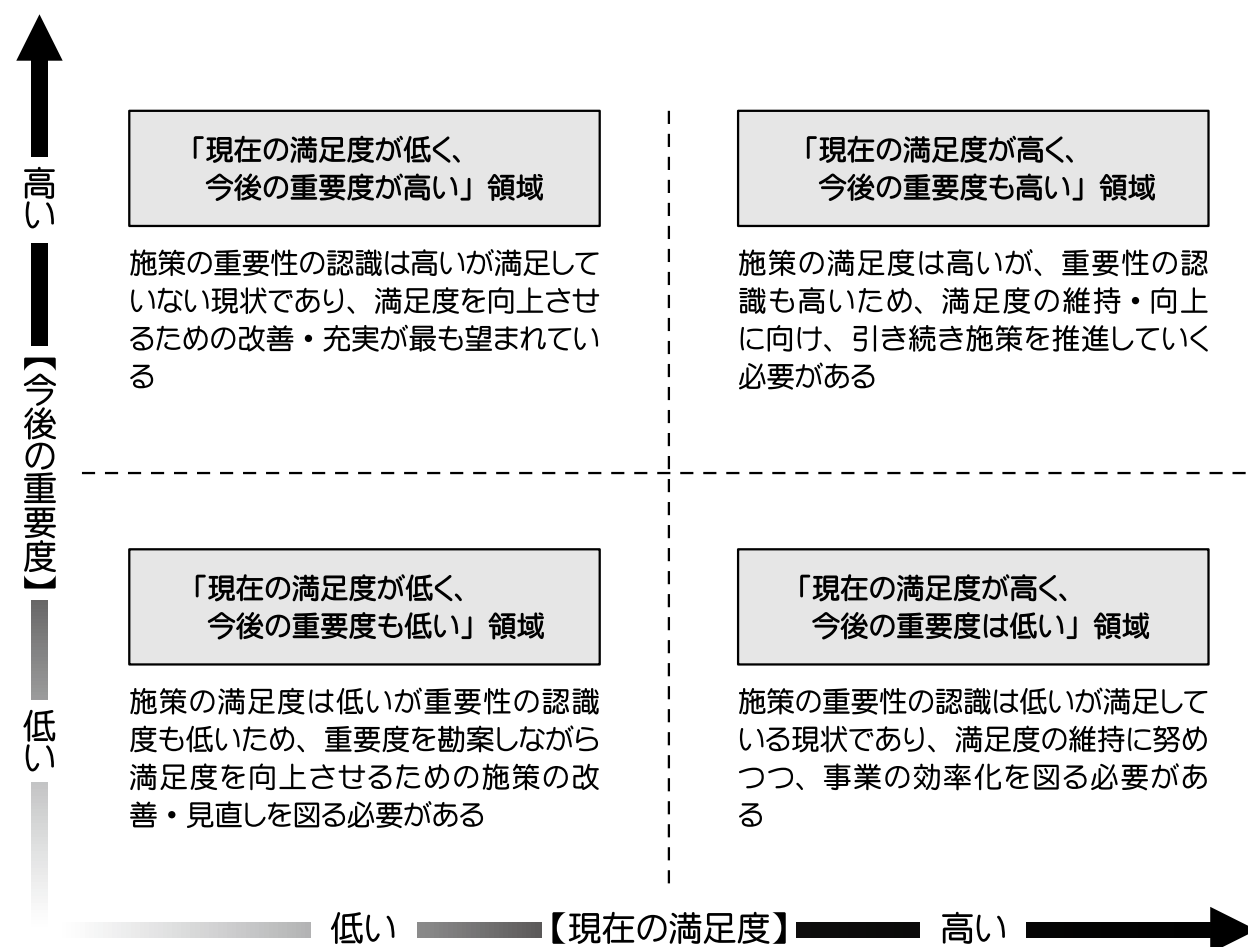
満足度の点数（スコア）化の定義

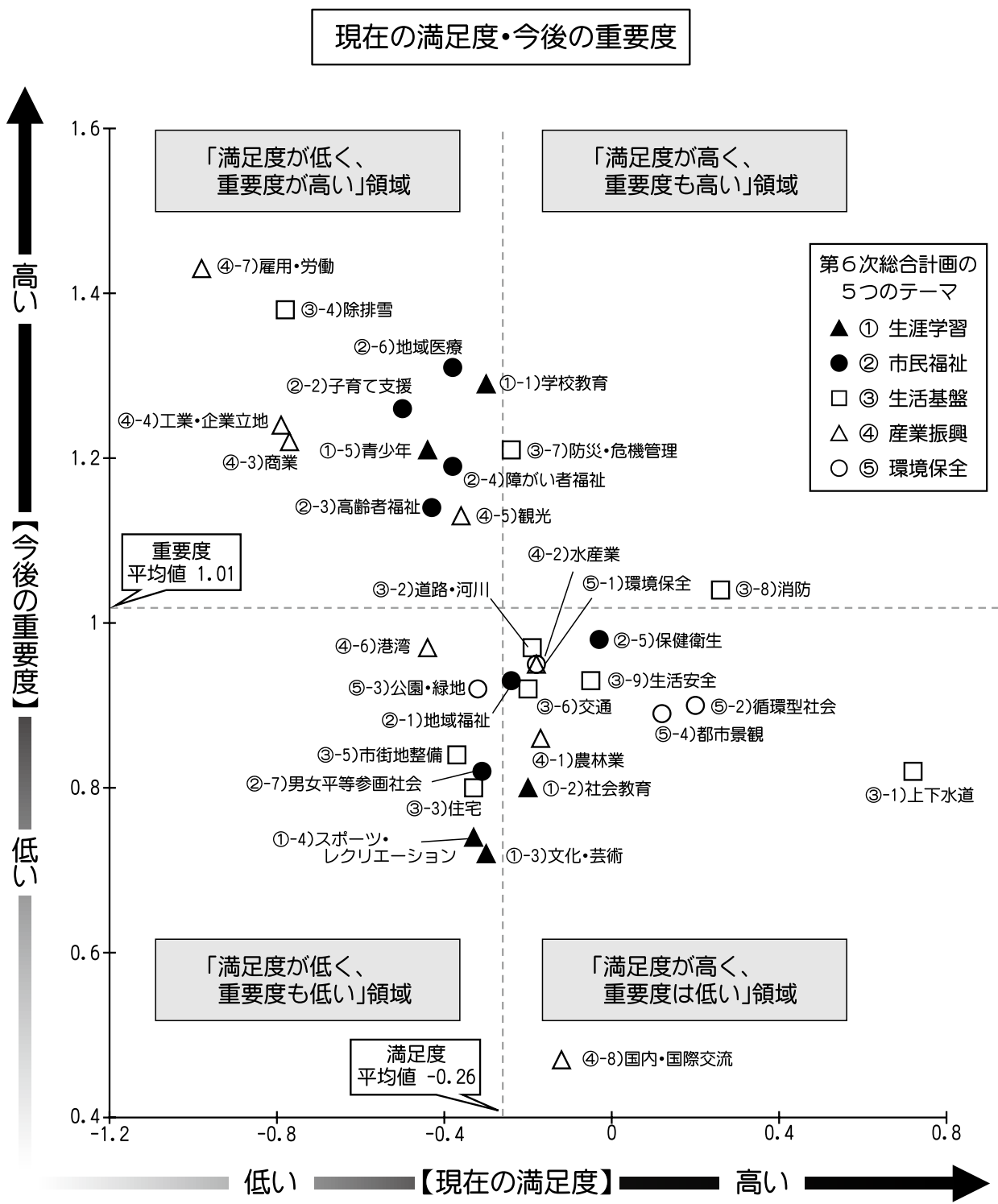
	点 数
満 足	2
やや満足	1
ふつう	0
やや不満	-1
不 満	-2
分からない	カウントしない
無回答	カウントしない

重要度の点数（スコア）化の定義

	点 数
重 要	2
やや重要	1
ふつう	0
あまり重要ではない	-1
重要ではない	-2
分からない	カウントしない
無回答	カウントしない

点数（スコア）化した「現在の満足度」と「今後の重要度」をグラフに表し、4つの領域に分類します。これは、限りある資源でまちづくりを行う上で、今後どこに力を入れていくべきかを示す重要な情報と考えます。





「現在の満足度」及び「今後の重要度」の平均値（満足度-0.26、重要度+1.01）を基準として、4つの領域に区分しました。

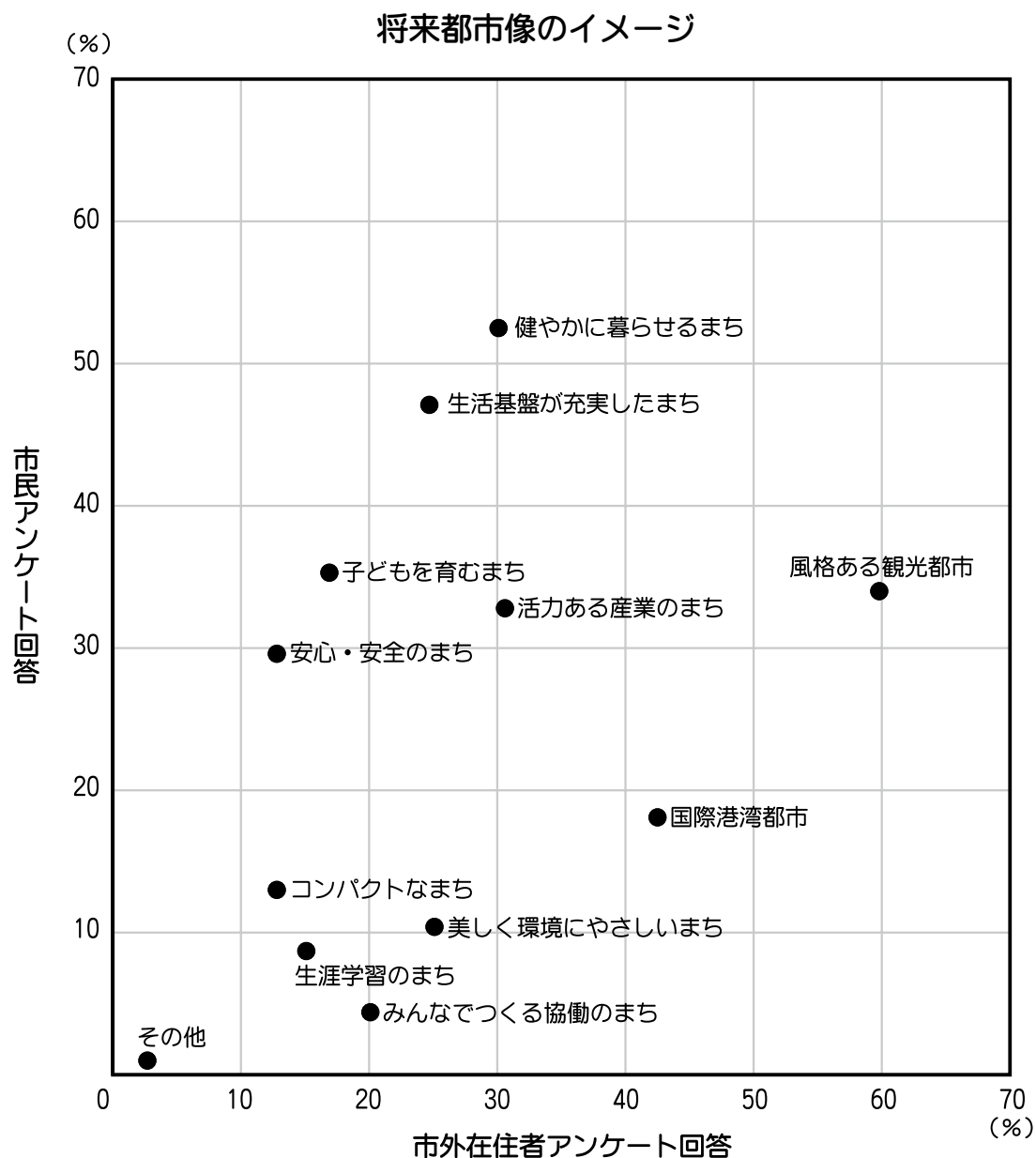
「現在の満足度が低く、今後の重要度が高い（今後、重点的に取り組むべきと考えられる）」領域のうち、「雇用・労働」「除排雪」「工業・企業立地」「商業」が特にその傾向が強いものとなっています。第6次計画策定に当たってのアンケート調査と同様の傾向が読み取れる結果となりました。



将来イメージ

「小樽市が将来どのような姿になるのがふさわしいと思うか」について、市民アンケートでは、「健やかに暮らせるまち」「生活基盤が充実したまち」「子どもを育むまち」などが上位となり、市民の実生活に密着した分野の充実を望んでいると考えられます。

一方、市外在住者アンケートでは、「風格ある観光都市」及び「国際港湾都市」が上位となっており、国際的な観光都市として期待が高いと考えられます。





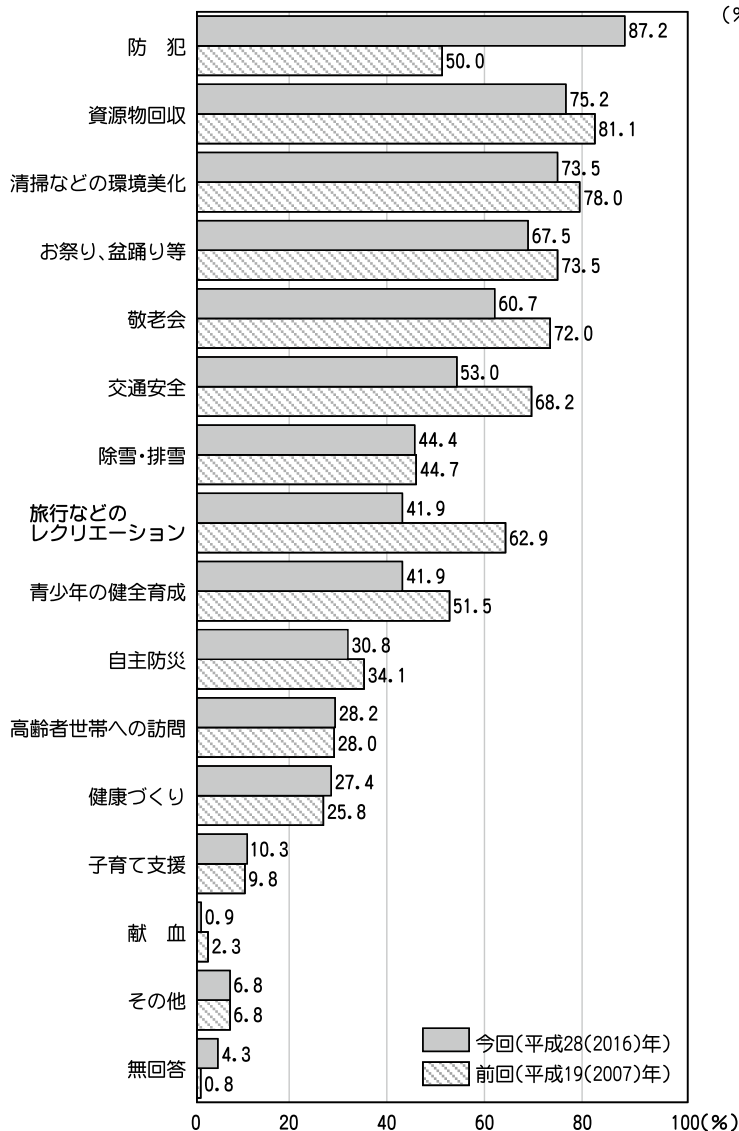
(2) 地区別（町会等）アンケート調査

調査対象：小樽市内の町会及び自治会
 調査方法：郵送配布・郵送回収
 調査期間：平成28(2016)年8月22日～9月14日
 有効回答数：117件（回収率69.6%）

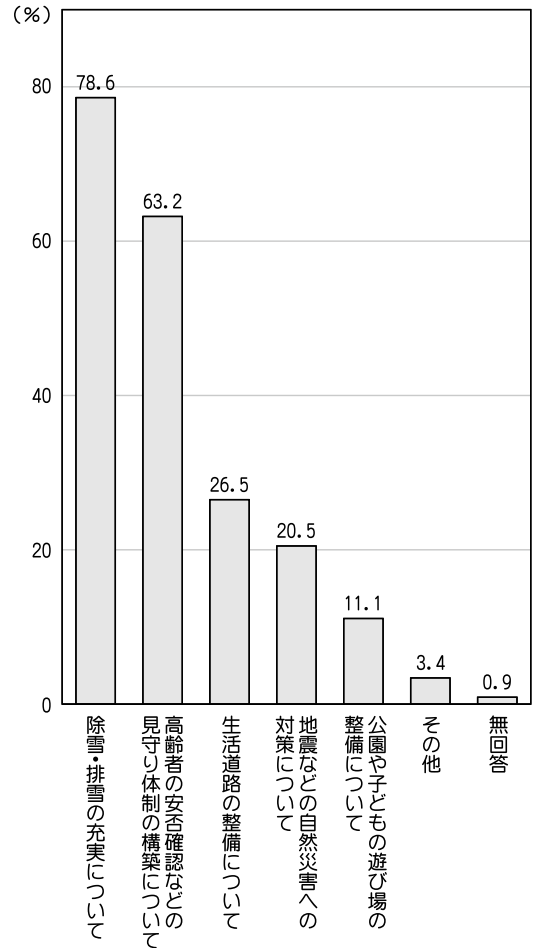
町内会の活動について、現在行っている活動では「防犯」が90%近くと最も多く、次いで「資源物回収」「清掃などの環境美化」が続く。前回調査（平成19(2007)年）との比較では、「防犯」が大きく増加しました。また、今後行いたい活動では「子育て支援」「高齢者世帯への訪問」が増えており、少子高齢化を反映していると考えられます。運営や活動の課題としては、「役員の確保」が最も多く、以下「住民の関心の低下」「町内会加入率の低下」が続く、いずれも前回調査よりも高くなっています。

地域における生活環境の中で特に重要と考えているものは、「除雪・排雪の充実」が78.6%と最も多く、「高齢者の安否確認などの見守り体制の構築」も60%を超えています。

町会で現在行っている活動



地域における生活環境で重要と考えるもの

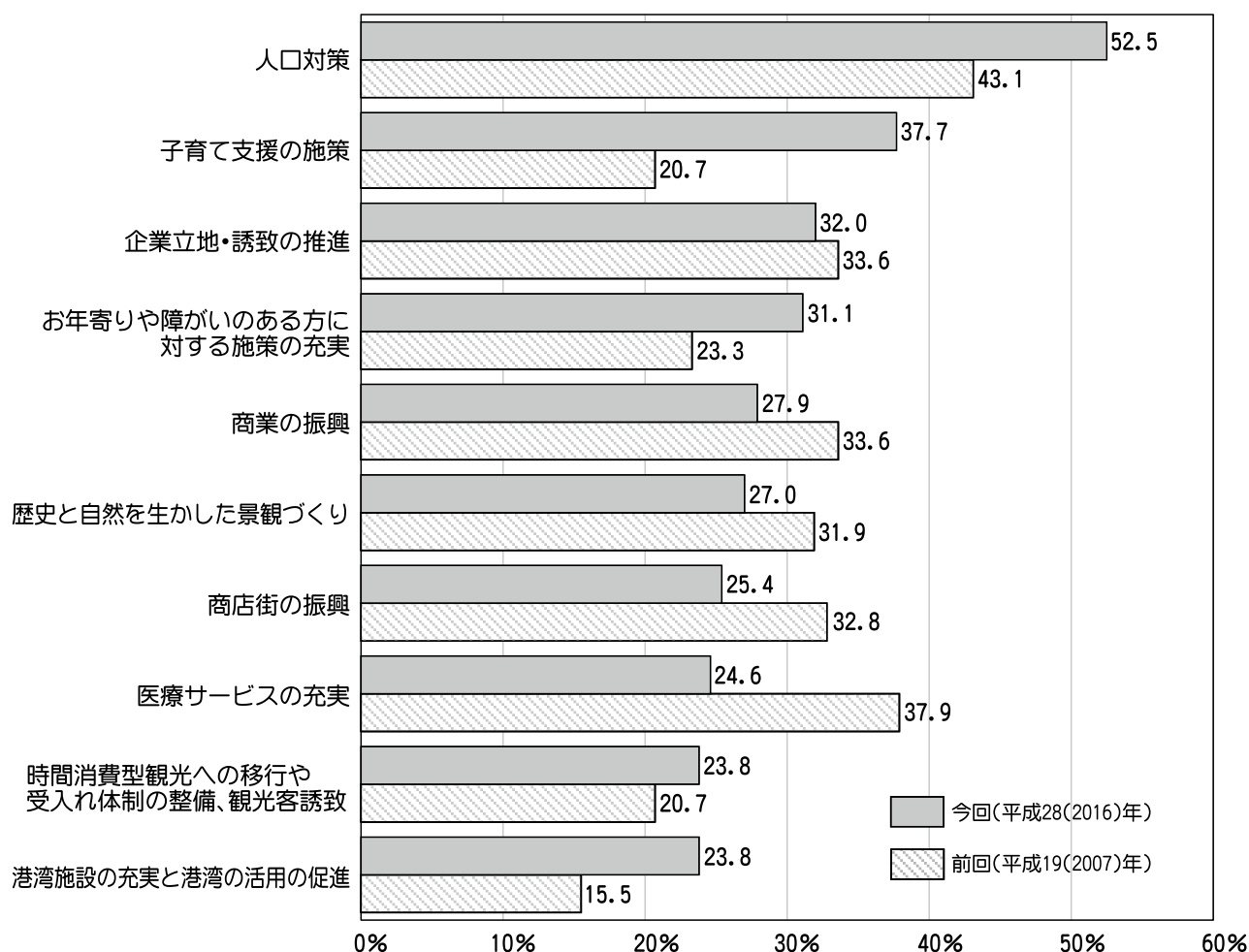


(3) 団体別アンケート調査

調査対象：小樽市内の経済、建設、教育、福祉などの団体
調査方法：郵送配布・郵送回収
調査期間：平成28(2016)年8月22日～9月14日
有効回答数：122件（回収率70.9%）

まちづくりのどの分野に力を入れるべきかについては、「人口対策」が最も多く、次いで「子育て支援の施策」「企業立地・誘致の推進」「お年寄りや障がい者に対する施策の充実」と人口減少・少子高齢化に関連の深い項目が上位となっています。また、前回調査（平成19(2007)年）との比較では、「子育て支援の施策」が大幅に増加し、関心の高まりがうかがえる一方、「医療サービスの充実」が大きく減少しており、この間に一定程度充実したことがうかがえます。

力を入れるべきまちづくりの分野





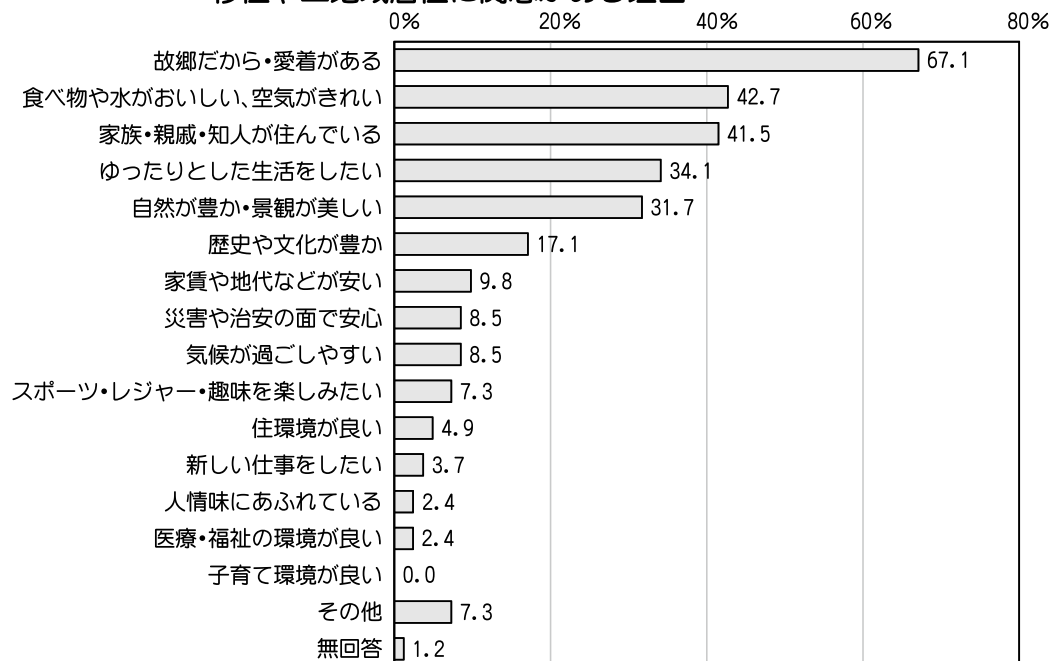
(4) 市外在住者アンケート調査

調査対象：東京小樽会会員及び関西小樽会会員
 調査方法：郵送配布・郵送回収
 調査期間：平成28(2016)年8月22日～9月14日
 有効回答数：219件（回収率51.3%）

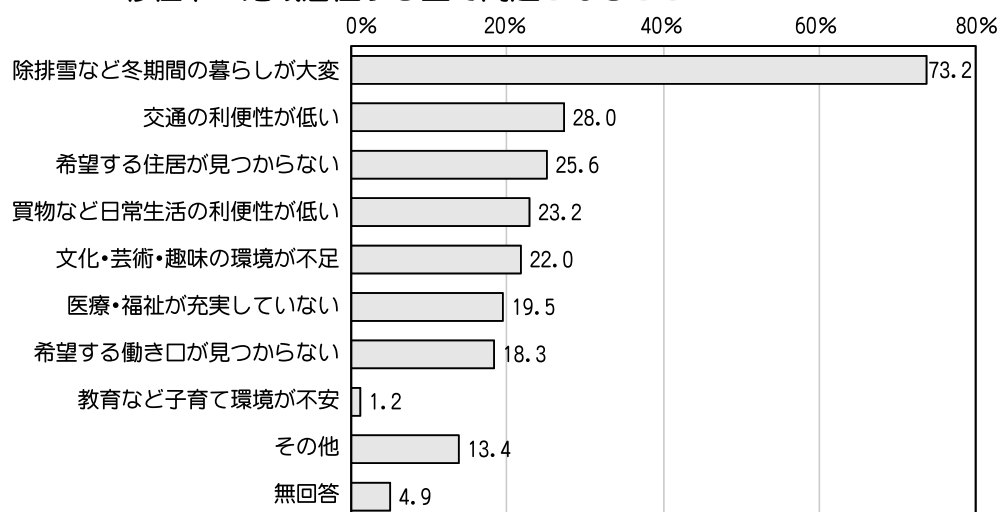
東京小樽会会員及び関西小樽会会員を対象に行った本調査によると、移住や二地域居住について、約4割の人が「関心がある」と回答しており、その理由としては、「故郷だから・愛着がある」が最も多く、以下、「食べ物や水がおいしい、空気がきれい」「家族・親戚・知人が住んでいる」「ゆったりとした生活をしたい」「自然が豊か・景観が美しい」が上位回答となっています。

また、移住や二地域居住をする上での問題点については、「除排雪など冬期間の暮らしが大変」が、70%以上で圧倒的に多く、以下、「交通の利便性が低い」「希望する住居が見つからない」が続いています。

移住や二地域居住に関心がある理由



移住や二地域居住する上で問題となること





(5) 観光客アンケート調査

調査対象：国内観光客

調査方法：浅草橋・メルヘン交差点付近にて、聞き取り又は本人記入方式

調査期間：平成28(2016)年9月1日

有効回答数：154件

観光客に小樽の魅力について「来る前」と「来た後」別に尋ねたところ、特にプラス印象が多い項目は、「地元ならではのおいしい食べ物がある」「運河や歴史的建造物などの観光スポットに魅力がある」「魅力的な特産品や土産物がある」となりました。また、どの項目もプラス印象がマイナス印象よりも多くなりましたが、相対的にマイナス印象の割合が高いものとしては、「宿泊施設、温泉に魅力がある」「楽しい施設、体験メニュー、アクティビティ、イベントがある」でした。

なお、全体的に「来る前」より「来た後」のほうが、プラスの印象の割合が増え、マイナスの印象が減っており、中でも「観光情報・案内が充実している」が「来た後」でプラス印象が大きく上昇しました。

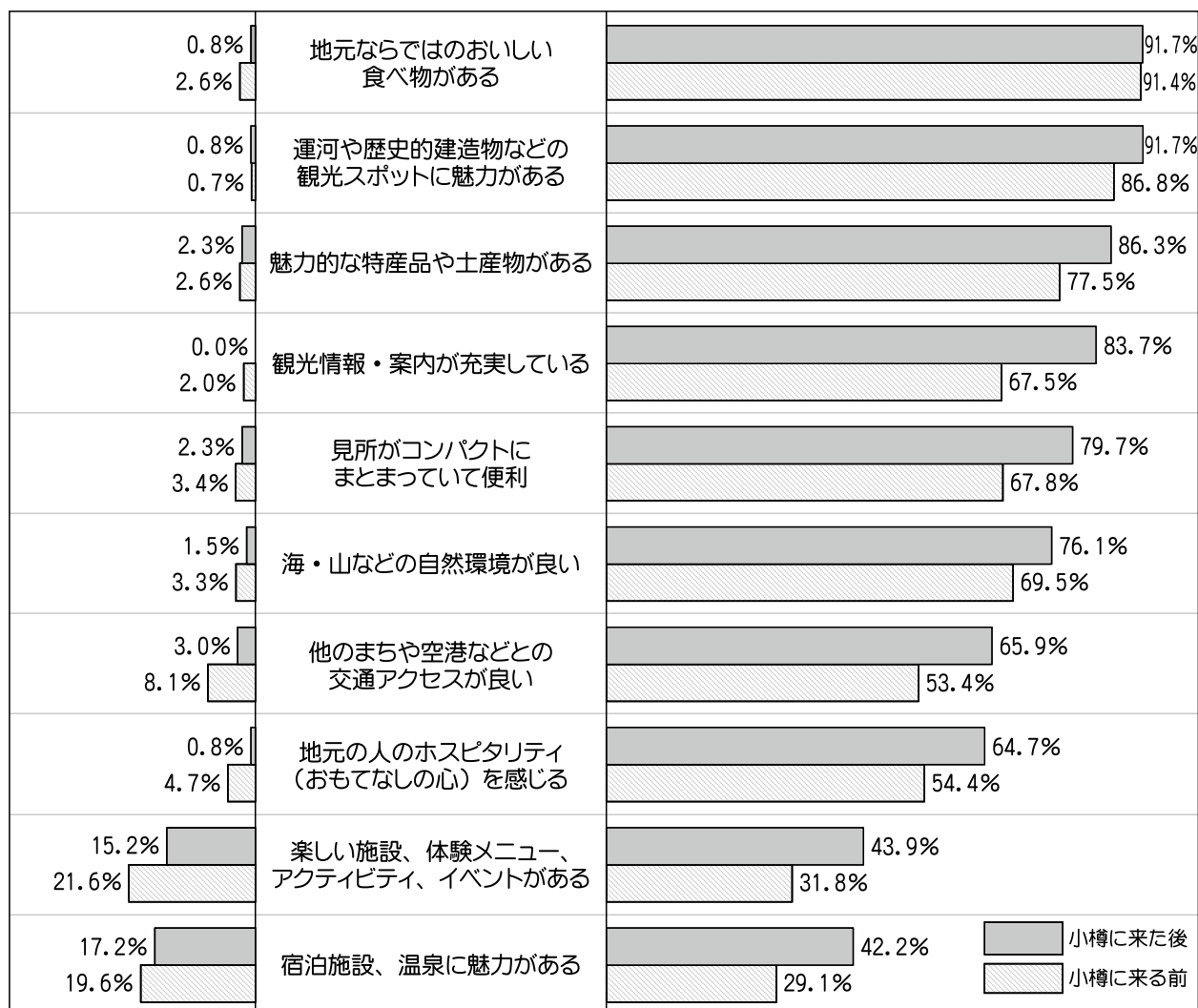
小樽の魅力について（小樽に「来る前」と「来た後」の印象）

マイナスの印象

（そう思わない・あまりそう思わない）

プラスの印象

（そう思う・ややそう思う）





(6) 小樽市民会議 100

開催日：平成29(2017)年6月3日～10月21日（全5回）
会場：小樽経済センター
参加者数：276人（延べ）

高校生以上の方を対象に、まちづくりについて理解を深めながら自由に意見を出し合うワークショップを開催しました。会議では「小樽のいいところ・わるいところ」「目指すまちの姿」などについて話し合い、実現したい取組を「アクションプラン」としてまとめました。

小樽の主な特色や課題（いいところ・わるいところ）

●小樽は「自然環境が豊かで、食べ物がおいしいまち」

海や山など自然環境が豊かで、水や海産物などがおいしい、という意見が多数ありました。

●小樽は「歴史があり、景観が良い、観光資源が豊かなまち」

歴史・文化がある、歴史的建造物が多数、イベント・お祭りが多いなどが「いいところ」として多く挙げられました。なお、観光客の行き先の偏りや、夜のにぎわいなど、観光の課題についての意見もありました。

●小樽は「住みやすく、街の雰囲気が良い」

バス路線が多い、災害が少ない、市場が多い、札幌に近いなど、「住みやすい」とする意見が複数ありました。なお、病院・交通・買物・市民については、いいところ・わるいところ両方で意見がありました。

●小樽は「子育て環境、除排雪、雇用、商業施設などの生活環境が課題」

産婦人科が少ない、除排雪が悪い、交通の便が悪い、買物が不便、働くところがない、公園が少ない、公共施設が古いなど、市民生活に関する課題が多く挙げられました。

●小樽は「人口減少や行政が課題」

若者などの人口減少や、行政の力不足が課題だとする意見も挙げられました。



目指すまちの姿と、その実現のための具体策

分 野	目指すまちの姿	具体策（アクションプラン）
生涯学習	○市民全体で子育てする教育環境が充実したまち ○文化・スポーツ活動の環境が充実し、歴史・文化の活用でにぎわうまち	○スポーツ祭、職場体験など、大人と子どものつながりを持てるイベントを行う ○科学教室や、図書館で本に親しむ取組などを、市民の協力で充実させる ○歴史的建造物で、子ども・若者が楽しめるイベントを実施
市民福祉	○人のつながりが活発で、医療・介護体制などが充実した、高齢者をはじめ誰もが健康で活躍できるまち	○冬に集まれる場所をつくり、健康的な食事をみんなで一緒に ○町内会などで行っている良い取組を紹介して、ほかの地域にも広める ○高齢者の健康づくり教室を開催 ○児童クラブに高齢者が参加する
子育て支援	○産科や子ども・子育て世代向けの施設、支援制度が充実し、子育てしながら働ける環境の整った、安心して子どもを生み育てられるまち	○子育て支援のための多目的に使える、託児付き交流スペースをアクセスの良い場所に開設する ○交流スペースでは、母子で集い、情報交換できる「ママカフェ」、食育などのワークショップ、子どもの学習支援などを実施
生活基盤	○除排雪や公共交通が充実した、全ての人にとってやさしく動きやすいまち ○空き家の活用が進み、住環境が充実したまち	○高齢者の一人住まいの家の除雪 ○買い物や通院などの移動手段として、会員制のコミュニティバスを運行する ○地域全体で空き家と活用希望の情報収集・発信をする
産業振興	○企業誘致や起業家の育成、農水産業の振興などで雇用環境が良く、観光の更なる充実や港湾の活用などでブランド力のあるまち ○若い世代にも魅力的な施設等が充実したまち	○職業体験をもっと増やす（小～高校） ○産・官・学が一体で、人材育成～起業～成功までを一元的に支援する組織をつくる ○AIなどIT産業の企業誘致 ○新しい観光資源の開発と、既存の資源の再利用・見直し ○宿泊を促す観光の開発（夜型・朝型）
環境保全	○海や山などの自然環境や景観が活用され、まちなかに公園や緑が充実した、みんなで環境を守る美しいまち	○ビーチウォーク、遊歩道の整備など海岸線の活用 ○市民フォーラムや講演会など、自然・環境の意識啓発等の実施 ○天狗山遊園地の整備



(7) おたる子ども会議

開 催 日：平成29(2017)年7月15日
会 場：国立大学法人小樽商科大学
参 加 者 数：24人（市内中学校12校から各2人）

次代を担う世代の意見を把握するため、中学生を対象に意見交換と発表を行う会議を開催しました。「これからの小樽のまちづくり」をテーマに、各校から意見を持ち寄り、4つのグループに分かれて協議を行い、その意見を深めました。

小樽の良いところ、好きなところ

●小樽は、歴史的な建造物も多く、まちの歴史がある

小樽には歴史がたくさんあり、建造物や工芸品など古くから残っているものがたくさんあるという意見が多数ありました。

●小樽は、観光名所がたくさんあり、観光客が多い

小樽運河や歴史的なまちなみ、ガラス、夜景、潮まつりなど多数の魅力が挙げられました。

●小樽は、自然が豊か

自然環境が豊かで、どのシーズンも楽しめるなどの意見が多数ありました。

●小樽は、食べ物がおいしい

寿司、海産物のほかスイーツなどおいしいものがたくさんある、という意見が多数ありました。

10年後、こんなまちになってほしい

若者が過ごしやすいまち

- ・世界最大級の屋内スポーツ施設を作る、保育園など育児施設の充実
- ・日本初上陸！の何かを呼び込む
- ・宇宙エレベーターをつくる
- ・若い人たちが、働く場所を増やす
- ・専門学校や大学を増やす、会社を誘致する
- ・小樽駅やショッピングモールの拡大

活気あふれるまち

- ・遊園地・アスレチック・体育館など遊べる場所を増やす
- ・学校などでボランティア活動に積極的に取り組む
- ・昔の人の暮らしを体験できる施設をつくる
- ・歴史的建造物を生かしたお店をつくる
- ・いろんな人が参加できるようなイベントを増やす



04 今後のまちづくりの課題

本市の現状や市民意識から、今後のまちづくりの基本的な課題を整理しました。

人口減少と少子高齢化への対応

本市は、若年層を中心とした転出超過と出生数減少による人口減少が進んでいます。第6次総合計画では、人口減少を最小限にとどめるため、各施策の着実な推進に努めましたが、人口の推移は、ほぼ当初の推計どおりの減少が続いている状況です。

人口減少と少子高齢化は、まちの活力や生活利便性の低下につながるため、市民アンケート等においても、人口対策やそれと関連の深い施策への期待が高く、特に重要な課題であるといえます。

安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり

少子化は人口減少の大きな要因であり、市民アンケートで「子育て支援」「学校教育」「青少年」は今後の重要度の高い施策となっています。団体アンケートにおいても子育て支援策への関心が大きく高まっているほか、「小樽市民会議100」では、産科や子ども・子育て世代向けの施設などの充実を望む意見が多く出されたことなどから、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが強く望まれていると考えられます。

強みを生かした産業振興によるにぎわいと雇用の創出

「雇用・労働」「工業・企業立地」「商業」は、市民アンケートで満足度が低く今後の重要度が高い施策であり、今後重点的に取り組むべきと考えられます。また、「買い物などの日常生活の便」は、住み続けたい理由・転出したい理由の双方で上位であり、定住への影響が大きいことがうかがえます。そのほか、「小樽市民会議100」や「おたる子ども会議」でも、働く場所や商業施設の充実などを求める意見が多く出されたことから、若年者などの定住を促進するためには、これらの改善が重要であると考えられます。

一方、本市は観光都市として全国的な知名度を誇っており、観光客アンケートでも歴史的景観や食べ物、特産品などに多くの人が魅力を感じていることがうかがえました。こうした本市の持つ強みを生かした、にぎわいと雇用の創出が有望であると考えられます。

健やかに暮らせるまちづくり

市民アンケートで「健やかに暮らせるまち」は、小樽の将来イメージ1位であり、「地域医療」「障がい者福祉」「高齢者福祉」は、今後の重要度が高い施策となっています。また、地区別アンケートで「高齢者の見守り体制」が重要と考えられているほか、団体別アンケートで「お年寄りや障がいのある方に対する施策」への関心が高まっていることから、保健・福祉・医療の充実が期待されていると考えられます。



安全で暮らしやすい生活基盤の充実

市民アンケートで「除排雪」「防災・危機管理」は、今後の重要度が高い施策であり、特に「除排雪」は、地区別アンケートでも、地域における生活環境で重要と考えられています。また、市民アンケートの住み続けたい理由・転出したい理由の双方で「交通の便」が上位であったことから、「交通」が定住に関して影響が大きいことがうかがえます。

こういった背景からか、市民アンケートの将来イメージでは「生活基盤が充実したまち」が2位となっており、安全で暮らしやすい生活基盤の充実が求められています。

自然環境やまちなみの保全と活用

市民アンケートで「自然環境に恵まれている」は住み続けたい理由の2位であり、「小樽市民会議100」「おたる子ども会議」においても、「恵まれた自然環境」「歴史のあるまちなみ」について多くの意見が出されており、本市の持つ魅力・強みとして広く市民に共有されています。

こうした本市の魅力を今後も維持していくとともに、まちづくりを進める上でこれらを活用していくことが求められています。

生きがいつくりと歴史・文化の活用

市民アンケートで「楽しむ場所や機会の不足」が転出したい理由の2位であることや、「おたる子ども会議」でスポーツ施設などの遊べる場所の充実を求める意見が多かったほか、時間に余裕のある世代の増加から、生涯にわたり生きがいを感じられ、楽しく暮らせる環境の充実が求められていると考えられます。

また、「小樽市民会議100」では、歴史や文化をまちの魅力としてとらえ、歴史的建造物や文化財などの活用について様々な意見が出されており、歴史・文化を生かしたまちづくりが期待されています。

市政運営の共通の課題

人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢が変化し、市民ニーズや行政課題が複雑・多様化する中、小樽市自治基本条例の理念に基づき、あらゆる世代や多様な主体が参加、協働したまちづくりの推進が必要です。

本市の財政状況は、主要な収入である市税と地方交付税が減少傾向にあり、今後も更に厳しくなる見通しの中、多くの公共施設等の老朽化対策が課題となっており、将来の人口や財政規模に見合った持続可能な行財政運営が必要となっています。

こうした状況は他の自治体も共通した課題であり、将来にわたり効率的かつ安定的に行政サービスを行っていくため、近隣市町村との連携による行政課題の解決に向けた取組の強化が必要と考えられます。

第7次小樽市総合計画

基本構想

- I 基本構想について
- II まちづくりの展望
- III 計画の体系
- IV 人口減少・少子高齢化への対応
- V まちづくり 6つのテーマ
- VI 市政運営の基本姿勢
- VII 土地利用・地区別発展方向





I 基本構想について

この基本構想は、小樽市自治基本条例第20条に基づき策定する「第7次小樽市総合計画」のうち、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想をいい、本市が目指す将来都市像を示し、それを実現するための基本的方向を明らかにするものです。

この基本構想の期間は、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間ですが、本計画の策定後に生じた社会変革の動きに対応するため、令和5年度に基本構想の見直しを行いました。

II まちづくりの展望

01 ▶ まちづくりの基本的な考え方

本市は北海道開拓とともに鉄道や港を中心に発展し、明治、大正、昭和初期の繁栄の時代に築かれた歴史文化資源を有し、変化に富んだ美しい海岸線や緑豊かな山々などの自然景観が一体となった情緒あふれるまちなみは、そこに暮らす人々の郷土に対する誇りや愛着を育み、訪れる人々を魅了するまちとして歩んできました。

これから更に、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指します。

そして、市制施行100年という大きな節目を越えて、先人たちから受け継いだこのすばらしいまちを、人口減少や急速に進展するデジタル技術の活用などがもたらす社会経済情勢の変化にしなやかに適応して、次の世代へ責任をもって引き継げるよう、持続可能な発展を図ります。

このため、小樽市自治基本条例の理念に基づき、市民、議会及び市が、互いの役割や責務を理解し合い、支え合い、小樽への郷土愛を持って、協働によるまちづくりを進めます。

02 ▶ 将来都市像

まちづくりの基本的な考え方を踏まえ、実現を目指す将来の都市像を次のとおり掲げます。

自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽
～あらたなる100年の歴史へ～



03 将来人口

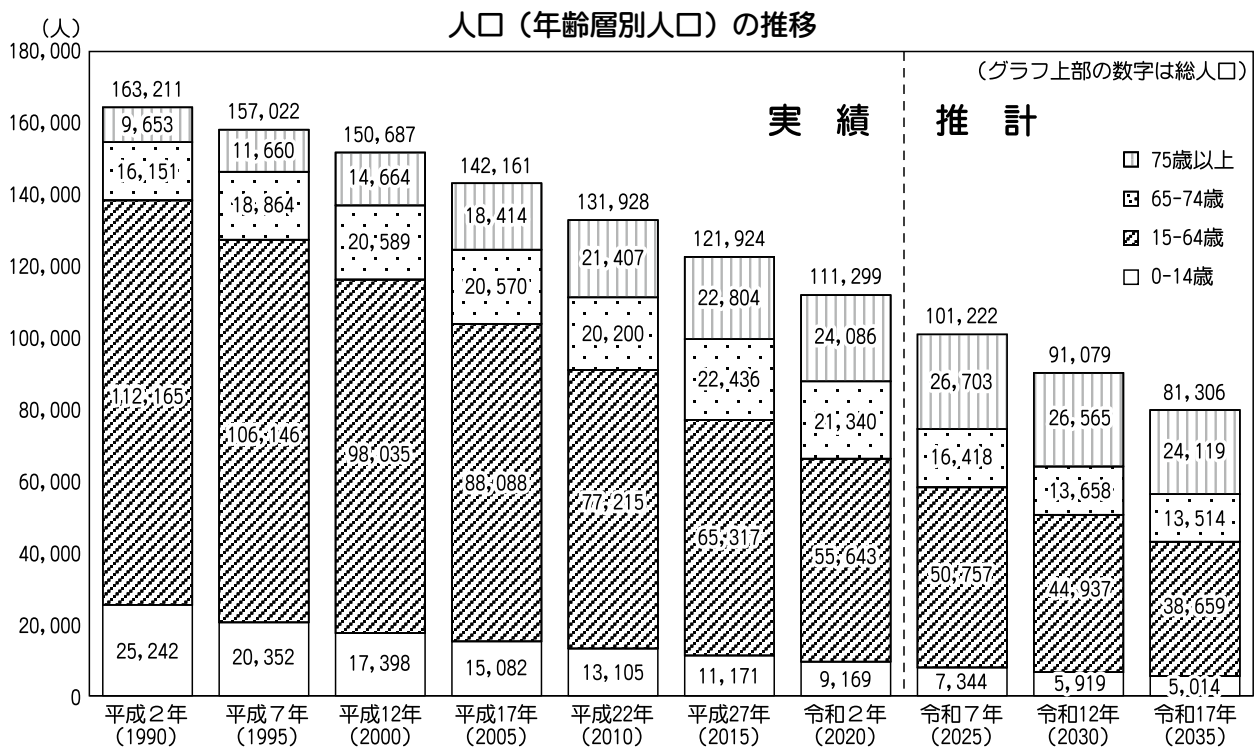
本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、5年ごとに約1万人の減少が続く見通しであり、本計画期間中に10万人を下回ると予想されます。

本市の人口は、低年齢になるに従い少なくなっていることから、将来の子育て世代の減少に伴い、出生数の減少が続く見通しであり、年少人口（0～14歳）は、平成27（2015）年と比べ、20年後の令和17（2035）年にはほぼ半減し、生産年齢人口（15～64歳）も、同期間で4割ほど減少すると推計されています。

また、高齢者人口（65歳以上）も今後は減少が続く見通しですが、一方で、総人口に占める高齢者人口の割合は、本計画期間中、相対的に上昇を続けると予想されます。

中でも、令和7（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となることから、本計画期間中に後期高齢者数はピークを迎え、総人口に占める割合も4人に1人を超える見通しです。

人口は、自治体運営の基礎であり、人口減少・少子高齢化の進行は、市民生活やまちの活力など多方面に影響を及ぼすことから、人口対策を最重要課題と位置付け、関連施策を総合的に展開することにより、人口減少の抑制を図るとともに、将来人口に適切に対応するよう努めます。



年齢別割合(%)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)
0～14歳	9.9	9.2	8.3	7.3	6.5	6.2
15～64歳	58.5	53.7	50.5	50.1	49.3	47.6
65歳以上	31.5	37.2	41.2	42.6	44.2	46.3
うち、65～74歳	15.3	18.4	19.4	16.2	15.0	16.6
うち、75歳以上	16.2	18.7	21.8	26.4	29.2	29.7

※平成2～令和2年の人口は、国勢調査結果によるもの。総人口には年齢不詳を含むため、合計とは一致しない。

また、年齢別割合(%)は、総人口から年齢不詳を差し引いた数値で算出している。

令和7年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和5年12月推計）によるもの。

Ⅲ 計画の体系

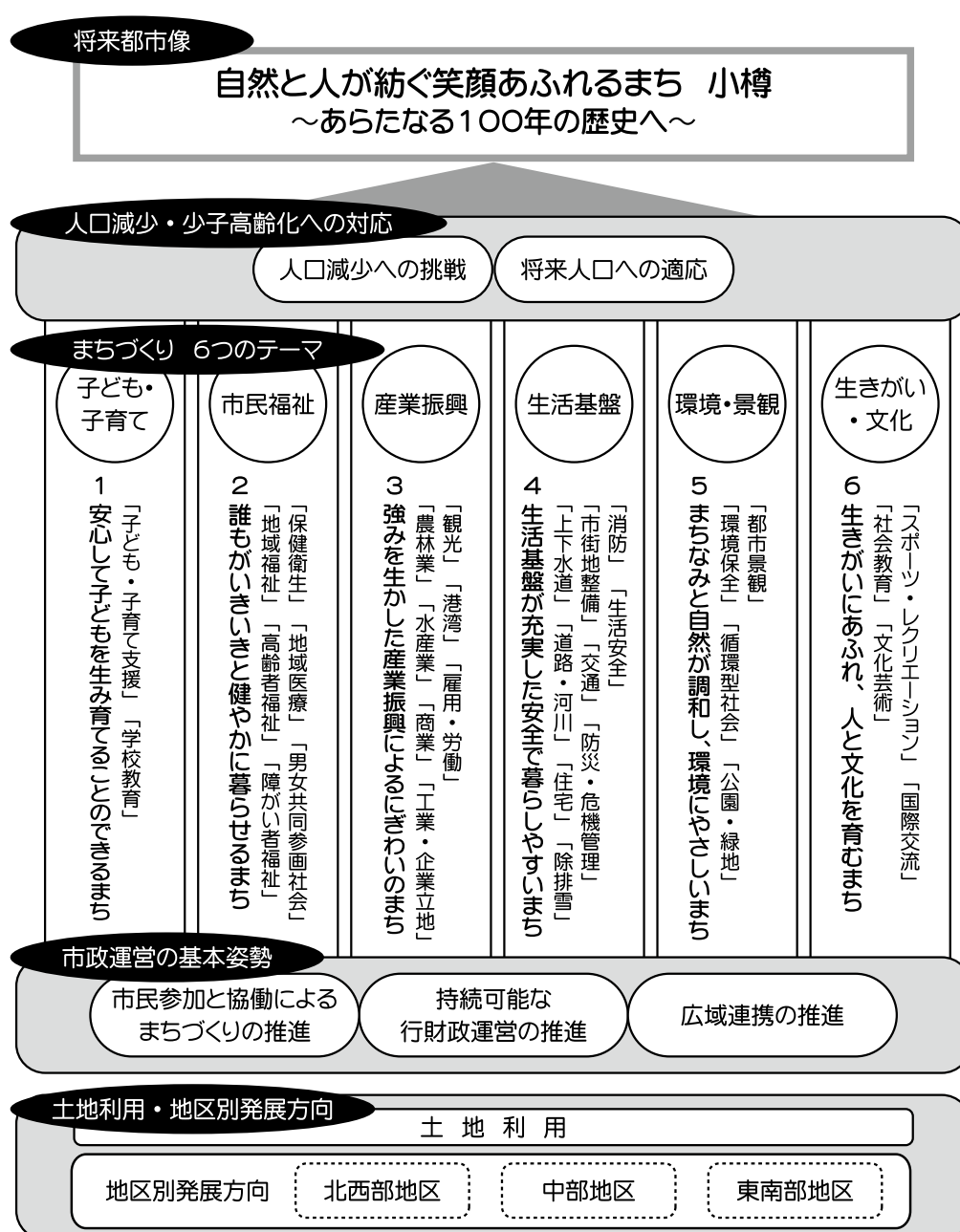
将来都市像の実現のため、次の体系により、まちづくりを進めます。

「人口減少・少子高齢化への対応」は、急速に進む人口減少と人口構造の変化に対して取り組むべき方向性を示し、これに沿った施策を分野を横断して関連付け、重点的に取り組むものです。

「まちづくり 6つのテーマ」は、分野ごとに施策を展開するための体系です。

「市政運営の基本姿勢」は、これらの施策を着実に推進していくための基本姿勢として掲げています。

「土地利用・地区別発展方向」は、土地利用に関する基本的な方針と、地区ごとの特性に応じた発展の基本方向を示します。





V まちづくり 6つのテーマ

市政の各分野を「子ども・子育て」「市民福祉」「産業振興」「生活基盤」「環境・景観」「生きがい・文化」に分類し、『まちづくり 6つのテーマ』として体系付けました。

『まちづくり 6つのテーマ』は、32の施策により構成し、施策ごとに目指すべき姿とその展開方向を明らかにしたものです。

テーマ 1 安心して子どもを産み育てることのできるまち（子ども・子育て）

地域全体で子育てを支え、子どもを守り育てる環境を整えるとともに、小樽の未来を担う子どもたちに、多様な社会的変化を乗り越えるための力を育む学校教育を地域と連携・協働しながら取り組み、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが健やかに育まれるまちを目指します。

施策 1 子ども・子育て支援

妊娠、出産から子育ての不安を解消し、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを目指します。

また、心豊かでたくましく、地域社会で積極的に活動する、豊かな感性と広い視野を持った青少年の育成を目指します。

このため、家庭はもとより、行政や地域が連携して社会全体がそれぞれの役割を担い、子どもの成長を支えていくことができる環境づくりを進めるとともに、仕事と子育ての両立など、多様な市民ニーズに対応した、子育て支援の推進に努めます。

また、青少年の地域活動の支援や子どもの居場所づくりを進めるとともに、地域全体で子どもを見守り育てる環境づくりや、子どもの基本的人権の尊重と保護に努めます。

施策 2 学校教育

子どもたち一人ひとりが、グローバル化や情報化など、予測困難な社会の変化に主体的に対応する力を身に付け、豊かな人生を切り拓き、未来の創り手となる資質・能力を育む学校教育を目指します。

このため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、小中学校の適正な配置と施設整備の充実に努め、教育環境の向上を図ります。

また、子どもたちを取り巻く状況の変化や、新たな教育課題に対応するため、教員の資質・能力の向上、学校段階間の連携・接続の推進と学校安全教育の充実に努めるとともに、健やかな体の育成を図ります。



テーマ 2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち（市民福祉）

市民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、互いの人権を尊重しながら、生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の生きがいをづくりや支援体制の構築、障がい者の地域生活支援体制の充実、市民の健康づくりや食の安全の確保、良質で安全な医療環境の整備など、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた施策の推進により、誰もがいきいきと健やかに暮らすことのできるまちを目指します。

施策 1 地域福祉

人と人、人と社会資源^{※1}がつながり、市民一人ひとりが、住み慣れた地域で、生涯にわたり、自分らしく、安心して心豊かに暮らせる社会をともに創っていく、地域共生社会の実現を目指します。

このため、様々な地域福祉活動の支援を通じたソーシャルキャピタル^{※2}の豊かな地域づくりに取り組むとともに、複雑多様化する福祉の個別ニーズにも対応可能な人材の発掘・活用や、地域の支え合いの意識の醸成と体制づくりに努めます。

施策 2 高齢者福祉

高齢者の社会参加が促進され、いきいきと自立した生活を送ることができ、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりを目指します。

このため、健康づくりや介護予防、生きがいをづくりの取組と生活支援サービスの充実を図るとともに、北海道、医療と介護の関係機関、専門家等と連携して、高齢者の生活を地域全体で支える「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

施策 3 障がい者福祉

市民一人ひとりが、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。

このため、障がいの特性やライフステージに応じた様々な福祉サービスの提供による地域生活の支援体制の充実を図ります。

また、障がいへの理解を深めて社会的障壁を取り除くとともに、情報の取得利用・意思疎通の円滑化や、差別解消・虐待の防止などの権利擁護の推進に努めることで、障がいのある人（障がい児・者）が自己の能力を最大限に発揮しつつ、いきいきと安心して暮らすための取組を進めます。

※1 「社会資源」…地域社会においてニーズを充足するための人・物・施設・組織・団体や知識・技術・情報・サービスなど、地域の福祉に役立つあらゆるもの

※2 「ソーシャルキャピタル」…地域社会の中で、協調的な諸活動を活発にするために重要とされる信頼、規範、結びつきといった社会的な関係



施策4 保健衛生

住み慣れた地域で、誰もが安心して生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指します。

このため、乳幼児から高齢者まで市民一人ひとりが生き生きとした生活が送れるよう、ライフステージに応じた市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を目指すとともに、いのちを守る包括的な支援の推進により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた「生きるを支え合う」まちづくりに努めます。

また、新型コロナウイルス感染症対策での経験を踏まえ、感染症予防と食の安全を確保するための情報発信や、健康危機管理体制の充実など、安全な生活環境づくりに努めます。

施策5 地域医療

市民がいつでも必要な医療を受けられ、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

このため、急性期から回復期、慢性期まで、病気の状態に見合った医療が適切に受けられるよう医療機関相互や福祉施設などとの連携・ネットワーク化を進め、限られた医療資源の効率的な活用に努めます。

市立病院については、経営の健全化を推進するとともに、高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割を果たすよう努めます。

施策6 男女共同参画社会

市民一人ひとりが性別に関わりなく、互いに人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会を目指します。

このため、根強く残る性別役割分担意識の解消のほか、男女平等の意識啓発や多様な性の尊重への取組など、あらゆる分野において誰もが対等に参画でき、多様な生き方を実現・選択できる社会づくりに向けた取組を進めます。



テーマ 3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち（産業振興）

今後予定される北海道新幹線の開通も見据えながら、本市の多彩な魅力の発信などによる更なる観光振興によって観光客の増加を図り、各産業にその経済効果を上げるとともに、新たな需要の創出や、北海道日本海側の拠点である2つの港湾、札幌市や後志圏と隣接する地理的特性などの強みを生かした産業振興により、安定した雇用を創出し、にぎわいのあるまちを目指します。

施策1 農 林 業

農地の高度利用により、生産性の高い農業の確立を図るとともに、札幌圏近郊の地理的優位性を生かした都市型農業の発展を目指します。

このため、農業生産基盤の整備、施設栽培の促進や農業経営の改善、遊休農地の利活用を図るとともに、新鮮・安心・安全な小樽産農産物の普及拡大に努めます。

林業については、自然環境の保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、森林の保全、整備に努めます。

施策2 水 産 業

つくり育てる漁業や適切な水産資源の管理を進め、豊かな海を再生し、水産物の安定供給を図るとともに、本市の魅力のひとつである「地魚や水産加工品」の付加価値向上を図り、水産業の持続的な発展を目指します。

このため、漁場環境の保全、栽培漁業の技術向上、後継者育成等に努めるとともに、漁港管理者である北海道と連携し漁港施設の整備に努めます。

また、小樽らしい水産加工品の商品開発やブランド化を図るとともに、地産地消の推進や小樽の知名度を活用した水産物の普及活動を行い、消費拡大に努めます。

施策3 商 業

消費者ニーズの多様化や購買環境が大きく変化を続けていく中で、消費者にとって価値ある小売業の振興を図るとともに、流通構造の変化に対応した卸売業の機能及び経営基盤の強化を進め、地域とともに発展する活力ある商業を目指します。

このため、小売業及び卸売業の事業者が、商品・サービスの提供に加え、地域に根ざしたコミュニティの場としての魅力づくりや、買い物の利便性、地域貢献活動など、それぞれが持つ機能と役割を発揮し、世代ごとの消費者ニーズを捉えた商業環境づくりを進めることや、商品の安定供給、地域需要に関する情報提供や掘り起こしなどにより流通機能を効率化することに対する支援に努めるとともに、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき、事業者の人材育成や経営基盤の強化を図ります。

また、関係機関と連携して事業承継を促進するとともに、起業・創業支援や空き店舗の活用などの支援策を推進し、商店街や市場等のにぎわいづくりに努めます。



施策4 工業・企業立地

地場の中小企業をはじめとした地域産業の持続的な発展を目指します。

このため、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき、地場企業の経営基盤の強化や生産性の向上、関係機関と連携した事業承継や創業の支援に努めるとともに、地場製品のブランド化と国内外への販路拡大や、産学官金や異業種連携のネットワーク化を進めるなど、地場産業におけるイノベーション^{※1}の推進を図ります。

また、地域経済への波及効果を高めるため、企業誘致を推進するとともに、進出企業の事業継続を後押しするため、地場企業との連携強化などを図ります。

施策5 観 光

本市が観光都市として更に発展するため、歴史的建造物の保全・活用をはじめ、本市特有の都市景観の維持に努め、観光客が豊かな自然、歴史、文化、食などの多彩で奥深い魅力を体感し、「何度でも訪れたいと思えるまち」を目指します。

このため、「小樽の魅力を深める」取組として、既存観光資源の磨き上げやナイトツーリズムなど新たな魅力を発掘する取組を進めるとともに、インバウンド^{※2}の誘致を強化し、多様化するニーズへの対応を図ります。

また、市内はもとより後志圏の豊かな自然や食など、魅力あふれる観光資源を広域的に活用する「小樽の魅力を広げる」取組を進めるとともに、ホスピタリティ^{※3}の啓発や観光ボランティア団体の活動促進により、市民の意識改革を図り、市民が積極的に参加する「小樽の魅力を共有する」取組を進めます。

これらの取組により、滞在時間の延長や複数回の訪問を促し、国内外観光客の消費拡大や関連産業への波及効果を高め、基幹産業として更なる発展に努めます。

施策6 港 湾

小樽港の歴史、地理的特性、関連産業の集積などを生かした活力のある魅力的な港湾を目指します。

このため、中国をはじめとする東アジア諸国やロシアなどの対岸諸国や北米地域などとの貿易の拡大を進めるとともに、生産年齢の人口減少に伴い物流事業者で深刻化している労働力不足等の国内物流体系の変化に対し、長距離フェリーの利用促進や物流機能の集約化などにより、効率的で持続可能な物流体系の構築に努めます。

また、クルーズ船の寄港促進を図るとともに、物流機能と調和を図りながら、歴史や文化、水辺を生かした観光・交流空間の形成に努めます。

さらに、既存施設の有効活用や老朽化対策、防災対策を進め、安全で安心に利用できる港湾機能の強化に努めます。

石狩湾新港については、背後地域への企業立地を推進し、同地域を更に活性化するとともに、小樽港とそれぞれの特性を生かしながら連携を強化し、両港が北海道日本海側の拠点港として、発展するよう努めます。

※1 「イノベーション」…生産技術の革新や新商品の導入、新市場、新資源の開拓、新しい経営組織の形成などの革新的行動

※2 「インバウンド」…外国人の訪日旅行のこと。

※3 「ホスピタリティ」…心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待の精神のこと。



施策7 雇用・労働

働きやすく安定した雇用の実現により、所得の向上を図るとともに、就業機会の充実した、働くことを希望する全ての市民が活躍できるまちを目指します。

このため、地域の雇用情勢や求職・求人双方のニーズを的確に把握しながら、関係機関などとの連携を強め、安定した雇用の確保や、若年者の地元定着と早期離職への対策のほか、女性・高齢者などの就業支援、職業能力などの開発・向上支援、職場環境の整備支援に努めます。



テーマ 4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち（生活基盤）

小樽特有の地形・気象などの状況の下、周辺の豊かな自然環境、情緒あるまちなみや歴史的資産などを生かし、市民や民間企業等と連携や協働しながら、快適で利便性が高く、自然災害に強い生活基盤を充実することにより、観光客には魅力が感じられ、高齢者や子どもに配慮した、全ての人にとって、安全で暮らしやすいまちを目指します。

施策1 上下水道

安全な水の供給を図るとともに、快適で安全・安心な生活環境を創造し、将来にわたって市民に信頼され続ける上下水道を目指します。

このため、経営基盤の強化及び老朽化対策や耐震化など上下水道機能の維持・強化を図るとともに、市民の視点に立った事業経営に努めます。

また、歴史的資産の有効活用や再生可能な資源の利活用の検討を行うほか、広域的な連携の推進に努め、危機管理対策の充実を図ります。

施策2 道路・河川

道路や河川の整備を進め、安全・安心で暮らしやすい生活環境の確保を目指します。

このため、地震や大雨など災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。

また、河川については、過去の豪雨災害を踏まえた上で整備を行い、水害対策の強化を図るとともに、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。

施策3 住 宅

自然やまちなみと調和した快適な住環境の形成と安全で安心して暮らせる住まいづくりを目指します。

このため、民間住宅のリフォーム支援に努めるとともに、市営住宅の改善や建替えを計画的に進め、住環境の改善に努めます。

利便性の高い中心市街地については、今後も引き続き住環境の充実を図り、まちなか居住の推進に努めます。

今後も増加が見込まれる空家等については、総合的かつ計画的な対策の推進により、良好な生活環境の実現に努めます。

また、市外からの移住を促進するため、住まいやまちの情報の積極的・効果的な発信や、小樽の暮らしを体感できる機会の創出に努めます。



施策4 除排雪

北国ならではの自然環境の中、冬期間であっても、外出しやすいと感じられる環境や安全・安心で快適な市民生活の確保を目指します。

このため、効率的な雪対策の充実を図り、高齢者や子どもなどにも配慮した除排雪に努めます。

また、将来を見据え、持続可能な除排雪体制を維持するため、雪堆積場等の確保やロードヒーティング設備などの維持更新に努めるとともに、市民との協働を進めます。

施策5 市街地整備

歴史や豊かな自然環境との調和を基本として、人口減少や少子高齢化などの社会動向に対応し、安全・安心で快適な都市生活を持続可能とする、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指します。

このため、これまでに整備されてきた都市基盤を有効に活用しつつ、新しい都市機能の適正な配置と誘導を進め、新旧の調和した、活力ある市街地の再生を進めます。

また、今後予定される北海道新幹線の開通に向けて、北海道新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めます。

施策6 交通

地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。

このため、公共交通を取り巻く環境の変化に対応しながら、新たな交通体系や輸送手段の導入などを含め、将来にわたって持続可能な地域公共交通の確保に努めます。

また、市民や本市を訪れる誰もが、安全・安心で円滑に移動できる交通環境づくりに努めるとともに、北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます。

施策7 防災・危機管理

地震や津波、豪雨などによる災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを目指します。

このため、土砂災害の防止や建築物の耐震化などの防災・減災施策を推進するとともに、防災・災害情報の収集・伝達手段の整備、市民や事業者、防災関係機関などとの協力体制の充実のほか、防災・減災に関する各種計画等の継続的な更新など、災害発生時の応急活動体制の強化に努めます。

また、国民保護法に示す武力攻撃事態等の発生に備え、国や北海道などの関係機関との連携強化に努めます。



施策8 消 防

市民の生命や財産を火災や災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

このため、消防・救急・救助体制の充実をはじめ、地域の安全を担う消防団の強化や近隣消防本部との連携により、大規模災害等に即応できる総合的な消防力の強化を図るとともに、市民防災組織と連携し、防火安全対策の推進と防火意識の啓発や情報発信に努め、火災予防に取り組みます。

施策9 生活安全

交通事故や犯罪を未然に防ぎ、市民が安全・安心で豊かな生活を営むことのできる地域社会の実現を目指します。

このため、子どもや特に高齢者に配慮した交通安全の推進を図るとともに、市民と一体となった防犯体制の整備を進めます。

また、高度化・複雑化している消費相談への対応を図り、消費生活の安定と向上のための消費者の保護と自立支援に努めます。



テーマ 5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち（環境・景観）

四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいけるよう、生活環境の保全や循環型社会の形成に向けた取組を行うとともに、自然環境との調和を図りながら、ゼロカーボン^{※1}の達成に向けた取組を推進するなど、地球にやさしく、潤いと安らぎのあるまちづくりを進めます。

また、本市は、北海道開拓の玄関口として栄えた歴史を持ち、運河のほか、北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物などの景観資源を有しています。これらを本市固有の財産として守り育てるとともに、魅力ある都市景観の形成を目指します。

施策 1 環境保全

良好で快適な環境の保全を図りながら、脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、将来の世代へ引き継いでいける環境にやさしい社会の実現を目指します。

このため、一人ひとりの環境に対する意識を高め、公害の未然防止に努めるとともに、省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの活用による地球温暖化対策を進めるなど、環境負荷の低減を図りながら、豊かな自然と共生する環境づくりを進めます。

施策 2 循環型社会

環境にやさしい循環型社会の形成を図るとともに、快適な生活環境の確保を目指します。

このため、市民、事業者、行政それぞれが役割を相互に理解しながら、循環型社会形成の基本的な考え方である3R「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「再利用（Recycle）」への積極的な取組を進めていくとともに、環境に配慮した廃棄物の適正な処理体制の構築に努めます。

施策 3 公園・緑地

人と自然が共生する、花と緑にあふれ、潤いと安らぎのあるまちづくりを目指します。

このため、今ある豊かな自然環境を守るとともに、地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。

施策 4 都市景観

小樽の歴史や文化が息づく歴史的なまちなみや、変化に富んだ海岸線、坂、山並み、四季の移ろいなど、重要な観光資源でもあるこれらの景観資源を本市固有の財産として守り育て、魅力ある都市景観の形成を目指します。

このため、観光振興も見据え、市民との協働による景観づくりを進めるとともに、景観法及び屋外広告物法を活用し、景観の保全や歴史的なまちなみと調和した新しい景観の創出に努めます。

※1 「ゼロカーボン」…CO₂等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成した状態



テーマ 6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい・文化）

一層の高齢化が見込まれる中、市民一人ひとりに生涯各期にわたる多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を行う環境を提供するとともに、市民による文化芸術の振興や多様な歴史文化資源の保存・活用に取り組み、海外との交流による多様な文化と触れ合いながら、市民の活力を高め、小樽らしさと国際性の豊かなまちを目指します。

施策1 社会教育

市民一人ひとりが、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて多様に学び、その学習成果を社会へ生かすことができる生涯学習社会の実現を目指します。

このため、多様なニーズに応じた学習機会の提供に努めるとともに、「学び」と「活動」の循環を形成する社会教育活動を促進します。

また、学習や情報発信の拠点となる社会教育施設の整備や機能の充実に努めるとともに、様々な学習機会を提供することにより、市民の利用促進を図ります。

施策2 文化芸術

市民の誰もが多様な文化芸術を身近に感じ、親しむことのできるまちを目指します。

このため、市民が文化芸術に触れる機会の拡充や、文化団体等との連携や支援に努めるとともに、継承、発展、創造していくための人材の育成を進め、文化芸術の振興に努めます。

また、文化財の適切な保存に努め、情報発信などにより郷土の歴史や文化に対する市民意識を高める取組を進めるとともに、文化財の活用の推進を図ります。

施策3 スポーツ・レクリエーション

生涯各期における多様なニーズに対応し、市民の誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しむことのできるまちを目指します。

このため、生涯スポーツの普及と競技力の向上を図るとともに、スポーツ団体等との連携や支援に努め、四季を通じてスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

また、市民ニーズに応じた体育施設の整備と適正な運営等に努め、利用促進を図ります。

施策4 国際交流

海外との交流が活発で、多様な文化とふれあえる、国際性豊かなまちを目指します。

このため、姉妹都市との使節団の相互訪問などを通じた交流を進めるとともに、市民が外国人とふれあう機会の創出や、本市に暮らす外国人の生活のサポートなどを行い、諸外国との相互理解の促進と国際化の推進を図ります。



Ⅵ 市政運営の基本姿勢

『市政運営の基本姿勢』は、「人口減少・少子高齢化への対応」「まちづくり 6つのテーマ」を着実に推進するために、今後の市政運営に当たっての基本的な姿勢として取りまとめたものです。

01 ▶ 市民参加と協働によるまちづくりの推進

地方分権の流れが進む中、国から地方へ様々な権限や財源などが移譲され、地方が担う役割と責任は、大きくなっています。

また、複雑・多様化している市民ニーズや地域が抱える課題に対応するためには、市民、議会及び市が、互いの役割や責務を理解し合い、主体的かつ自主的に役割を果たしながら、課題の解決に協働して取り組む必要があります。

このため、あらゆる世代の住民や多様な主体がまちづくりに参加できる環境の充実に努め、地域コミュニティ活動の活性化を図るために次代の担い手の発掘・育成などの支援を行うとともに、課題解決力の強化のために民間企業や大学、研究機関等と連携を図りながら、自治基本条例に基づく、豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。

02 ▶ 持続可能な行財政運営の推進

人口減少や少子高齢化が進み、歳入においては市税等の減少が見込まれ、地方交付税の動向も不透明な一方で、歳出では社会保障関係費や、老朽化した公共施設等^{※1}の維持・更新などの経費の増加が見込まれます。

このため、歳入歳出両面における財政健全化の取組を更に進めるとともに、中長期的な収支を見据え、計画的で将来にわたり持続可能な財政運営を進めます。

また、ますます多様化する行政需要に対応するため、行政評価を通じて「何を行ったか」よりも「どのような効果がもたらされたか」という成果を重視した市政運営の推進を図るとともに、限られた人材を育成し、最大限に生かすための組織体制づくりを進めるほか、行政手続きや業務の進め方などをデジタル化に合わせて変革していくデジタルトランスフォーメーション(DX)^{※2}を推進し、効果的で効率的な行政運営に努めます。

公共施設等については、利用実態や市民ニーズなどを勘案しながら複合化などによる施設総量の最適化や長寿命化を進めるとともに、PPP/PFI^{※3}手法の優先的検討を行うことにより、安全で効率的な施設管理と良質な公共サービスの提供に努めます。

03 ▶ 広域連携の推進

人口減少と少子高齢化が進行する中、市民のいのちと安心な暮らしを守り、まちの活力を維持していくためには、近隣市町村と連携・協力して必要な生活機能や経済基盤を確保し、定住人口を維持するための広域連携の取組が一層重要になっています。

このため、安定した住民サービスを確保し、効率的に提供できるよう、「北しりべし定住自立圏」及び「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村のほか、後志圏の町村と連携・協力した行政運営はもとより、市民交流や経済交流、公共施設の相互利活用など、行政区域を越えた幅広い広域的な連携を推進します。

※1 「公共施設等」…本庁舎や学校等の建築物、道路や橋りょう等のインフラ施設、上・下水道施設、廃棄物処理施設など、地方公共団体が所有し、または維持管理等の財政負担を負う施設。

※2 「DX」…デジタルと変革を意味するトランスフォーメーションにより作られた造語である Digital Transformation の略。進化したデジタル技術を社会に浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。

※3 「PPP/PFI」…PPPは、Public Private Partnership の略で、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う手法を幅広くとらえた概念。PFIは、Private Finance Initiative の略で、民間の資金や能力を活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うPPPの代表的な手法の一つ。



Ⅶ 土地利用・地区別発展方向

01 土地利用

(1) 基本的な方針

本市は市街地の一方が日本海に面し、他の三方を山々に囲まれた坂の多い地形であることから、海岸線に沿って市街地が形成されています。

この地形的な特性や土地利用の経緯、実態などを考慮し、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めます。

(2) 現状と課題

本市の行政面積は、24,383ha（令和5年4月1日現在）で、このうち都市計画区域は13,960haとなっており、全市域における約57%を占めています。都市計画区域のうち市街化区域は4,288ha（約31%）、市街化調整区域は9,672ha（約69%）となっています。さらに、市街化区域を用途地域別に見ると、住居系が2,798ha（約65%）、商業系が208ha（約5%）、工業系が1,282ha（約30%）の土地利用となっています。

本市は、約69kmに及ぶ海岸線に沿う形で市街地が形成されており、その背後には山岳丘陵地が迫っているため、平坦な土地が極めて少ない特有の地形をなしています。このような地形的な制約の中で、いかに機能的な市街地の形成を進めていくかが課題となっています。

市街地では、全市的な人口減少の進行により、十分な土地利用が図られていない状況となっており、生活利便性の低下も懸念されます。特に、中心市街地においてはにぎわいや活力が低下している状況にあり、再開発などによる土地の高度利用や地区の特性を生かした良好な都市環境の確保が必要です。

また、貴重な平坦地である銭函地区や石狩湾新港地区、小樽港臨港地区などについては、地域の特性や企業の立地に配慮した土地利用を図る必要があります。

(3) 利用区分と発展方向

土地の利用については、都市機能の集積や市街地の形成に向けた「都市的利用」と自然環境の保全と活用に向けた「自然的利用」に分けられます。

利用区分については、下記のとおりとします。

都市的利用

本市の地理的特性を踏まえつつ、人口減少や少子高齢化の進行、環境保全に対する意識の高まりなど、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とするため、中心拠点と複数の地域拠点到都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指し、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の形成に努めます。



また、既成市街地の有効活用を図るとともに、「住居系」「商業系」「工業系」それぞれの特性を生かし、周辺環境との調和を図りながら、計画的で効率的な土地利用に努めます。

住居系

既成市街地の老朽家屋などが多く点在している地域では、既存支援制度の活用を促すなど、建替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導し、安全で良好な住環境の創出に努めるとともに、良好な住環境にある住宅地では、その環境の維持に努めます。

さらに、土地利用などの状況と将来見通しを勘案しつつ、適切に市街化区域・市街化調整区域の区域見直しの検討を進めます。

商業系

小樽駅近隣の中心商業地では、商業やサービス、交通などの機能の集積を生かし、まちなか居住等の促進を図るとともに、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用や本市特有の景観などの特性を生かした商業地の形成を進めます。

また、周辺の商業地区では、生活利便施設や住宅が複合する地区ごとの特性を生かした商業地の形成を図り、幹線道路の周辺では、交通状況や地区ごとの環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地に対応し、利便性を高めます。

北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地域では、中心商業地への影響を考慮して、大規模な商業施設の立地など、新たな核の形成を抑制するとともに、現状の土地利用を基本としながら、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の環境の向上に努めます。

工業系

本市の重要な工業拠点として位置付けられている銭函地区や小樽港臨港地区、石狩湾新港地区では、道央圏に立地する特性を生かした企業誘致の促進により都市型工業の集積や流通機能の充実に向けた土地利用に努めます。

また、既に工場等が集積し住宅と共存する地区では、周辺環境との調和による良好な環境の維持に努めます。さらに、新幹線新駅や高速道路のインターチェンジ周辺などでは、周辺環境と調和を図りつつ、地域の特性を生かした土地利用に努めます。

自然的利用

良好な自然環境の保全のため、都市的利用との調和を図りながら、優良農地の確保に努めるほか、森林や海浜地などの保全に努めます。

農業系

塩谷地区などの農業地については、都市型農業の振興に向けて、優良な農地としてその高度利用に努めます。

自然環境系

良好な自然環境を有する森林や海浜地などについて、その環境の保全に努めるとともに、レクリエーション、防災、景観構成の機能が補完し合うような配慮と調和の取れた土地利用に努めます。

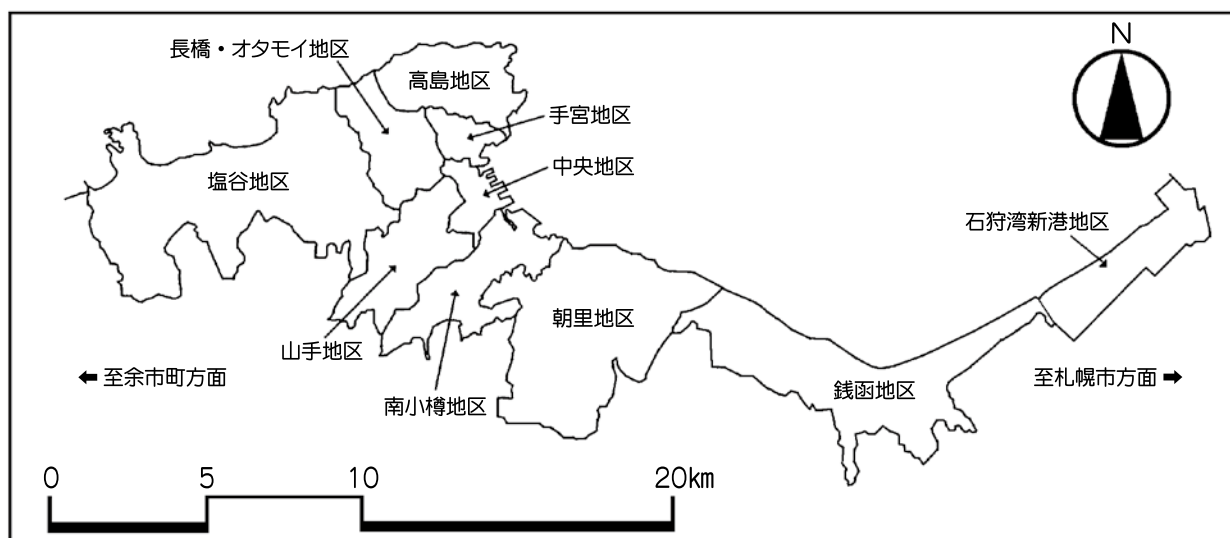


02 地区別発展方向

本市は、歴史と文化が調和した美しいまちなみや特徴ある自然景観など、それぞれの地域において、様々な特色を有しており、大別すると「北西部地区」、「中部地区」、「東南部地区」の3地区に分けることができます。

ここでは、それぞれの地区が持つ特性や役割を生かしたまちづくりを進めるため、地勢や生活圏のまとまりなどを考慮した地区の区分設定をするとともに、地区ごとに将来に向けた発展の方向性を示します。

(1) 地区区分



北西部地区

- 塩谷地区……蘭島、忍路、桃内、塩谷
- 長橋・オタモイ地区……オタモイ、幸、長橋、旭町
- 高島地区……祝津、赤岩、高島

中部地区

- 手宮地区……手宮、末広町、梅ヶ枝町、錦町、清水町、豊川町、石山町、色内3丁目
- 中央地区……稲穂、花園、色内1・2丁目、港町、堺町、東雲町、山田町、相生町、入船1・2丁目
- 山手地区……富岡、緑、最上、松ヶ枝、入船3～5丁目、天狗山
- 南小樽地区……住ノ江、住吉町、有幌町、信香町、若松、奥沢、天神、真栄、潮見台、新富町、勝納町、若竹町、築港

東南部地区

- 朝里地区……桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町、朝里川温泉
- 銭函地区……張碓町、春香町、桂岡町、銭函1～3丁目、見晴町、星野町
- 石狩湾新港地区……銭函4・5丁目



（２）地区の概況及び発展方向

北西部地区

地区の概況

本市の北西方面にかけて位置する地区で、最西部は余市町に隣接しています。

海岸線は、大部分が「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に含まれ、岬や入江、断がいなどが連続する自然景観や、忍路、塩谷、祝津の３つの漁港、高島漁港区があります。

市街地は主に海岸線沿いの平坦地から丘陵地の谷あいにかけて形成されており、山あいには農地や山林が広がる自然と緑が豊かな地区となっています。

本市の農業や漁業など第１次産業の中心地区で、軽工業も点在しています。

また、遺跡や文化財などの資源があるほか、祝津には道内有数の規模を誇る「おたる水族館」があります。

後志圏、札幌圏との高速交通ネットワークを担う北海道横断自動車道が余市まで開通し、塩谷にインターチェンジが整備されています。

地区の発展方向

国定公園を抱え、農業や漁業の主要な地区であり、国道５号や北海道横断自動車道などが整備され、後志地域の玄関口となっている立地特性を生かし、広域的な観光圏を形成する地区としての魅力向上を図ります。

また、住宅地として、暮らしやすい住環境づくりに努めるほか、職住が近接した工業系の市街地を有する特性を生かした働く場の確保などにより、地区の活力の維持に努めます。

●自然環境の保全

国定公園に指定されている海岸線など景勝地としての魅力を生かすとともに、農地や森林など豊かな自然環境の保全に努めます。

●農業・水産業の振興

札幌市に近接した地理的特性と、後志地域の玄関口である立地を生かし、広域観光圏の形成と市外からの消費を誘導し、農業・水産業の活性化に努めます。

●良好な住環境づくり

周辺の自然と調和した低層建物を主体としたゆとりのある良好な住環境の維持や住宅と利便施設が適度に混在する利便性の高い住宅地の形成を図るとともに、公営住宅の適切な維持・管理に努めます。

また、コミュニティ施設の維持や地域交通の確保に努めるとともに、道路や公園など既存の社会基盤の適切な維持・管理に努めます。

●観光・レクリエーションの振興

海水浴やマリンスポーツのほか、自然環境や農水産業を生かした体験・交流の場の創出などによる魅力の向上を図るとともに、水族館や鯉御殿、遺跡・文化財などを生かした観光・レクリエーションの振興を図ります。



●道路交通機能の向上と活用

防災対策や道路交通機能の充実により、地域住民の安全・安心な生活の確保や利便性向上を図るとともに、北海道横断自動車道による後志圏と札幌圏とのアクセス向上を生かした観光交流や経済活動の促進に努めます。

中部地区

地区の概況

本市の中央部に位置する地区で、天然の良港である小樽港があり、背後には天狗山などの山々が赤井川方面に連なっています。

市街地は、小樽港から山手にかけてせりあがるようにして形成されており、平坦地は主に小樽港臨港地区周辺に集中しています。

北海道経済の中心を担った明治後期から昭和初期の建造物が多く見られ、旧銀行建築や石造倉庫など歴史的建造物が特有の景観を形成しています。

本市の商業、金融、観光を主体とするサービス業など第3次産業の中心地区で、小樽駅周辺を含む稲穂や花園などに商店街が集積し、築港には大型複合商業施設が立地しています。さらに、堺町や小樽運河周辺には、飲食店のほか観光関連の商業施設が集中し、多くの観光客でにぎわいを見せています。

また、港町や色内など小樽港臨港地区には流通関連産業や製造業などが集積しているほか、勝納川沿いには、ゴム加工工場などの軽工業の集積が見られます。

地区の発展方向

小樽港を中心として都市機能の整備が進んできた地域であり、新千歳空港や札幌市からのアクセスに優れ、小樽駅を基点として市内バス路線が整備されている立地特性を生かし、中心部は観光・商業・物流の拠点として、小樽駅周辺や小樽港などの機能・魅力の向上を図ります。

また、空き家・空き店舗などを有効活用することで、歴史的建造物が数多く現存するノスタルジックなまちなみを維持しつつ、住環境の充実を図り、子育て世代などのまちなか居住を促すことで、人口流出を抑制し、にぎわい創出に努めます。

新幹線新駅周辺地域については、小樽の新たな玄関口として、新幹線整備効果を地域全体に生かすまちづくりを進めます。

●中心市街地のにぎわいづくり

中心市街地の活性化のため、小樽駅周辺の再開発を進め、土地の高度利用を図るとともに、第3号ふ頭などの面的整備を促進し、都市機能や生活関連施設の集中する商業地区としての利便性や快適性の向上、空き店舗の有効活用に努めます。

また、観光拠点などと一体的な整備に努め、中心商店街の活力とにぎわいづくりを進めます。

●都市景観の保全と観光への活用

小樽運河、旧国鉄手宮線などの産業遺産や歴史的建造物などの地域資源とこれらがつくり出す本市特有の都市景観を保全し、日本遺産の取組を進めるなど、観光拠点としての魅力づくりに努めます。



また、インバウンド^{※1}への対応、地域資源や交通拠点との間の整備を行うことにより回遊性の向上を図り、滞在型観光を目指します。

●良好な住環境づくり

中心市街地では、民間住宅の活用を含めた公営住宅の整備に努め、高い利便性を生かしたまちなか居住を促進し、周辺の住宅地では、ゆとりのある良好な住環境の維持に努めます。

また、高齢者等に配慮したバリアフリー化などに努め、空き家の除去や利活用対策を進めることで良好な住環境の改善を促します。

●交通・物流拠点の形成

幹線道路や高速道路のほか、北海道新幹線の札幌までの延伸を見据え、新幹線新駅と現ＪＲ駅や観光資源などとの交通アクセスを含めた利便性の高い交通ネットワークの形成を図るとともに、新幹線新駅でのパーク＆ライド^{※2}駐車場の整備に努めます。

また、小樽港の港湾機能を生かした物流の活性化に努め、陸上交通及び海上交通における交通結節点機能を生かした交通・物流拠点の形成を促進します。

東南部地区

地区の概況

本市の東南方面にかけて位置する地区で、最東部は札幌市や石狩市に隣接しています。

背後には毛無山、春香山、天狗岳などの山々が連なり、全体として丘陵地が多い中で、札幌市や石狩市との隣接地区や朝里地区には平坦地が見られます。

市街地は、国道５号沿線や海岸線、朝里地区の扇状地のほか、桜、望洋台、銭函、桂岡などでは平坦地から丘陵地にかけて広く形成されています。

朝里川の上流には、市民の水がめとなっている朝里ダムや温泉宿泊施設、スポーツ施設があります。

また、朝里、銭函などの海岸には、夏季に海水浴場が開設されており、道央圏から多くの海水浴客が訪れています。

本市唯一の温泉郷である朝里川温泉のほか、ゴルフ場、スキー場、サッカー・ラグビー場などのスポーツ施設を有しており、観光・スポーツ・レクリエーション関連産業の集積が見られます。

また、銭函地区と石狩湾新港地区には都市型工業が集積し、本市の重要な工業拠点として位置付けられています。

地区の発展方向

札幌市に隣接し住宅や工場等が集積する地域であり、温泉・海水浴場・ゴルフ場・スキー場などのレクリエーション施設、住民の生活を支える商業施設などが充実している立地特性を生かし、朝里・銭函地区は、駅周辺の道路や二次交通など交通機能の充実に努めるとともに、利便施設の誘導など暮らしやすい住環境づくりに努め、定住の促進を図ります。

また、石狩湾新港地区は、地域の特性を生かした成長性の高い分野への「未来投資」を促進し、工業拠点としての発展を図ります。

※１「インバウンド」…外国人の訪日旅行のこと。

※２「パーク＆ライド」…自宅から自家用車で最寄りの駅まで行き、車を駐車させた後、鉄道などの公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムのこと。



●良好な住環境づくり

周辺の自然と調和した低層建物を主体とする住宅地として、ゆとりのある良好な住環境の維持や住宅と生活利便施設が適度に混在する利便性の高い住宅地の形成などに努めます。

また、道路や公園など既存の社会基盤の適切な維持・管理に努めます。

●交通アクセス等の整備

朝里川温泉をはじめとする本市の観光拠点と道央圏の観光地を結ぶ地域特性を生かした広域観光を推進し、人的交流や経済活動の促進に寄与するよう交通ネットワークの充実に努めます。

また、地域住民の安全・安心な生活の確保や利便性の向上が図られる道路交通機能の充実に努めます。

●企業誘致の推進

札幌市に隣接した地理的優位性を生かした企業誘致の促進と企業留置により、都市型工業の集積地としての発展を目指します。

銭函地区では、近隣研究機関などとの連携を図りつつ、食料品、機械・金属関連などの集積を生かした企業誘致に努めます。

また、石狩湾新港地区では、食料品、物流、機械・金属関連のほか、エネルギー関連企業などの立地誘導に努めます。

●観光・スポーツ・レクリエーション機能の向上

海岸線や温泉郷、ゴルフ場、スキー場などの多彩な資源を生かし、森林や海、河川などの自然環境に配慮しながら、観光・スポーツ・レクリエーションなど、市民や観光客が楽しみ、健康を増進できる交流拠点としての魅力の向上に努めます。

第7次小樽市総合計画

基本計画（小樽市総合戦略）

- I 基本計画について
- II 施策の体系
- III 人口減少・少子高齢化への対応
- IV まちづくり 6つのテーマ
- V 市政運営の基本姿勢



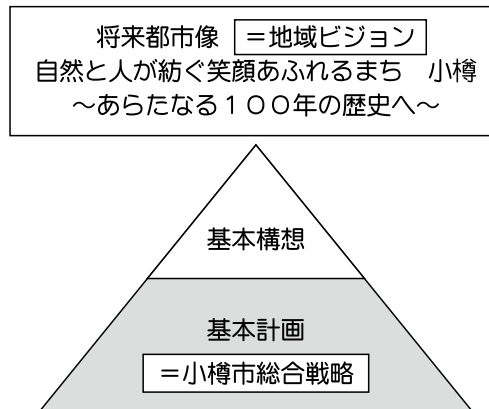


I 基本計画について

01 趣 旨

この基本計画は、第7次小樽市総合計画基本構想の方向に沿って、市政全般にわたって施策の体系を定め、施策の具体的な内容を示すものです。なお、この基本計画は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、地方版総合戦略と一体のものとして構成し、総合計画に掲げる将来都市像「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽～あらたなる100年の歴史へ～」を、地方版総合戦略における地域ビジョンと位置付けます。

※第7次小樽市総合計画と総合戦略の位置付け



02 計画期間

この基本計画の期間は、基本構想と同様、令和元（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間ですが、本計画の策定後に生じた社会変革の動きに対応するとともに、各施策の進捗状況を踏まえて取組内容の修正等を行うため、令和6年度に基本計画の見直しを行いました。

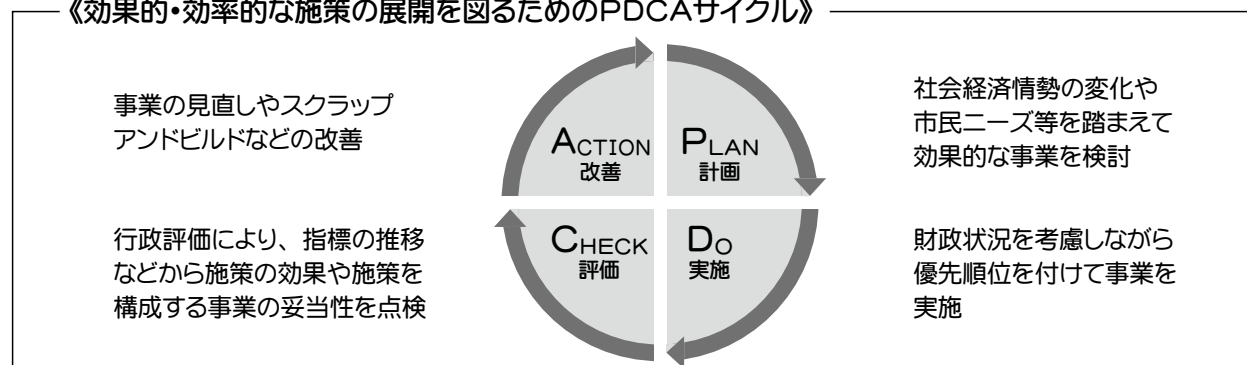
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本構想					見直し	見直し反映				
基本計画						見直し	見直し反映			

03 計画の推進について

計画の推進に当たっては、限られた資源で市民満足度向上などの成果を上げていくことを目指して、基本計画に沿って、社会経済情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえて毎年度効果的な事業を検討し、財政状況を考慮しながら優先順位をつけて事業を実施します。

そして、行政評価により、基本計画に設定した指標の推移などから施策の効果や施策を構成する事業の妥当性を点検し、事業の見直しやスクラップアンドビルド※¹などの改善を行う「PDCAサイクル」を確立し、より効果的・効率的な施策の展開を図ります。

《効果的・効率的な施策の展開を図るためのPDCAサイクル》



※1 「スクラップアンドビルド」…効果・効率の低い事業などを廃止し、新たな事業を行うこと。



Ⅱ 施策の体系

テーマ	施策	小 施 策
人口減少・少子高齢化への対応	1 人口減少への挑戦	(1)次世代をつくる (2)しごとをつくる (3)暮らしの魅力をつくる (4)にぎわいをつくる
	2 将来人口への適応	(1)みんなで支え合う (2)将来に備える
まちづくり 6つのテーマ		
テーマ1 安心して子どもを生み育てることのできるまち (子ども・子育て)	1-1 子ども・子育て支援	(1)妊娠・出産・子育て支援の充実 (2)保育サービスの充実 (3)地域子育て支援の推進 (4)子どもを守る仕組みの充実 (5)ひとり親家庭への支援 (6)地域活動団体への支援とリーダーの養成 (7)見守り育てる環境づくり (8)子どもの基本的人権の尊重と保護
	1-2 学校教育	(1)未来を創る力の育成 (2)豊かな心の育成 (3)健やかな体の育成 (4)家庭・地域との連携・協働の推進 (5)学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現
テーマ2 誰もがいきいきと健やかに暮らせるまち (市民福祉)	2-1 地域福祉	(1)住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進 (2)多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築 (3)支援が必要な方が外出しやすい環境づくり
	2-2 高齢者福祉	(1)健康づくりと介護予防の取組の推進 (2)地域包括ケアシステムの深化に向けた高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進 (3)高齢者の生きがいづくりの推進
	2-3 障がい者福祉	(1)自立と社会参加の促進 (2)地域生活の支援体制の充実 (3)バリアフリー社会の実現
	2-4 保健衛生	(1)健康づくり施策の推進 (2)健康危機管理体制の整備 (3)食と生活環境の安全確保 (4)人と動物が共生できる環境づくり
	2-5 地域医療	(1)良質で安全な医療の提供 (2)救急医療体制の充実 (3)市立病院の経営効率化と役割の明確化
	2-6 男女共同参画社会	(1)男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり (2)あらゆる分野への男女共同参画の推進 (3)男女が多様な生き方を選択できる環境づくり
テーマ3 強みを生かした産業振興によるにぎわいのまち (産業振興)	3-1 農林業	(1)農業経営基盤の強化 (2)市民に親しまれる地域農業の推進 (3)森林整備の推進
	3-2 水産業	(1)つくり育てる漁業・資源管理型漁業の推進 (2)漁場環境の保全・漁業基盤の整備 (3)地元水産物の付加価値を高める水産加工業の振興と消費拡大の推進
	3-3 商業	(1)創業の促進及び経営の安定化 (2)買い物環境の魅力向上 (3)流通構造の変化に対応した卸売機能の強化 (4)商店街・市場の振興
	3-4 工業・企業立地	(1)経営基盤の強化と創業の促進 (2)ネットワークの形成と地場産業の活性化 (3)地場産品の販路拡大と新たな市場開拓 (4)企業誘致活動の強化
	3-5 観光	(1)小樽の魅力を深める取組 (2)小樽の魅力を広げる取組 (3)小樽の魅力を共有する取組
	3-6 港湾	(1)物流の活性化 (2)「みなと観光」拠点の創出 (3)安全・安心対策の推進 (4)石狩湾新港との連携
	3-7 雇用・労働	(1)安定した雇用の確保 (2)多様な人材の就労支援と地元定着の促進 (3)職業能力の開発・向上 (4)労働環境の整備

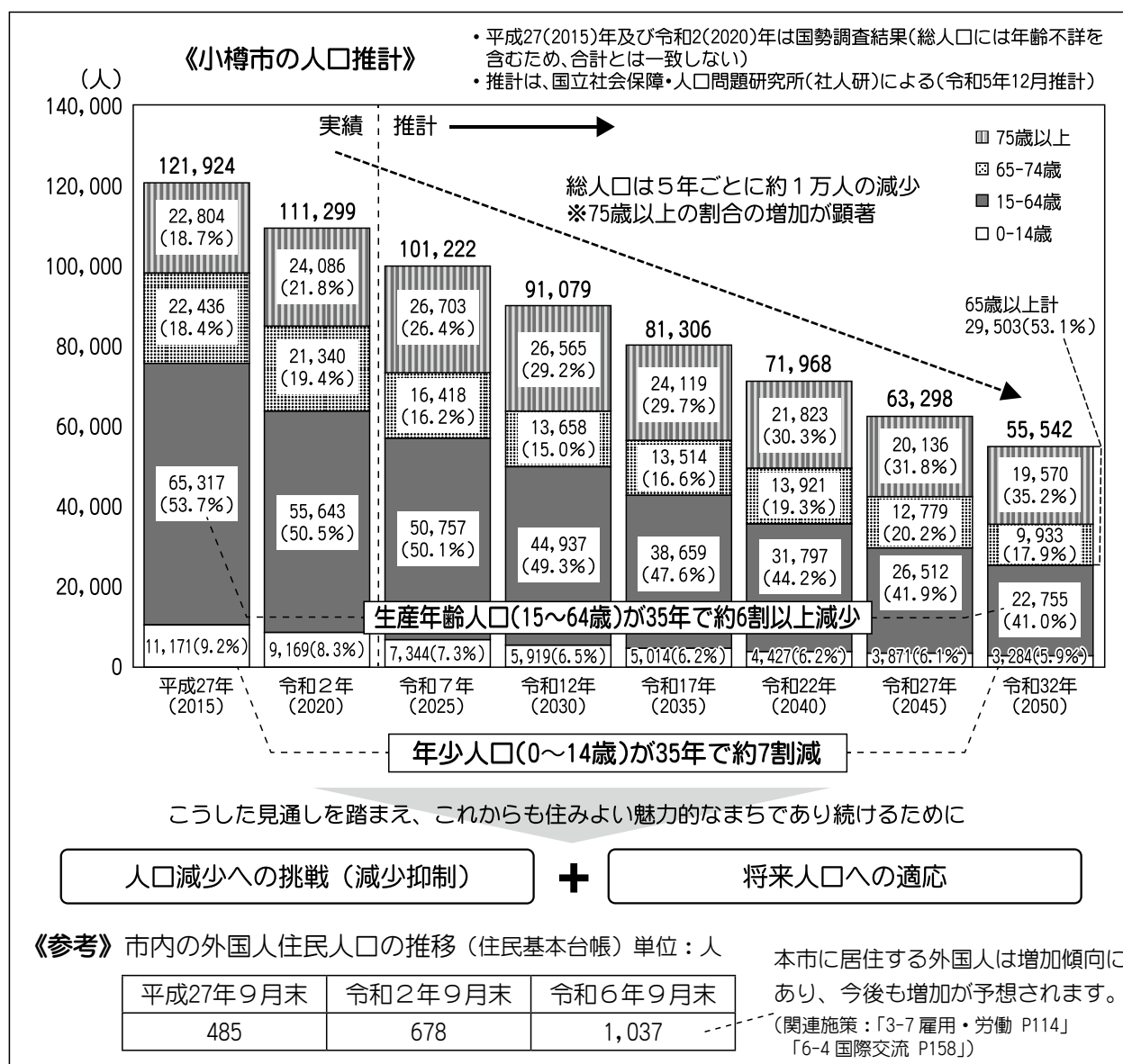


テーマ	施策	小 施 策
テーマ4 生活基盤が充実した安全で暮らしやすいまち (生活基盤)	4-1 上下水道	(1)安全な水の供給と快適で安全・安心な生活環境の創造 (2)上下水道機能の維持・強化 (3)経営基盤の強化と市民の視点に立った事業経営 (4)危機管理対策の充実と広域連携の推進
	4-2 道路・河川	(1)道路の整備、維持管理 (2)河川の整備、維持管理
	4-3 住宅	(1)安全・安心で快適な住宅の促進 (2)市営住宅の整備活用 (3)空家等対策 (4)移住促進に向けた情報提供などの充実
	4-4 除排雪	(1)効率的な雪対策の充実 (2)市民との協働による雪対策の検討 (3)雪堆積場等の確保
	4-5 市街地整備	(1)中心市街地の整備 (2)周辺市街地の整備 (3)新幹線を活用したまちづくりの取組
	4-6 交通	(1)持続可能な交通ネットワークの構築 (2)交通基盤・交通環境の整備・充実
	4-7 防災・危機管理	(1)防災対策の推進 (2)災害応急活動体制や危機管理体制の強化
	4-8 消防	(1)警防体制の整備 (2)火災予防の推進 (3)救急救助体制の充実 (4)消防団の強化
	4-9 生活安全	(1)交通安全の推進 (2)防犯体制の推進 (3)消費生活の安定と向上
テーマ5 まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち (環境・景観)	5-1 環境保全	(1)市民生活における環境保全対策の徹底 (2)地球温暖化防止対策の推進 (3)環境意識の高揚 (4)人と自然の共生
	5-2 循環型社会	(1)3Rの推進に向けた自主的な取組への支援 (2)ごみ・資源物の適正処理 (3)し尿などの適正処理
	5-3 公園・緑地	(1)緑の保全 (2)公園・緑地の整備推進と維持管理の充実 (3)市民との協働による緑化の推進と支援
	5-4 都市景観	(1)歴史的建造物の保全及び活用 (2)まちなみ景観の創出 (3)自然景観等の保全 (4)市民との協働による景観形成
テーマ6 生きがいにあふれ、人と文化を育むまち (生きがい・文化)	6-1 社会教育	(1)「学び」と「活動」の循環の推進 (2)生涯各期における学習機会の充実 (3)図書館の利活用の促進 (4)総合博物館の利活用の促進 (5)文学館、美術館の利活用の促進
	6-2 文化芸術	(1)文化芸術の振興 (2)文化財などの保存と活用
	6-3 スポーツ・レクリエーション	(1)生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上 (2)スポーツ団体との連携と競技力の向上 (3)体育施設の整備と利用促進
	6-4 国際交流	(1)姉妹都市等との交流 (2)外国人が暮らしやすい環境づくり
市政運営の基本姿勢	1 市民参加と協働によるまちづくりの推進	(1)市民参加型の市政運営の推進 (2)地域コミュニティ活動の活性化 (3)民間企業や大学等との連携
	2 持続可能な行政財政運営の推進	(1)財政健全化の推進 (2)効果的・効率的な行政経営の推進 (3)公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化
	3 広域連携の推進	(1)行政区域を越えた連携の推進 (2)広域的、長期的な課題解決への取組



Ⅲ 人口減少・少子高齢化への対応 ―

人口減少と少子高齢化の進行は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能^{※1}や公共交通機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがあります。本市がこれからも住みよい、魅力的なまちであり続けるためには、少子化と社会減による人口減少を抑制しつつ、将来の人口規模や人口構造にしっかりと適応していく必要があります。



これらは様々な要素が絡み合った複合的な課題であるため、人口対策の視点で施策を関連付けるとともに、分野を横断して課題を共有し、連携して取り組みます。

※1 「地域コミュニティ機能」…ここでは、住民同士のつながりや支え合い、地域文化の伝承、公共的な活動など、地域社会の役割や働きのこと。



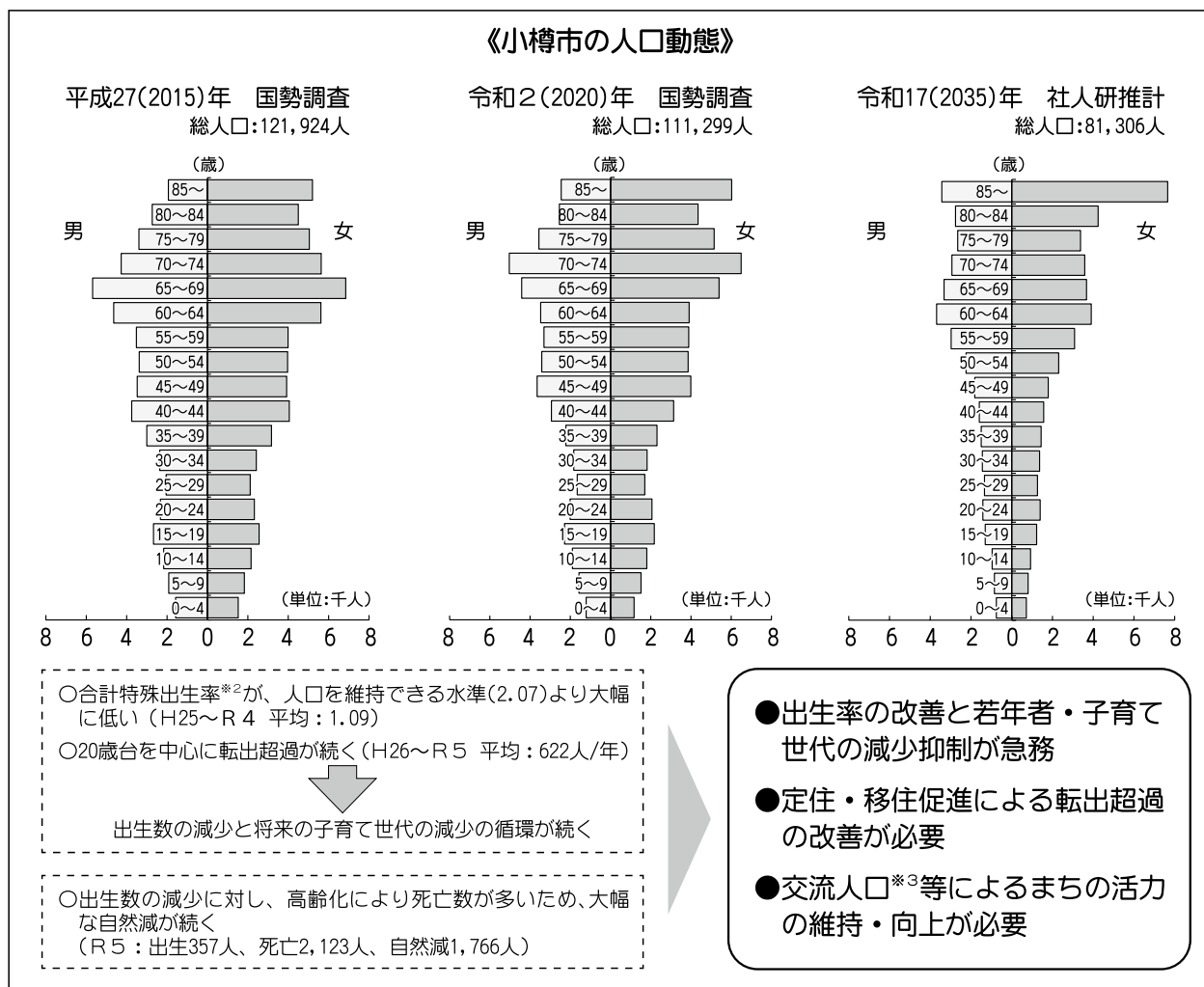
01 人口減少への挑戦 ～選ばれるまちづくり～

現状と課題

本市では、未婚率の上昇などにより低い出生率が続いていることと、若年層の大都市圏などへの転出超過による子育て世代の減少が相まって出生数が減り続け、それが将来の子育て世代の更なる減少を招くことから、今後も少子化が進行し、将来のまちを支える世代の大幅な減少が予想されます。

このため、子育ての希望がかなえられる環境を整えて出生率の改善を図るとともに、教育環境の充実など子育て世代にとって魅力あるまちづくりと、郷土への誇り・愛着の醸成や安定した働く場の確保や起業・創業支援などによる若年者の地元定着に努め、若年者・子育て世代の減少を抑制することが急務となっています。このほか、全国的に労働力不足が進む中において、本市経済の活力を維持するためには、外国人材の確保策も重要な検討課題となっています。

また、移住に関する地域間競争が厳しさを増す中で本市の社会減の解消を図るためには、買い物環境や交通、除排雪など、居住の意思に関わると考えられる要素を意識して暮らしやすさの向上を図り、市民に住み続けてもらうとともに、移住を希望する人に選ばれるよう、豊かな自然環境などの本市の暮らしの魅力をターゲットに着実に届けるほか、テレワーク等、デジタル化に伴う多様な暮らし方に対応した移住施策を進めていく必要があります。



※2「合計特殊出生率」…一人の女性が一生に生む子どもの平均人数を推定する指標。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの

※3「交流人口」…その地域を訪れる人のことで「定住人口」に対する概念。訪問目的は、通勤や通学、買い物、観光、レジャーなど内容は問わない。

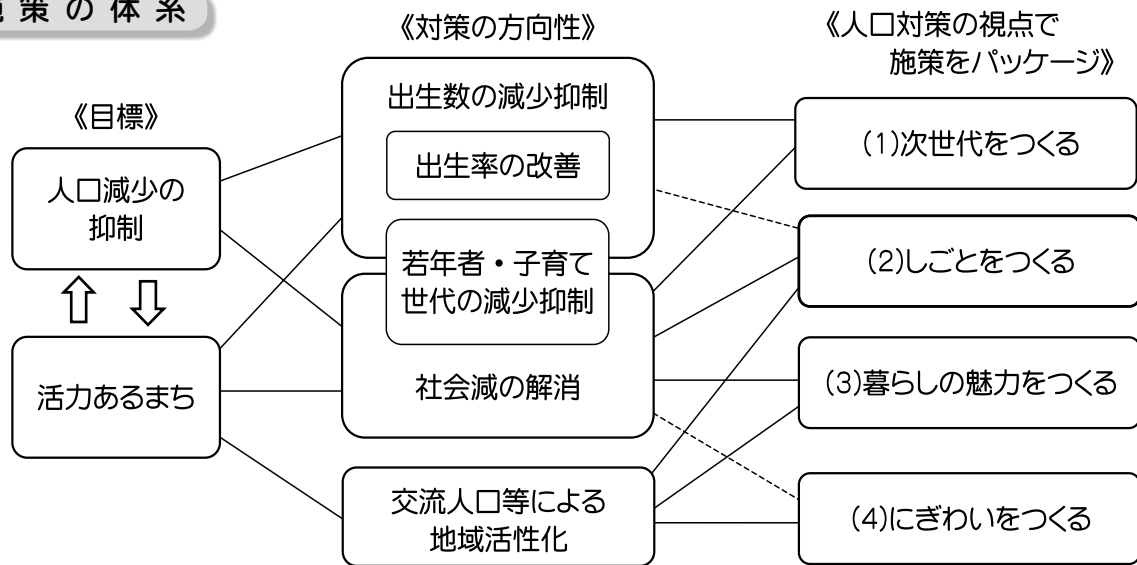


観光客や通勤・通学者、買い物客などの交流人口は、まちににぎわいと消費をもたらし、地域と多様に関わる「関係人口^{*1}」は、地域活性化の担い手としても期待されています。こうした人々と地域とのつながりが深まることで、移住につながる可能性もあることから、定住人口の減少が続く本市にとって、まちの活力の維持・向上のため、交流人口や関係人口の拡大と関係の深化に努める必要があります。

また、まちづくりに共感してもらい、市外からの投資を呼び込むことにより、まちに新たな魅力をもたらし、さらに人を呼び込む好循環を生み出すとともに、雇用創出や関連産業への経済波及など、地域活性化に大きく貢献します。

このため、歴史的なまちなみ、自然景観、港など、本市の多彩な地域資源を生かしたまちづくりを進めるとともに、効果的な情報発信や、官民の連携強化などにより、人にも企業にも選ばれるまちづくりを進める必要があります。

施策の体系



人口対策の視点

(1) 次世代をつくる

～子育ての希望をかなえ、未来の創り手を育む環境づくり～

主な取組	関連施策
○こども家庭センター ^{*2} による妊娠期から子育て期の全世帯を対象とした包括的な支援体制の充実 ○子育て支援アプリの導入など子育て世代への情報提供ツールの充実 ○周産期医療体制の維持と小児救急医療を提供する体制の確保 ○子育てに関わる医療費の負担軽減 ○延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育など各種保育サービスの充実 ○地域子育て支援センター ^{*3} や地域との連携による親子の集いの場など、就学前の子どもと保護者同士が気軽に交流できる場の充実 ○児童館や児童センターなど、子どもが安全、安心に過ごせる居場所の充実	1-1 子ども・子育て支援

^{*1} 「関係人口」…定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のこと。

^{*2} 「こども家庭センター」…すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、それぞれの家庭の状況に応じた相談支援を提供する窓口のこと。

^{*3} 「地域子育て支援センター」…保育士が遊びや親子の交流の場を提供するなど様々な子育て支援事業を行う所。奥沢保育所に「げんき」、赤岩保育所に「風の子」、銭函保育所に「あそぼ」の3か所のセンターを開設



主な取組	関連施策
○「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や望ましい学習習慣の確立による確かな学力の育成 ○職場体験等の活動を通して「ふるさと小樽」のよさに気付き、自己の将来について考えを深めるキャリア教育 ^{※4} の充実 ○小樽の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等の理解を深め、郷土への誇りと愛情を育むふるさと教育の充実	1-2 学校教育
○「ワーク・ライフ・バランス ^{※5} 」の考え方の普及・啓発	2-6 男女共同参画社会
○子育て世帯への市営住宅の供給	4-3 住宅
○水遊び場や大型複合遊具の設置など、子育て世帯を対象とした小樽公園の再整備	5-3 公園・緑地

(2) しごとをつくる

～地域産業の活性化による安定した働く場の確保と、若年者の地元定着～

主な取組	関連施策
○地域農業の担い手となる新規就農者の確保・育成に向けた取組	3-1 農林業
○地元水産加工品のブランド化の推進及び販路拡大、商品開発の促進 ○「小樽の水産物」のファンづくりの推進及び情報発信、地産地消の推進	3-2 水産業
○商業起業家の育成及び経営安定化のため、財務・会計や販売・マーケティング ^{※6} などの知識習得及び向上を支援	3-3 商業
○関係機関と連携した相談体制、創業希望者の掘り起こし、補助制度などによる創業の支援 ○産学官金 ^{※7} や異業種連携などのネットワーク形成によるイノベーション ^{※8} の推進 ○新たな国内販路の開拓と物産展や展示会、商談会などへの出展支援 ○海外展示商談会などを通じたアジアなど新たな市場における販路開拓 ○首都圏等でのプロモーションや地場企業とのビジネスマッチングなどの企業誘致活動	3-4 工業・企業立地
○朝里川温泉、天狗山、旧手宮線、北運河、祝津地域など、市内に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘及び回遊性を高める取組 ○観光資源を組み合わせた魅力あるプログラムの開発や夜の魅力づくりなどによる滞在型観光に向けたプランの拡充	3-5 観光
○小樽港の利用促進に向けたポートセールスの強化	3-6 港湾
○若年者に対するキャリア教育や地元企業とのマッチング機会の創出など、地元企業への定着促進及び早期離職対策への取組 ○労働関係法令の遵守、適正な労働条件の確保など、外国人雇用に関する制度等の周知及び啓発	3-7 雇用・労働

※4 「キャリア教育」…一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

※5 「ワーク・ライフ・バランス」…「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。仕事と生活の調和

※6 「マーケティング」…生産者から消費者への商品・サービスの流れを推進するための、市場調査、製品計画、販路の選択、販売促進などの諸活動

※7 「産学官金」…「産」は民間企業などの産業界、「学」は大学などの教育機関や研究機関、「官」は官公庁、「金」は金融機関のこと。

※8 「イノベーション」…生産技術の革新や新商品の導入、新市場、新資源の開拓、新しい経営組織の形成などの革新的行動



(3) 暮らしの魅力をつくる

～安全・快適な住環境づくりと、移住の促進～

主な取組	関連施策
○商店街や市場におけるにぎわい・ふれあいや回遊性を高める魅力づくりへの支援	3-3 商業
○U I Jターン ^{*1} 希望者に対する求人情報の提供	3-7 雇用・労働
○公共賃貸住宅長寿命化計画に基づく市営住宅の供給及び維持改善 ○管理不全な空家等への対応 ○東京圏からの移住者に対する支援金支給 ○空家等流通プラットフォーム ^{*2} などによる住宅・土地の情報提供や移住希望者への体験ツアーの実施 ○移住促進に向けた積極的な情報発信や効果的な体制による相談受付	4-3 住宅
○地域総合除雪 ^{*3} による安全な交通の確保	4-4 除排雪
○鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善など、地域公共交通網における利便性の強化	4-6 交通
○ハード対策・ソフト対策を組み合わせた強靱化計画の策定と推進による、包括的な災害への備え	4-7 防災・危機管理
○公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備	5-3 公園・緑地
○銭函地区など居住ニーズが高まるエリアにおける、地域特性を生かした移住施策の検討	土地利用・地区別発展方向

(4) にぎわいをつくる

～交流人口等による消費の拡大と地域活性化～

主な取組	関連施策
○キャッシュレス化 ^{*4} や多言語化対応の推進など、多様な消費者ニーズに応える快適な買い物環境の整備	3-3 商業
○国内外での観光キャンペーンの実施とメディア等を活用した情報発信の強化 ○外国人をはじめとする観光客が快適に過ごせる環境の整備 ○映画やテレビドラマ、CMなどのロケ誘致活動の推進 ○戦略的な観光地づくりを行う地域DMO ^{*5} などと連携した観光の推進	3-5 観光
○クルーズ船の寄港促進に向けたポートセールスの強化 ○「みなとオアシス ^{*6} 小樽」によるにぎわい創出活動の推進	3-6 港湾
○小樽駅前周辺地区の再開発や駅前広場の再整備に当たっての整備手法の検討及び関係団体との調整 ○北海道新幹線新小樽（仮称）駅の開業効果の波及に向けた官民連携によるアクションプラン ^{*7} の推進	4-5 市街地整備
○都市内交通及び広域交通に係る道路整備等について、国や北海道などへの要望活動を実施	4-6 交通



主な取組	関連施策
○歴史的建造物の所有者等への技術的・経済的支援による歴史的景観の保全 ○景観条例・屋外広告物条例等の周知や適切な運用による、まちなみに配慮した建築物等の景観誘導の推進	5-4 都市景観
○動態展示している鉄道施設の活用、鉄道車両の保存・修復など、総合博物館の利活用促進 ○特別展や企画展、講座の充実など、文学館・美術館の利活用促進	6-1 社会教育
○「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用	6-2 文化芸術
○ワーケーション※ ⁸ の推進など、関係人口の拡大に向けた施策の展開	—
○民間企業等との協働による地域の活性化の推進	市民参加と協働によるまちづくりの推進

指 標

指標の内容	基準値	目標値
合計特殊出生率※ ⁹	1.12（H20～29平均）	1.27（R1～10平均）
転出超過数	825人（H21～30平均）	535人（R1～10平均）
子育てがしやすいと感じている市民の割合 （18歳未満の子どもがいる世帯） （※ 1-1 子ども・子育て支援）	22.0%	基準値より増（R10）
雇用保険一般被保険者数（※ 3-7 雇用・労働）	33,492人（H30.10）	33,492人（R10）
快適な住環境と感じている市民の割合 （※ 4-3 住宅）	44.0%	基準値より増（R10）
移住相談窓口を利用した移住人数 （※ 4-3 住宅）	112人（H21～30合計）	146人（R1～10合計）
小売業の年間商品販売額（※ 3-3 商業）	1,298億円（H28）	1,298億円（R10）
観光客消費額（※ 3-5 観光）	898億円（H30）	1,228億円（R10）

※（※～）は、「まちづくり6つのテーマ」の施策と共通の指標です。

- ※1「Uターン」…Uターンは、地方から大都市などに出た後、再び故郷に戻ることを。Iターンは、大都市などから地方へ移住すること。
Jターンは、地方から大都市などに出た後、故郷に近い別の地方に移住すること。
- ※2「空家等流通プラットフォーム」…空家等対策に関する専門的な知識などを有する複数の専門家が連携し、流通が困難な空き家の利活用や流通等に向けて対策を検討する制度
- ※3「地域総合除雪」…歩道や車道の除排雪、凍結路面などの管理を一括して実施する総合的な除排雪
- ※4「キャッシュレス化」…現金を使わずに、クレジットカードや電子マネーなどの電子的な決済手段で、物やサービスの費用を支払えるようにすること。
- ※5「地域DMO」…DMOは、Destination Management/Marketing Organizationの略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。地域DMOは、DMOの形態の一つで、原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織であり、令和4年10月に一般社団法人小樽観光協会が登録されている。
- ※6「みなとオアシス」…「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設（旅客ターミナル、地元産品の物販飲食店、文化交流施設など）を登録するもの
- ※7「アクションプラン」…実施する具体的な行動を示す計画のこと。
- ※8「ワーケーション」…Work（仕事）とVacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。
- ※9「合計特殊出生率」…一人の女性が一生に生む子どもの平均人数を推定する指標。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの



02 ▶ 将来人口への適応 ～時代に合ったまちづくり～

現状と課題

本市の人口構造は、高年齢層と比べ、現在の子育て世代及び将来の子育て世代となる層が少ないため、人口減少対策の効果が現れても、当面は人口減少が続く見通しです。

このため、人口減少抑制の取組を進めるとともに、将来の人口規模や人口構造に備えた持続可能なまちづくりを行っていく必要があります。

本市では若い世代の減少スピードが早いため、総人口に占める高齢者の割合は上昇を続け、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和17（2035）年頃には高齢者人口（65歳以上）と生産年齢人口（15～64歳）がほぼ同数となり、中でも後期高齢者（75歳以上）の割合の上昇が顕著となっています。

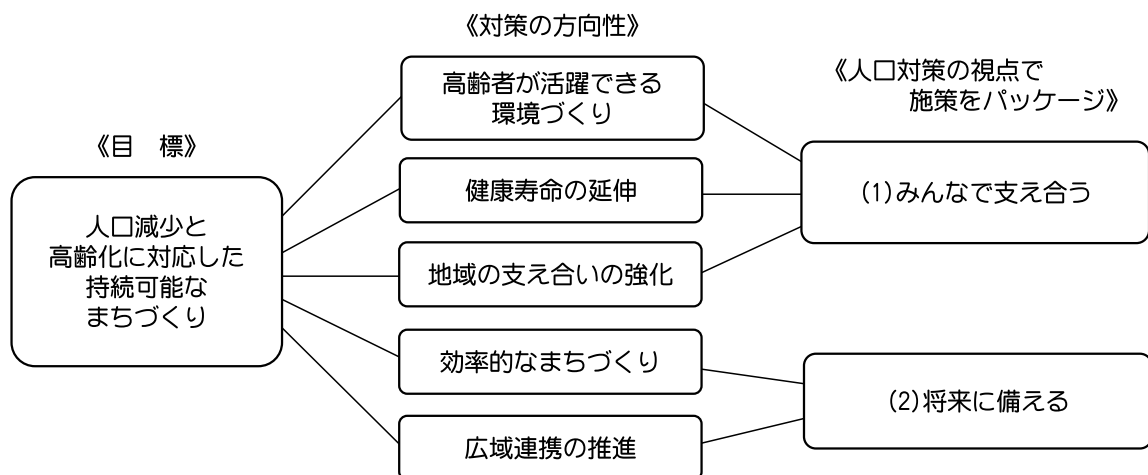
こうした人口構造の変化に対応して、まちの活力を維持するとともに、高齢期の暮らしの安心を確保し、町内会などの地域コミュニティを安定的に維持していくことが求められています。

このため、高齢者がそれぞれの能力に応じて地域の支え手として活躍できる仕組みづくりや、健康寿命を延ばし、生き生きと自立した生活を送ることができる環境づくり、安心して住み続けられる地域の支え合いの仕組みづくりなどを行っていく必要があります。

全市的な人口密度の低下は、官民のサービスの非効率化や水準低下につながるおそれがあることから、生活利便施設などの都市機能が中心部及び複数の地域拠点に集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的な都市構造を目指すとともに、効率的な行政運営のため、デジタル技術の活用を進めていく必要があります。

また、近隣市町村も人口減少が進む中で住民ニーズは多様化し、一つの自治体の中で生活に関わるサービスを全て提供することが難しくなっていることから、近隣市町村と連携して将来にわたり安定的なサービスを提供する仕組みづくりが求められています。

施策の体系





人口対策の視点

(1) みんなで支え合う

～生涯活躍でき、安心して暮らし続けられる環境づくり～

主な取組	関連施策
○市民主体の地域づくりのためのボランティア活動の支援 ○公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※¹化の推進	2-1 地域福祉
○地域版介護予防教室、地域住民が集うサロン等、介護予防のための通いの場の充実 ○住民主体の支え合い活動の促進をはじめとする生活支援体制など、高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進 ○高齢者が地域の福祉活動に積極的に参加するための支援	2-2 高齢者福祉
○がんや生活習慣病予防の啓発 ○がん検診を始めとする各種検診の勧奨と受診率向上 ○生活習慣病予防のための運動習慣の普及啓発を推進	2-4 保健衛生
○シルバー人材センターの活動を支援するなど、高年齢者※²がその能力を十分に発揮できるよう、多様な雇用・就業機会を確保	3-7 雇用・労働
○市民の多様な学習ニーズに応じた「市民大学講座」、「はつらつ講座」などの学習講座の充実や「老壮大学」の活動支援	6-1 社会教育
○町内会や市民団体が地域コミュニティ活動を継続的に行うための人材育成や活動拠点の提供	市民参加と協働によるまちづくりの推進

※1 「ユニバーサルデザイン」…年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人が使いやすいように工夫された用具や建造物などのデザインのこと。

※2 「高年齢者」…高年齢者等の雇用の安定等に関する法律では、55歳以上の方を高年齢者と定義。



(2) 将来に備える

～人口減少下でも暮らしやすい効率的で持続可能なまちづくり～

主な取組	関連施策
○利便性の高いまちなかなどへの市営住宅の供給の検討	4-3 住宅
○小樽市立地適正化計画の策定と推進	4-5 市街地整備
○バス路線の効率化や適正な運賃の設定、路線バスの運行経費に対する支援や乗務員確保に向けた取組の検討など、持続可能な交通体系の構築に向けた取組 ○地域公共交通の利用促進策の展開	4-6 交通
○公共施設の複合化や他用途への転換などによる、施設総量の削減と行政サービスの充実・効率化 ○市民の利便性向上や業務効率化に向けたデジタル技術の積極的な活用	持続可能な行財政運営の推進
○近隣市町村との交通・医療・福祉・消防などの連携や、公共施設の相互利用の仕組みづくりの推進	広域連携の推進

指 標

指標の内容	基準値	目標値
高齢者が元気に生き生きと暮らしていると感じている市民の割合	29.2%	基準値より増（R10）
健康寿命の延伸(⊕ 2-4 保健衛生)	男性78.5歳 女性82.4歳 (R4)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 (R10)
暮らしやすい環境が形成されていると感じている市民の割合(⊕ 4-5 市街地整備)	37.8%	基準値より増（R10）
地域公共交通に対して満足と感じている市民の割合(⊕ 4-6 交通)	34.3%	基準値より増（R10）
適切な行政サービスが提供されていると感じている市民の割合	24.5%	現状維持（R10）
北しりべし定住自立圏での、小樽市が参画する事業数	22事業（R1）	26 事業（R10）
さっぽろ連携中枢都市圏での、小樽市が参画する事業数	34事業（R1）	40 事業（R10）





分野別計画の見方

1-1

1

子ども・子育て支援

2

重点

3

現状と課題

本市における年間出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率^{※1}は、全国、全道の平均値とともに下回っています。少子化の進行は全国的な傾向ですが、人口減少が著しい本市においては、市民アンケートの結果や人口対策の観点からも、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援が求められています。

市内で分娩を取り扱う医療機関が1か所となり、周産期医療の堅持が喫緊の課題となっています。

障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもの発達を促すため、関係機関が連携し乳幼児期から18歳未満まで一貫した効果的な支援ができるような支援体制の充実も求められています。

共働き世帯の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、保育のニーズも多様化しています。働きながら安心して子育てができるように、保育環境の整備が求められており、デジタル技術の活用を含めた保育サービスの充実が必要となっています。また、児童生徒が放課後や長期休業中などを安全・安心に過ごし、多様な経験、活動ができるような居場所の充実も必要です。

少子化や地域とのつながりの希薄化などにより、子どもを産み育てる家庭環境は多様に変化しており、子育ての当事者が抱える困難や悩みが複雑化し、相談できる人が身近にいないなどの事例も見受けられます。子育て家庭が地域社会の中で孤立しないように、地域社会全体で子育てを支援する新しい支え合いの仕組みづくりがより一層求められています。

育児不安やストレスから児童虐待につながる事例が見受けられているほか、近年ではヤングケアラーや不登校などが社会問題となっており、関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする子どもとその家族への相談対応や支援が必要となっています。

また、子どもの発達に悩みを抱える保護者への支援や、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに成長できるための取組が求められています。

ひとり親家庭は、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担わなければならない、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくありません。このため、相談体制の充実や経済的負担の軽減と就労支援策の充実などが求められています。

青少年の非行や問題行動の低年齢化、インターネット利用に起因する犯罪被害など、青少年を取り巻く環境は、なお一層、複雑・多様化しています。心豊かにたくましい青少年の育成を図るため、子どもが自ら考え行動できる力を身につける学習の機会の提供や、学校、家庭、地域などと連携して、青少年を見守り育てるためのより良い環境づくりが必要となっています。また、積極的に青少年の育成活動や善導活動を行う

4

施策の内容

5

01

妊娠・出産・子育て支援の充実

主な取組

★こども家庭センター^{※2}による妊娠期から子育て期の全世帯を対象とした包括的な支援体制の充実（◎こども家庭課）

○子育て支援アプリの導入など子育て世代への情報提供ツールの充実（◎こども家庭課）

○周産期医療体制の維持と小児救急医療を提供する体制の確保（◎保健総務課）

○発達に支援が必要な子どもへの支援体制の充実（◎福祉総合相談室、◎こども発達支援センター、◎こども福祉課）

○障がいの児の療育支援体制の充実（◎福祉総合相談室）

○子育てに関わる医療費の負担軽減（◎こども福祉課）

6

指標

育児相談延べ件数
（こども家庭センターにおける育児相談及び開放事業、産後サポート事業等の各相談機会における相談件数を含む）

基準値（H30）	目標値（R10）
335件	1,200件

7

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
子育てがしやすいと感じている市民の割合 （18歳未満の子どもがいる世帯）	22.0%	基準値より増

8

関連計画

- ・小樽市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）
- ・小樽市健康増進・自殺対策計画（令和6～17年度）
- ・第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画（令和6～8年度）

① 施策

分野別の施策の番号と名称です。

② 重点

本計画の策定に当たり実施した市民アンケート調査に基づき「現在の満足度が低く、今後の重要度が高い」領域に分類した施策（P18参照）及び重点的な推進を予定している施策を重点としています。

③ 現状と課題

施策に関する本市を取り巻く現状と課題を示しています。

④ 施策の内容

施策の具体的な実施内容と施策に関する指標を小施策（項目）ごとに記載しています。



⑤ 主な取組

計画期間（令和元～10年度）中に実施を予定している主な取組の概要を記載しています。また、その取組を所管する部署名も記載しています（総…総務部、政…総合政策部、産…産業港湾部、生…生活環境部、福…福祉保険部、こ…こども未来部、保…保健所、建…建設部、教…教育部、消…消防本部、水…水道局、病…小樽市立病院）。

※今後、組織機構の見直しに伴い、変更が生じる場合があります。

★印は、「施策の目的達成のために重要と考えられる取組」「人口対策として効果的と考えられる取組」「主な新規・拡充の取組」を表しています。

（㊤～）と表示している場合は、他の施策と共通の取組です。

⑥ 指 標

施策の進捗状況を客観的に把握するため、施策の実施量や成果に関する指標を設定しています。なお、基準値、目標値の年次は和暦（H:平成、R:令和）です。

⑦ 市民アンケート指標

施策に関する満足度などの市民意識を、市民アンケートにより把握する指標です。なお、基準値は、令和元年8月に18歳以上の市民2,000人に対して実施したアンケートの結果です（回収数947件）。

算 出 方 法

$$\text{基準値} = \frac{\text{設問に対し、「当てはまる」「やや当てはまる」と回答した数}}{\text{設問に対し、「当てはまる」「やや当てはまる」「どちらでもない」「やや当てはまらない」「当てはまらない」と回答した数}}$$

※「1-1 子ども・子育て支援」「1-2 学校教育」は18歳未満の子どもがいる世帯、「2-2 高齢者福祉」は、65歳以上の方がいる世帯、「2-3 障がい者福祉」は、障がいのある方がいる世帯の数値です。

⑧ 関連計画

施策に関連する個別計画がある場合、その名称等を記載しています。

※名称や計画期間は、令和6年度に基本計画の変更を行った時点のものです。



子ども・子育て支援

重点

現 状と課題

本市における年間出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率^{*1}は、全国、全道の平均値とともに下回っています。少子化の進行は全国的な傾向ですが、人口減少が著しい本市においては、市民アンケートの結果や人口対策の観点からも、安心して子どもを生み育てられるよう、妊娠から出産、子育て期の切れ目のない支援が求められています。

市内で分娩を取り扱う医療機関が一家所となり、周産期医療の堅持が喫緊の課題となっています。

障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもの発達を促すため、関係機関が連携し乳幼児期から18歳未満まで一貫した効果的な支援ができるような支援体制の充実に求められています。

共働き世帯の増加やライフスタイル、就労形態の多様化に伴い、保育のニーズも多様化しています。働きながら安心して子育てができるように、保育環境の整備が求められており、デジタル技術の活用を含めた保育サービスの充実が必要となっています。また、児童生徒が放課後や長期休業中などを安全・安心に過ごし、多様な経験、活動ができるような居場所の充実も必要です。

少子化や地域とのつながりの希薄化などにより、子どもを生み育てる家庭環境は多様に変化しており、子育ての当事者が抱える困難や悩みが複雑化し、相談できる人が身近にいないなどの事例も見受けられます。子育て家庭が地域社会の中で孤立しないように、地域社会全体で子育てを支援する新しい支え合いの仕組みづくりがより一層求められています。

育児不安やストレスから児童虐待につながる事例が見受けられているほか、近年ではヤングケアラーや不登校などが社会問題となっており、関係機関と連携を図りながら、支援を必要とする子どもとその家族への相談対応や支援が必要となっています。

また、子どもの発達に悩みを抱える保護者への支援や、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく健やかに成長できるための取組が求められています。

ひとり親家庭は、生計維持と子育ての二つの役割を一人で担わなければならない、就労や生活面で様々な課題を抱えることが少なくありません。このため、相談体制の充実や経済的負担の軽減と就労支援策の充実などが求められています。

青少年の非行や問題行動の低年齢化、インターネット利用に起因する犯罪被害など、青少年を取り巻く環境は、なお一層、複雑・多様化しています。心豊かでたくましい青少年の育成を図るため、子どもが自ら考え行動できる力を身につける学習の機会の提供や、学校、家庭、地域などと連携して、青少年を見守り育てるためのより良い環境づくりが必要となっています。また、積極的に青少年の育成活動や善導活動を行う

※1「合計特殊出生率」… 一人の女性が一生に生む子どもの平均人数を推定する指標。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの



人材育成といじめ、不登校で悩む子どもやしつけに悩む保護者に対する適切な助言、指導が求められています。

このように、全ての子どもたちが、安全で安心して地域で過ごすことのできる環境の充実に向けて、子ども・若者・子育て当事者などの意見を反映しながら、こども施策を一体的に推進することが求められています。

施策の内容

01 妊娠・出産・子育て支援の充実

主な取組

- ★こども家庭センター※²による妊娠期から子育て期の全世帯を対象とした包括的な支援体制の充実（◎こども家庭課）
- 子育て支援アプリの導入など子育て世代への情報提供ツールの充実（◎こども家庭課）
- 周産期医療体制の維持と小児救急医療を提供する体制の確保（◎保健総務課）
- 発達に支援が必要な子どもへの支援体制の充実（◎福祉総合相談室、◎こども発達支援センター、◎こども福祉課）
- 障がい児の療育支援体制の充実（◎福祉総合相談室）
- 子育てに関わる医療費の負担軽減（◎こども福祉課）

指標

育児相談延べ件数

（こども家庭センターにおける育児相談及び開放事業、産後サポート事業等の各相談機会における相談件数を含む）

基準値（H30）	目標値（R10）
335件	1,200件

02 保育サービスの充実

主な取組

- ★就業形態の変化や保育ニーズの多様化に対応した、延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育など各種保育サービスの充実（◎子育て支援課）
- 規模や地域性、官民の役割など、教育・保育施設等の在り方についての総合的な検討（◎子育て支援課）
- 地域性や官民の役割などを踏まえた、子どもを安心して預けられる教育・保育環境の確保（◎子育て支援課）
- デジタル技術を活用した、教育・保育施設従事者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上（◎子育て支援課）
- 入所待ち児童の解消に向けた、保育士等保育従事者確保などの取組（◎子育て支援課）

指標

各種保育サービスの延べ利用児童数

基準値（H30）	目標値（R10）
21,080人	21,000人

※2「こども家庭センター」…すべての妊産婦や子育て世帯、子どもを対象に、それぞれの家庭の状況に応じた相談支援を提供する窓口のこと。



03 ▶ 地域子育て支援の推進

主な取組

- ★地域子育て支援センター※¹や地域との連携による親子の集いの場など、就学前の子どもと保護者同士が気軽に交流できる場の充実（◎子育て支援課）
- ★児童館や児童センターなど、子どもが安全、安心に過ごせる居場所の充実（◎放課後児童課）
- ファミリーサポートセンター※²など、地域における育児の相互援助活動の推進（◎子育て支援課）
- 保護者が日中就労等により家庭にいない児童に対する、放課後児童クラブでの生活や遊びの場の確保と充実（◎放課後児童課）
- 小学校と地域の連携による、地域子ども教室の充実（◎生涯学習課）
- 子育て支援団体や子育てボランティア団体、地域住民などとの協働による、地域資源を活用した「子どもの居場所」の拡充に向けた仕組みづくり（◎子育て支援課）

指 標

地域子育て支援センターの延べ利用世帯数

基準値（H30）	目標値（R10）
5,502世帯	5,500世帯

児童館・児童センターの延べ利用児童数

基準値（H30）	目標値（R10）
17,287人	17,200人

ファミリーサポートセンターの提供会員登録数

基準値（H30）	目標値（R10）
140人	140人

地域子育て支援センターや親子の集いの場などの設置箇所数

基準値（H30）	目標値（R10）
4か所	5か所

04 ▶ 子どもを守る仕組みの充実

主な取組

- ★関係機関との連携強化による相談支援体制の充実（◎こども家庭課）
- ★生活困窮世帯の児童に対する学習・生活支援の充実や居場所づくりの検討（◎福祉総合相談室）
- 児童虐待の予防や早期発見、早期対応（◎こども家庭課）
- ヤングケアラーの認知度向上、適切な理解の促進や、支援の充実（◎こども家庭課）
- 子どもの貧困に関する実態把握と対策の検討（◎こども福祉課）
- ★早期発見・早期対応に向けた取組や学校と家庭、小樽市教育支援センター、小樽市こども家庭センターとの連携によるいじめ防止や不登校児童生徒への支援の充実（◎学校教育支援室）【Ⓔ 1-2 学校教育】

指 標

虐待などの困りごと相談延べ件数

基準値（H30）	目標値（R10）
208件	200件

※1「地域子育て支援センター」…保育士が遊びや親子の交流の場を提供するなど様々な子育て支援事業を行う所。奥沢保育所に「げんき」、赤岩保育所に「風の子」、銭函保育所に「あそぼ」の3か所のセンターを開設

※2「ファミリーサポートセンター」…子育ての援助を行いたい方と子育ての援助を受けたい方が会員となって助け合い、地域の子育て支援を行う会員組織のこと。



05 ▶ ひとり親家庭への支援

主な取組

- ★ひとり親世帯の児童に対する学習・生活支援の充実や居場所づくりの検討（㊦こども福祉課）
- ひとり親家庭の相談体制の充実（㊦こども福祉課）
- ひとり親家庭の医療費の負担軽減（㊦こども福祉課）
- ひとり親家庭の親の就業支援策の充実（㊦こども福祉課）

指標

ひとり親世帯、生活困窮世帯の児童の学習・生活支援事業参加者数

基準値（R1）	目標値（R10）
30人	50人

06 ▶ 地域活動団体への支援とリーダーの養成

主な取組

- 子ども会など地域で活動する団体の支援（㊦青少年課）
- 青少年団体と連携した地域での活動を担うリーダーの養成（㊦青少年課）

指標

リーダー養成研修参加数

基準値（H26～30平均）	目標値（R10）
32人	32人

07 ▶ 見守り育てる環境づくり

主な取組

- ★学校、家庭、地域などと連携した少年非行の早期発見と効果的な指導方法の検討（㊦青少年課）
- 青少年を取り巻く有害な環境浄化活動の推進（㊦青少年課）
- 青少年や保護者の抱える様々な悩みに適切に応じる相談事業の充実（㊦青少年課、㊦こども家庭課、㊦福祉総合相談室）

指標

20歳未満の青少年1,000人あたりに占める補導、指導された青少年の数

基準値（H30）	目標値（R10）
10人	6人

1-1



08 ▶ 子どもの基本的人権の尊重と保護

主な取組

○「子どもの権利条約」の普及と啓発（㊥青少年課）

○「子ども会議」など「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえた事業の実施（㊥青少年課）

指標

子どもの権利条約について理解している市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
26.2%	基準値より増



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
子育てがしやすいと感じている市民の割合 （18歳未満の子どもがいる世帯）	22.0%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）
- ・小樽市健康増進・自殺対策計画（令和6～17年度）
- ・第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画（令和6～8年度）



計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料



学校教育

重点

現 状と課題

学習指導要領においては、グローバル化や情報化など急激な社会的変化の中にあっても、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を身に付けることができる学校教育の実現を目指すことが求められています。

未来を創る力の育成については、小・中学校ともに改善の傾向が見られるものの、「全国学力・学習状況調査」の平均正答率は全国を下回る状況にあることや、一日の家庭での学習時間が短く、スマートフォン等を利用する時間が長いなど生活習慣を改善することが課題となっています。こうした課題を解決するには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、学校・家庭・地域が一体となって望ましい学習習慣及び生活習慣の定着に向けた取組を進めていく必要があります。

また、特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒数は増加傾向にあり、障がいの重複化や多様化が見られることから、児童生徒の障がいの状態等に応じた環境を整えていく必要があります。

さらに、本市の人口減少が続く中、小樽の未来を担う人材を育成するという観点から、英語教育や理数教育、情報教育の充実を図るとともに、子どもたちの発達段階に応じたキャリア教育^{*1}を一層充実する必要があります。

豊かな心の育成については、いじめの認知件数や不登校児童生徒数が増加傾向にあることから、いじめについては、関係法令等を踏まえ、未然防止、早期発見・早期対応など危機感とスピード感をもって対応するとともに、不登校については、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援と未然防止の取組を推進する必要があります。

また、子どもたちに基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさと小樽への誇りと愛着、思いやりの心や美しいものに感動する心など、豊かな心を育むため、道徳教育やふるさと教育、読書活動等を一層充実する必要があります。

健やかな体の育成については、子どもたちの体力の状況は、全国平均を上回る種目が増えるなど改善の傾向が見られるものの、持久力が全国に比べて課題となっています。体力は、精神面をはじめあらゆる活動の基盤となるものであり、運動習慣の定着や生活習慣の改善を図る必要があります。

また、本市の子どもたちは、全国に比べ、朝食を毎日食べている割合が低いこと、う歯率が高いことや肥満傾向の割合が高いことから、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育や健康教育を推進する必要があります。

家庭・地域との連携・協働の推進については、近年、核家族化や少子化等の家族形態の変化、地域社会のつながりの希薄化等が進む中、学校が抱える課題は複雑化・困難化していることから、コミュニティ・スクール^{*2}の導入など、学校と地域がパー



トナーとして連携・協働した組織的・継続的な取組が求められています。

学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現については、児童生徒数の減少により学校の小規模化が進む中、教育環境の向上を図るため、小・中学校の適正な配置や施設設備の充実に努めるとともに、教育課題の多様化に対応するため、学校段階間の連携・接続の推進や安全教育の充実など、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てていく必要があります。

また、学校教育においては、児童生徒に直接触れ合う教員の人間性や指導力によるところが大きいことから、教員の資質・能力の向上を図るとともに、児童生徒に向き合う時間を確保する必要があります。

施策の内容

01 未来を創る力の育成

主な取組

- ★「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や望ましい学習習慣の確立による確かな学力の育成（**教**学校教育支援室）
- ★特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育の充実（**教**学校教育支援室）
- ★イングリッシュキャンプ等、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる国際理解教育の充実（**教**学校教育支援室）【**Ⓜ** 6-4 国際交流】
- 探究的な学習や数学的活動を通して、理科や算数・数学が好きな児童生徒を育てる理数教育の充実（**教**学校教育支援室）
- ICT^{※3}などの技術に対応する能力や情報活用能力などを育てる情報教育の充実（**教**学校教育支援室）
- ★職場体験等の活動を通して「ふるさと小樽」のよさに気づき、自己の将来について考えを深めるキャリア教育の充実（**教**学校教育支援室）

指標

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査等において国語、算数・数学が「好き」「どちらかと言えば好き」と回答した割合（対象は、小学校6年生及び中学校3年生）

基準値（H30）		目標値（R10）
小学校国語 69.6%	小学校算数 68.2%	小・中学校 70.0%
中学校国語 51.8%	中学校数学 50.4%	

※1「キャリア教育」…一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

※2「コミュニティ・スクール」…「学校運営協議会」を設置することにより、保護者や地域の皆さんの声を学校運営に生かし、子どもたちの成長と「地域とともにある学校づくり」を支える仕組みのこと。

※3「ICT」…Information and Communication Technology の略称で、情報・通信に関する技術のこと。



02 ▶ 豊かな心の育成

主な取組

- 道徳科の授業改善の推進や芸術鑑賞教室等の実施により、豊かな情操を育てる道徳教育の充実（**教**学校教育支援室）
- ★教材「おたるの自然」や「小樽の歴史」等を活用した学習や小樽遊覧屋形船における講話などを通して、小樽の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等の理解を深め、郷土への誇りと愛情を育むふるさと教育の充実（**教**学校教育支援室）
- 小樽市子どもの読書活動推進計画を踏まえた、学校・家庭・地域における読書活動の推進（**教**図書館、**教**学校教育支援室）
- 自然体験やボランティア活動等の実施により、豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を深める体験活動の充実（**教**学校教育支援室）
- 言語活動等の充実により、表現しながら考えを形成・深化させ、よりよい人間関係を形成するコミュニケーション能力の育成（**教**学校教育支援室）
- ★早期発見・早期対応に向けた取組や学校と家庭、小樽市教育支援センター、小樽市こども家庭センターとの連携によるいじめ防止や不登校児童生徒への支援の充実（**教**学校教育支援室）【**共**1-1 こども・子育て】

指 標

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査等において「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という設問で「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した割合

基準値（H30）		目標値（R10）
小学校 60.4%	中学校 58.2%	小・中学校 70.0%

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査等において「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問で「当てはまる」と回答した割合

基準値（H30）		目標値（R10）
小学校 90.9%	中学校 76.4%	小・中学校 100.0%

03 ▶ 健やかな体の育成

主な取組

- ★学校における体育・保健に関する指導の充実や学校、家庭、地域が連携し運動習慣の定着を図る体力・運動能力の向上（**教**学校教育支援室）
- 食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図る、学校給食や教科等を通じた食育の推進（**教**学校給食センター）
- 基本的生活習慣の指導など、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善する資質や能力を育てる健康教育の充実（**教**学校教育支援室）

指 標

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計得点（全国を50.0とした場合）

基準値（H30）		目標値（R10）
小学校男子 50.4	小学校女子 49.4	小・中学校 50.0
中学校男子 48.4	中学校女子 47.0	

※1「樽っ子学校サポート」…放課後や夏休み・冬休みなどの長期休業中において、高校生、大学生、地域住民などのボランティアが、小中学校などに出向き、学習支援を行う取組のこと。

※2「小中一貫教育」…小・中学校段階で目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育のこと。

04 家庭・地域との連携・協働の推進

主な取組

- 望ましい生活習慣の定着や家庭の教育力向上に向けた家庭教育支援の充実（**教**生涯学習課）
- 「樽っ子学校サポート^{*1}」など、地域ボランティアスタッフの協力による学校と地域の連携・協働の推進（**教**生涯学習課）
- ★地域住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入など、学校と地域の連携・協働の推進（**教**学校教育支援室）

指 標

コミュニティ・スクールを導入する学校の割合

基準値（H30）	目標値（R10）
小・中学校 3.3%	小・中学校 50.0%

05 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現

主な取組

- ★学校間の接続を意識した教育課程の編成・実施など、小中一貫教育^{*2}の充実を図る学校段階間の連携・接続の推進（**教**学校教育支援室）
- ★校舎の耐震化や老朽化した学校施設の計画的な整備及び教育のICT化に向けた設備などの充実（**教**施設管理課）
- 社会状況やまちづくりの観点を踏まえて学校の適正な配置を図るなど、教育環境の整備・充実（**教**学校教育支援室、**教**施設管理課、**教**教育総務課）
- 各種研修講座の開催など、教科指導等の指導力や法令遵守等の意識を高める教員の資質・能力の向上（**教**学校教育支援室）
- 学校における働き方改革の推進に向けた学校運営の改善（**教**教育総務課）
- 犯罪や交通事故、災害等から身を守ることができるよう、児童生徒の危機管理能力を育てる学校安全教育の充実（**教**学校教育支援室）

指 標

中学校区で小中学校9年間の共通の目標を設定し、教育活動を行う学校の割合

基準値（H30）	目標値（R10）
小・中学校 10.0%	小・中学校 100.0%

公立小中学校施設の耐震化率

基準値（H30）	目標値（R10）
小・中学校 81.3%	小・中学校 100.0%

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
子どもたちに学力・体力・豊かな心が育まれていると感じている市民の割合（18歳未満の子どもがいる世帯）	23.4%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市教育推進計画（令和元～10年度）
- ・小樽市子どもの読書活動推進計画（令和元～10年度）
- ・小樽市立小中学校 学校規模・学校配置適正化基本計画（平成22～令和6年度）
- ・小樽市学校施設長寿命化計画（令和3～12年度）



地域福祉

現 状と課題

近年、人口減少・少子高齢化の進行や、非正規雇用の増加などの社会経済情勢の変化によって、ダブルケア^{※1}や生活困窮、虐待、ひきこもりなど、複合的で多様な課題を有する世帯が増加する一方で、地域のつながりは希薄化しているため、個々の課題解決が難しくなっています。

こうした状況から、住民相互の支え合いを広げ、個々の問題を地域の課題として受け止め、解決に向けて連携していく意識の普及など、地域全体の福祉を発展させていくために、取組の方向性や基本的な考え方を定めた地域福祉計画の各施策を推進していく必要があるほか、各分野の相談窓口が連携して世帯を支援していく重層的支援体制整備事業^{※2}を推し進めていくことが求められます。

また、住まいや移動などにおける物理的なバリアだけではなく、偏見や差別といった心のバリアを取り除き、ハードとソフトの両面から、人に優しい福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

施策の内容

01 ▶ 住民相互の支え合いを目指した地域福祉活動の推進

主 な 取 組

- 市民主体の地域づくりのためのボランティア活動の支援（福祉総合相談室）
- 成年後見制度など権利擁護の推進、普及のための適切な情報発信と市民後見人を養成する取組（福祉総合相談室）

指 標

ボランティア・市民活動センターの登録団体数

基準値（H30）	目標値（R10）
125団体	180団体

市民後見人登録者数

基準値（H30）	目標値（R10）
30人	52人

※1 「ダブルケア」…子育てと親の介護を同時に抱えている状態

※2 「重層的支援体制整備事業」…高齢、障がい、子ども、生活困窮などの既存の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、生活課題を抱える地域住民に対する支援体制や地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

※3 「セーフティネット」…生活困窮等を回避するための支援策

※4 「ユニバーサルデザイン」…年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人が使いやすいように工夫された用具や建造物などのデザインのこと。

※5 「ヘルプマーク」…援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせるためのしるし



02 多様な課題解決に向けて連携する支援体制の構築

主な取組

- 複雑化・複合化した課題を抱える相談への対応のため、重層的支援体制整備事業による包括的な相談支援体制の整備や参加支援、地域づくり支援の実施（㊦福祉総合相談室、㊧子育て支援課、㊨こども家庭課）
- 買い物や移動に困難を感じている人への対策の検討（㊦福祉総合相談室、㊩商業労政課、㊪新幹線・まちづくり推進室ほか）
- 地域福祉計画の策定による地域課題の解決に向けた取組の推進（㊦福祉総合相談室）
- ★生活困窮者自立支援制度など、一人ひとりの状況に応じたセーフティネット^{*3}の充実（㊦福祉総合相談室）

指標

生活サポートセンターでの新規相談受付件数

基準値（H30）	目標値（R10）
253件	180件

03 支援が必要な方が外出しやすい環境づくり

主な取組

- 高齢、障がい者等、支援を必要とする人が、安全、快適な生活ができるような心のバリアフリーの推進（㊦福祉総合相談室）
- バリアフリーマップの整備・周知による情報提供（㊦福祉総合相談室）
- 公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン^{*4}化の推進（各施設所管課）

指標

ヘルプマーク^{*5}配布数

基準値（H30）	目標値（R1～10合計）
270個	2,700個

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
困った時に相談できる人や場所がある市民の割合	49.1%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）
- ・小樽市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）
- ・第3期小樽市障害者計画（平成29～令和8年度）
- ・第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画（令和6～8年度）
- ・小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画（令和6～10年度）



高齢者福祉

重点

現状と課題

本市の65歳以上の高齢者数は令和元年をピークに減少に転じていますが、高齢化率は上昇しており、また、令和7年には団塊の世代が後期高齢者である75歳となることから、本計画期間中に後期高齢者数のピークを迎える見通しであり、要介護者や支援等を必要とする高齢者の増加が見込まれます。健康づくりや介護予防の取組の推進と、北海道、医療と介護の関係機関、専門家等との連携及び地域で高齢者を支える担い手づくりなど、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアシステムの深化・推進が急務となっています。

国の推計によると、全国の認知症高齢者の数は、平成24（2012）年の462万人（65歳以上の高齢者の約7人に1人）から令和7（2025）年には700万人（同 約5人に1人）になるとされており、本市においても認知症の人の増加が見込まれます。認知症の人が安心して暮らせるまちづくりとして、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、市民の認知症への理解を深め、地域の見守り体制の構築と認知症の人とその家族等への支援の充実が求められます。

また、高齢者の介護予防・生活支援サービスを充実するために、サービスの担い手となる住民主体の活動の広まりと、高齢者自身も地域の支え手として活躍でき、社会参加が促進され、生きがいを持ちながら、生き生きと生活できるような仕組みづくりを行う必要があります。

施策の内容

01 健康づくりと介護予防の取組の推進

主な取組

- 介護予防に関する普及啓発（☎福祉総合相談室）
- ★地域版介護予防教室、地域住民が集うサロン等、介護予防のための通いの場の充実（☎福祉総合相談室）
- 地域包括支援センター※¹による相談支援体制の強化（☎福祉総合相談室）
- 高齢者の健康診査などの保健事業の取組（☎保険年金課）

指標

地域版介護予防教室回数

基準値（H30）	目標値（R10）
584回	600回

※1「地域包括支援センター」…介護予防の拠点として、また、高齢者全般の身近な相談窓口として、市内4か所に設置



02 地域包括ケアシステムの深化に向けた高齢者を地域で支える仕組みづくりの推進

主な取組

- 住民主体の支え合い活動の促進をはじめとする生活支援体制の充実（福祉総合相談室）
- 医療・介護等多職種による連携体制の構築（福祉総合相談室）
- ★認知症の人の地域の見守り体制の構築と家族への相談支援の充実（福祉総合相談室）

指標

認知症サポーター養成講座回数

基準値（H30）	目標値（R10）
18回	50回

03 高齢者の生きがいの推進

主な取組

- 老人クラブなどと協力し、高齢者が地域の福祉活動に積極的に参加するための支援（福祉総合相談室）
- 生きがいのための交流や学びの場の確保として、老壮大学等の活動支援（福祉総合相談室）
- ふれあいパス事業の継続（福祉総合相談室）
- シルバー人材センターの活動を支援するなど、高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、多様な雇用・就業機会を確保（商業労政課）【3-7 雇用・労働】

指標

老壮大学の定員に対する受講生の割合

基準値（H30）	目標値（R10）
72.5%	80.0%

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
介護予防事業などの高齢者サービスが充実していると感じている市民の割合（65歳以上の方がいる世帯）	38.4%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）



障がい者福祉

重点

現 状と課題

障がいのある人が、ノーマライゼーション※¹理念の下に、自己の選択と決定の機会が確保され、様々な活動に参加できる社会を実現するためには、「小樽市障がいのある人の情報取得・コミュニケーション促進条例」や「小樽市手話言語条例」などに基づき、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している障壁を除去するとともに、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮して自己実現できるような支援が求められています。

また、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、活動や住まいの場など障がいの特性やライフステージに応じたサービスの提供や、障がいのある人やその家族への相談支援など、地域生活を支援する体制の充実を図る必要があります。

施策の内容

01 ▶ 自立と社会参加の促進

主 な 取 組

- ★障がい者の地域生活への移行及び就労に向けた支援の推進（㊦福祉総合相談室、㊧保健総務課）
- 自動車運転免許取得費補助事業や自動車改造費補助事業など、障がい者が自立して活動するための支援（㊦福祉総合相談室）
- タクシー利用助成やリフトカーによる移動支援事業など、障がい者の社会参加に向けた支援（㊦福祉総合相談室）
- 社会復帰施設等に通所する場合の交通費助成により、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するための支援（㊧保健総務課）

指 標

就労支援の利用者数

基準値（H30）	目標値（R10）
395人	471人

※1「ノーマライゼーション」…障がいのある人もない人も平等に生活する社会の実現を目指す考え方



02 地域生活の支援体制の充実

主な取組

★障がい者が地域で生活するための障害福祉サービス（居宅介護、自立生活援助など）の支援の充実（㊦福祉総合相談室、㊧保健総務課）

○障がい者に関わる医療費の負担軽減（㊦福祉総合相談室）

指標

障害福祉サービスの利用者数

基準値（H30）	目標値（R10）
1,297人	1,497人

03 バリアフリー社会の実現

主な取組

○合理的配慮^{※2}、権利擁護及び障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進（㊦福祉総合相談室）

○手話の市民講座、手話通訳者、要約筆記者、点訳者等の養成講座などによる、コミュニケーション支援の充実（㊦福祉総合相談室）

指標

手話通訳者・要約筆記者の派遣件数

基準値（H30）	目標値（R10）
421件	430件

手話の講座の開催回数

基準値（H30）	目標値（R10）
72回	90回

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
障がいのある人が暮らしやすいと感じている市民の割合 （障がいのある方がいる世帯）	21.1%	基準値より増



関連計画

- ・第2期小樽市地域福祉計画（令和6～10年度）
- ・第3期小樽市障害者計画（平成29～令和8年度）
- ・第7期小樽市障がい福祉計画・第3期小樽市障がい児福祉計画（令和6～8年度）

※2「合理的配慮」…障がい者に合った工夫や配慮を行うこと。



保健衛生

現 状と課題

本市における主要疾患別の死亡率は、がんや心疾患による死亡率が全国より高い状況にあり、また、高齢化率も全国と比べても高い状況にあります。

そのため、生涯にわたり健やかに暮らしていくためには、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を心掛け、健康増進や疾病予防に結びつけることにより「健康寿命」を延伸することが喫緊の課題となっています。加えて、日本の自殺死亡率は、主要先進国の中で最も高く、本市においても自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。

新型コロナウイルス感染症における対応を踏まえ、今後の新興感染症等発生時に備えた平時からの取組が重要です。

また、食品の流通システムの発達、少子高齢化が進み、調理済みの食品及び外食、中食^{※1}への社会的ニーズの増加により、被害が広域的に発生する食中毒が起きています。こうした市民の生命や健康の安全を脅かす食中毒や新興感染症などに迅速に対応できるよう、予防に関する知識の普及、医療や関係機関との連携体制の構築や保健所体制整備等による「健康危機」への対策が求められています。

近年のペットブームを背景に犬猫を飼う人が増えており、動物愛護への関心も高まっています。その一方で、飼い主のいない猫の餌やり問題や適正な数を超えた動物を飼育する多頭飼育問題などが発生し、住民間でトラブルになっています。人と動物の共生できる環境づくりを進めるには、動物による生活環境被害の防止を基本として、保護団体や行政で引取った動物の収容先や譲渡先の確保のあり方を考えていく必要があります。

※1 「中食」…店で買って家に持ち帰り、すぐ食べられる調理済みの食品



施策の内容

01 健康づくり施策の推進

主な取組

- ★がんや生活習慣病予防の啓発（保健康増進課）
- がん検診を始めとする各種検診の勧奨と受診率向上（保健康増進課）
- 受動喫煙防止に関する啓発と環境づくりの推進（保健康増進課）
- 歯科保健や栄養改善による健康づくりの推進（保健康増進課）
- 生活習慣病予防のための運動の必要性、方法について、健康教育などを通して周知するほか、ウォーキングサポーター養成講座の開催により運動習慣の普及啓発を推進（保健康増進課）
- ★自殺対策を支える人材の育成や関係機関とのネットワーク強化により自殺対策を推進（保健康増進課）
- ★メタボリックシンドローム^{※2}に着目した特定健康診査・特定保健指導事業による生活習慣病予防の推進（保健康増進課）

指標

健康寿命^{※3}の延伸

基準値（R4）		目標値（R10）
男性 78.5歳	女性 82.4歳	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

02 健康危機管理体制の整備

主な取組

- 健康危機に迅速に対応できるよう、研修会等の参加・実施、検査機器の整備、関係機関との連携構築（保健康総務課、保健康増進課、保生活衛生課）
- 新型インフルエンザ等の発生時、医療従事者等に優先して行われる予防接種（特定接種）とその後、住民に行われる予防接種（住民接種）体制の整備（保健康総務課、保健康増進課）

指標

病原微生物、有害物質等の検査機器^{※4}の整備更新

基準値	目標値（R1～10合計）
—	37台

※2 「メタボリックシンドローム」…内臓脂肪型肥満に加え、高血糖・高血圧・脂質異常症のうち二つ以上を合併した状態

※3 算定方法について「日常生活動作が自立している期間の平均」を採用

※4 総検査機器数72台（平成30年4月1日現在）



03 食と生活環境の安全確保

主な取組

- ★飲食店、給食施設等の食品関連施設と理・美容室、旅館等の環境関連施設に対する指導（保生活衛生課）
- 食品衛生に関して、ホームページや広報誌等による市民、事業者への情報提供（保生活衛生課）

指標

食品・環境関連施設監視率※¹

基準値(H30)	目標値(R10)	
100%	食品関連 140%	環境関連 160%

04 人と動物が共生できる環境づくり

主な取組

- 動物（犬など）を保護する施設整備検討と体制の充実（保生活衛生課）
- 保健所やボランティアが保護したペットの譲渡会の実施（保生活衛生課）
- 犬のしつけ教室の開催等による、動物の適正飼養に関する普及啓発（保生活衛生課）

指標

飼い主探しサポート（譲渡率）

基準値(H28～30平均)	目標値(R10)
72.1%	75.0%



市民アンケート指標

指標の内容	基準値(R1)	目標値(R10)
自分が健康であると感じている市民の割合	58.5%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市健康増進・自殺対策計画（令和6～17年度）
- ・小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・小樽市食品衛生監視指導計画（毎年度策定）
- ・小樽市国民健康保険データヘルス計画【第3期】・小樽市特定健康診査等実施計画【第4期】（令和6～11年度）
- ・小樽市感染症予防計画（令和6～11年度）

※1 本市の監視対象施設数に対して、年度内に監視のため立入りした件数の割合



計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料



地域医療

重点

現状と課題

本市では高齢化率が上昇し、がん、心疾患のほか、腎疾患などの慢性疾患による死亡率が全国より高くなっています。

地域医療には、これらの疾病の予防や早期発見をはじめ、急性期（主に病気のなり始め、状態の早期安定化に向けて医療を提供する時期）、回復期、在宅療養といった患者の状況に応じた治療、また、重症化予防や介護との連携に至るまで、切れ目のない保健医療サービスを提供し、健康寿命の延伸を図る取組が求められています。

限られた医療機関や人材を活用して、保健医療サービスの提供を続けるには、市民、市、関係機関がそれぞれの役割を考え、協力し合う必要があります。

令和7（2025）年にいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる中、北海道は医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように「地域医療構想」を策定しています。構想には、地域別に将来必要とされる急性期病床数などの推計値が示されており、本市の医療機関も、推計値に沿って自らが担う病院機能を考え、バランスの取れた医療を提供する体制をつくることや、医療の安全確保を図る取組が求められています。

また、市民にはかかりつけ医の下での日常の健康管理や、各医療機関の役割を理解し、適正に受診していくことが望まれています。

本市の救急医療のうち、軽症患者を診療する初期救急は、開業医を中心とした当番医と夜間急病センターにより対応し、入院などを必要とする重症患者を診療する二次救急は、主に病院の輪番制により対応しています。しかし、市内医療機関の減少、医師の高齢化により、救急医療に従事する医師の負担が増加しており、医師の確保が懸念されています。また、夜間急病センターでは、受診者数はほぼ横ばいで推移していますが、令和6年4月施行の医師の働き方改革により、宿直医師の確保が難しくなっています。

こうした救急医療を取り巻く厳しい状況の中にあっても、夜間や休日における急病患者が適切な医療を受けられる充実した救急医療体制について、医療機関や医師会等との連携強化を図りながら総合的に検討することが必要です。

市立病院については、令和5年3月に策定した小樽市立病院経営強化プランの着実な推進による経営の効率化を図ります。また、地域の医療機関との連携を深め、地域医療支援病院としての役割を果たすとともに、後志医療圏における高度急性期機能及び急性期機能を中心とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割・機能を推進することが必要です。

施策の内容

01 良質で安全な医療の提供

主な取組

- ★医療機関相互や福祉施設などとのネットワーク化による地域医療の連携強化（保保健総務課）
- 医療の安全確保を図るため医療事故や院内感染の防止に向けた取組（保保健総務課）
- 医療機関の適切な利用方法等についての啓発や相談体制の充実（保保健総務課）

指標

かかりつけ医を持っている市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
67.0%	基準値より増

02 救急医療体制の充実

主な取組

- 救急医療体制の充実及び在り方についての総合的な検討（保保健総務課）

指標

急病等の際に対応する救急医療の仕組みに満足している市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
39.9%	基準値より増

03 市立病院の経営効率化と役割の明確化

主な取組

- 小樽市立病院経営強化プランの着実な推進による経営の強化（病事務部経営企画課）
- 「がん診療」「脳・神経疾患診療」「心・血管疾患診療」「認知症疾患診療」を柱とした総合的医療を行う地域基幹病院としての役割・機能を推進（病事務部経営企画課）
- 地域の医療機関との機能分化と連携強化により、地域医療支援病院としての役割を推進（病患者支援センター）

指標

経常収支比率

基準値（H30）	目標値（R10）
94.8%	97.8%以上

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
安心して医療を受けられる環境が整っていると感じている市民の割合	38.7%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市立病院経営強化プラン（令和5～9年度）



男女共同参画社会

現 状と課題

本市では、令和5年に第3次小樽市男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を進めており、男女の固定的役割分担意識は少しずつ解消されつつありますが、家庭生活や地域活動、職場や社会通念において不平等感 は解消されたとは言えません。性別にとらわれることなく、個人が尊重される環境づくりのための継続した意識啓発が必要です。

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現がこれまで以上に不可欠であり、社会全体で取り組む重要な課題となっています。

働き方改革が国をあげて進められる中、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化やワーク・ライフ・バランス^{*1}の促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。

更に、男女がともに心豊かに生き生きと暮らすためには、生涯を通じた健康支援や多様なライフスタイルを選択できる環境の整備として福祉施策の充実が不可欠です。

また、女性に対する暴力の根絶を図ることも重要な課題の一つであり、暴力を容認しない社会をつくるための啓発を推進する必要があります。被害者の立場に沿った相談体制を整えるとともに、配偶者暴力においては子どもにも悪影響を与えるという認識の下、関係機関が連携して問題解決にあたることが重要です。

性の多様性は個人の尊厳に関わる人権の問題ととらえ認識していく必要があることから、性的少数者への理解を深め、あらゆる性を尊重し合う社会づくりに向けて意識改革を進めていく必要があります。

施策の内容

01 男女の人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

主 な 取 組

- ★性別にとらわれず誰もが活躍でき、多様な性を認め合える社会を実現するため、情報誌「ばるねっと」の発行、講演会、パネル展等の開催による男女共同参画への理解促進と人権に関する意識の醸成（㊦男女共同参画課）
- 男女共同参画の視点に立った教育と男女の自立に向けた学習機会の充実や情報提供（㊦男女共同参画課）
- ★DV^{*2}など様々な暴力の根絶のため、警察、北海道、その他の関係機関と連携し、相談員による相談事業を実施（㊦男女共同参画課）
- 多様な性への理解促進のため、LGBT等の性的マイノリティに対する正しい知識の周知啓発（㊦男女共同参画課）

指 標

配偶者暴力防止法の認知度

基準値（H28.7）	目標値（R10）
84.5%	100%

「性的マイノリティ（LGBT等）」という言葉の認知度

基準値（R3）	目標値（R10）
74.4%	85%

02 ▶ あらゆる分野への男女共同参画の推進

主 な 取 組

- 市の各種審議会・委員会などにおける女性の登用促進及び実態調査の実施と女性登用率の公表（㊥男女共同参画課）
- 男女共同参画セミナーの開催と地域活動の中核を担うリーダーの育成（㊥男女共同参画課）
- 労働施策と連携し、育児・介護などの各種制度の周知と「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の普及・啓発（㊥男女共同参画課）

指 標

市の審議会等における女性登用率

基準値（H30.4）	目標値（R10）
34.9%	45%

03 ▶ 男女が多様な生き方を選択できる環境づくり

主 な 取 組

- 各種健康相談や母子保健の充実、健康教育の推進と疾病予防対策の充実、健康づくりの機会の提供（㊦健康増進課、㊧こども家庭課）
- 多様なライフスタイルに対応した子育て支援、高齢者と家庭の状況に応じた介護サービスの充実（㊨子育て支援課、㊩こども家庭課、㊪放課後児童課、㊫介護保険課、㊬福祉総合相談室）
- 高齢者や障がい者等の自立支援と生きがいづくり（㊬福祉総合相談室）

指 標

男女が多様な生き方を選択できる環境が整っていると感じている市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
21.4%	基準値より増



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
社会全体で男女平等となっていると感じている市民の割合	22.3%	基準値より増



関連計画

- ・第3次小樽市男女共同参画基本計画（令和5～14年度）

※1「ワーク・ライフ・バランス」…「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。仕事と生活の調和

※2「DV」…Domestic Violenceの略で家庭内暴力のこと。特に夫や恋人など親密な関係にある男性から女性が恒常的に受ける様々な暴力をいう。

現 状と課題

本市の農業は、ミニトマト等の施設栽培を中心に、花き、果実などを主体とした少量多品種生産の都市近郊型農業が展開されていますが、平地が少なく傾斜地が多い地形のため、農家一戸当たりの耕作面積は狭小な小規模営農で、農業者の高齢化に伴う離農や後継者不足により、近隣町村を上回るスピードで農家戸数の減少が続いています。

地域農業を維持するためには、中心となる経営体に農地を集約する「人・農地プラン」により計画的な農地集積を行うことや、離農する農家が所有する農地について、北海道農業公社の農地中間管理事業等を活用して農地の利用につなげるなど、耕地面積の維持に努め、農業経営基盤の強化につながる施策を進めていく必要があります。

また、農業者の作業負担軽減、生産性向上につながる施設栽培・スマート農業の導入促進や、農業者が経営を改善するための計画を策定し、市がその計画を認定する「認定農業者制度」の利用促進に努めるとともに、農産物の地産地消や地域での認知度向上に取り組み、付加価値を高めて高収益化を図ることや、近年増加傾向にある鳥獣による農業被害への対策など、農業者の所得確保や向上に資する取組を進めていく必要があります。合わせて、将来にわたって地域農業を維持するため、担い手となる新規就農者に対して、国の農業次世代人材投資事業等を活用して支援するなど、新規就農者の確保、育成に取り組む必要があります。

都市近郊で展開する本市の農業振興のためには、市民に地元で採れる農産物を身近に感じてもらい、地産地消の取組を進めていく必要があることから、農業者や農協等の生産者団体と連携して、農産物について農産物直売場等を活用して広く周知するとともに、市民が身近で農業に触れる機会として、市民体験農園や学童農園などを活用して、農業に対する理解を深めるための取組を進めていく必要があります。

公設青果地方卸売市場は令和3年度に廃止しましたが、引き続き農産物の安定した供給体制を維持する必要があります。

森林環境整備については、市内の民有林（市有林を含む。）において、樹齢50年を超えて伐採期を迎える高齢林が7割以上を占め、適正な森林資源の循環利用を要することや、自然環境保全や水資源の確保など森林の持つ公益的機能を生かすため、森林環境譲与税を活用し、関係機関と連携して森林の保全、整備や普及啓発に努める必要があります。

施策の内容

01 ▶ 農業経営基盤の強化

主 な 取 組

★農地の確保、集積を図るため、農業生産基盤整備を促進（㊟農林水産課）



- ★農業の作業負担軽減や生産性向上を目指すため、施設栽培の促進（㊦農林水産課）
- 農業経営改善に取り組む認定農業者の増加に向けた取組（㊦農林水産課）
- 鳥獣による農業被害や市民の安心安全への対策（㊦農林水産課）
- 小樽産農産物の付加価値化による高収益化に向けた取組（㊦農林水産課）
- 地域農業の担い手となる新規就農者の確保・育成に向けた取組（㊦農林水産課）

指 標

耕地面積

基準値（H27）	目標値（R10）
186ha	186ha

認定農業者数

基準値（R1）	目標値（R10）
6件	20件

02 市民に親しまれる地域農業の推進

主 な 取 組

- ★農産物直売所、旧公設青果地方卸売市場等を活用した小樽産農産物の普及拡大（㊦農林水産課）
- 市民体験農園や学童農園を活用した農業体験機会の確保（㊦農林水産課）
- 旧公設青果地方卸売市場の青果物流通拠点機能の維持（㊦農林水産課）

指 標

市民体験農園の申込区画数

基準値（H30）	目標値（R10）
213区画	220区画

03 森林整備の推進

主 な 取 組

- ★緑地環境の保全や水資源・森林資源の確保のため、森林の整備推進や保護・育成（㊦農林水産課）
- 北海道指定の環境緑地保護地区・自然景観保護地区・記念保護樹木について北海道との連携による保全（㊦環境課）【㊦ 5-1 環境保全】

指 標

森林面積

基準値（H27）	目標値（R10）
16,374ha	16,374ha



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
小樽の農産物であることを意識して商品を選択する市民の割合	36.2%	基準値より増



関連計画

- ・農業経営基盤の強化に関する基本的な構想
- ・「人・農地プラン」
- ・小樽市鳥獣被害防止計画（令和6～8年度）
- ・小樽市森林整備計画（令和5～14年度）



水産業

現状と課題

本市の沿岸漁業は、様々な魚種が水揚げされており、魚種によって増減はあるものの、総量では安定した水揚げを保っていますが、将来にわたり安定供給していくためには、栽培漁業技術の向上、稚魚種苗の放流、水産資源の管理、海獣等による漁業被害対策などが求められています。また、水産物陸揚げ作業の安全確保や作業時間の短縮による鮮度保持、生産コストの縮減を図るため、漁港の施設整備や高齢化に伴う漁業就業者の減少などへの対応が求められています。

沖合漁業は、本市の漁獲量の約8割、金額で約4割を占める重要な漁業であり、漁獲規制の強化や海洋環境の変化などがあるものの、近年においては安定した漁獲量を保っています。漁獲物の大部分は加工原料として使用されており、将来にわたり安定供給を行うためには水産資源の管理が必要となっています。なお、気候変動に伴う海水温の上昇による様々な影響について、漁業協同組合などと情報共有しながら対応を検討することが必要となっています。

水産加工業は、伝統と卓越した加工技術を基に多様化する消費者ニーズに応える製品を製造していますが、漁獲量の減少による原料価格の高騰など厳しい経営環境となっています。製品の付加価値を高めることが重要であることから、小樽らしい水産加工品の開発の推進を図り、販路拡大につなげていくことが求められています。

また、小樽の地魚は、多様な媒体を活用し、魅力や旬の情報発信を行い、更なる知名度の向上と消費者の獲得に努め、販路拡大を図るとともに、魚食普及による地産地消を推進し消費拡大を図る取組が求められています。

また、公設水産地方卸売市場については、水産物の安定した供給体制を確保するため、効率的な運営を図るとともに、衛生管理のさらなる改善が求められています。

施策の内容

01 つくり育てる漁業・資源管理型漁業の推進

主な取組

○栽培漁業技術の向上への支援（㊟農林水産課）

★ウニ、アワビなどの種苗放流と、ニシンなど稚魚の放流やホタテ、ナマコの種苗生産など、栽培漁業、養殖漁業の推進（㊟農林水産課）

○水産物の安定供給のための資源管理の支援（㊟農林水産課）

指 標

放流魚種の漁獲量

基準値（H30）	目標値（R10）
724 t	800 t

02 漁場環境の保全・漁業基盤の整備

主 な 取 組

- ★沿岸漁業における藻場などの環境保全対策への支援（㊤農林水産課）
- ★トド等海獣や海洋汚染などによる漁業被害対策への支援（㊤農林水産課）
- 漁船やプレジャーボートなどの海難事故防止対策及び救助活動への支援（㊤農林水産課）
- 漁業従事者の担い手育成及び新規就業者への支援（㊤農林水産課）
- 漁港管理者と連携した漁港施設の整備（㊤農林水産課）

指 標

小樽沿岸の漁獲量

基準値（H30）	目標値（R10）
3,853 t	3,900 t

トド等海獣による漁業被害額

基準値（H28～30平均）	目標値（R10）
61,421千円	55,300千円

03 地元水産物の付加価値を高める水産加工業の振興と消費拡大の推進

主 な 取 組

- ★地元水産加工品のブランド化の推進及び販路拡大、商品開発の促進（㊤農林水産課）
- ★「小樽の水産物」のファンづくりの推進及び多様な媒体による水産物の情報発信、地産地消の推進（㊤農林水産課）
- 公設水産地方卸売市場の市場機能の維持（㊤公設水産地方卸売市場）

指 標

小樽水産加工グランプリ出品数

基準値（H30）	目標値（R10）
12品	20品

小樽のおさかな普及推進委員会HP閲覧数

基準値（H30）	目標値（R10）
40,000件	50,000件

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
小樽の水産物であることを意識して商品を選択する市民の割合	49.7%	基準値より増

関連計画

- ・小樽市鳥獣被害防止計画（令和6～8年度）
- ・小樽港港湾計画
- ・小樽市公設水産地方卸売市場経営戦略（令和3～12年度）

計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料

現 状と課題

国内においては、企業収益や雇用・所得環境が改善しており、商業を取り巻く環境は、緩やかな回復が続くことが期待されていますが、海外情勢等の影響による物価上昇に十分注意する必要があります。また、労働力不足や後継者問題への対応、訪日外国人旅行者の回帰、消費者行動の変化やキャッシュレス決済の拡大など、環境変化への対応が求められています。

本市においては、人口減少により経済規模の縮小が懸念され、小売業及び卸売業における事業所数、従業者数はいずれも減少傾向にあることから、経営者の高齢化に伴う事業承継や商業起業家の育成への対応が必要となっています。

地域とともに発展する活力ある商業を目指すためには、市民や企業による市内消費を喚起するとともに、回復傾向にある国内外観光客の旅行消費を取り込むことが求められています。地域に根ざした古くからの商店や暮らしに密着した商店街・市場のほか、大型店舗やコンビニエンスストアの立地により、消費者にとっては、買い物場所や商品・サービスの選択肢は多様化している側面がありますが、多様な消費者ニーズに応える快適な買い物環境の整備や地域の魅力ある商品の提供が必要であり、また、大型店には、雇用の確保や地場企業からの商品の仕入れなど地域貢献の役割が求められています。

また、小売業の大型化や製造業による消費者との直接取引など流通過程が変化する中で、販路開拓による新たな市場の創出、消費者や企業が求める商品を調達・販売するほか、商品の開発や販売などの経営判断に役立つ情報を収集し提供する機能を高め、地場企業の活動を下支えするとともに、地域の魅力を発信し、域外から資金を獲得することが求められています。

暮らしに密着した商店街や市場では、様々な世代に向けた魅力ある商品・サービスの提供はもとより、地域コミュニティの核として、にぎわい・ふれあいの創出やまちなみの形成といった役割を担うなど、それぞれの特色を生かした魅力を形成することが求められています。

こうした特色を生かし、年間約800万人の国内外観光客の商店街への回遊性を高め消費の拡大を図るためにも魅力ある買い物環境の創出が必要となっています。

施策の内容

01 ▶ 創業の促進及び経営の安定化

主 な 取 組

★商業起業家の育成及び経営安定化のため、財務・会計や販売・マーケティング^{*1}などの知識習得及び向上を支援（㊟商業労政課、㊟産業振興課）

○後継者不在の課題を抱える商業者に対する関係機関と連携した相談体制などによる事業承継に向けた支援（㊟商業労政課、㊟産業振興課）

指 標

商人塾参加人数

基準値（H30）	目標値（R10）
70人	70人

02 買い物環境の魅力向上

主 な 取 組

★キャッシュレス化^{※2}や多言語化対応の推進など、多様な消費者ニーズに応える快適な買い物環境の整備（㊟商業労政課）

○地域の魅力ある商品の販売を支援（㊟商業労政課）

指 標

小売業の年間商品販売額

基準値（H27）	目標値（R10）
1,298億円	1,298億円

03 流通構造の変化に対応した卸売機能の強化

主 な 取 組

★販路の開拓による新たな市場創出と、求められる商品の調達及び販売機能の強化を支援（㊟商業労政課）

○商品の開発や生産に役立つ情報、求められる商品や新たな商品の情報を提供する機能の強化を支援（㊟商業労政課）

指 標

卸売業の年間商品販売額

基準値（H27）	目標値（R10）
1,305億円	1,305億円

04 商店街・市場の振興

主 な 取 組

★商店街や市場におけるにぎわい・ふれあいや回遊性を高める魅力づくりへの支援（㊟商業労政課）

○空き店舗を活用した商業店舗の開設に対する支援（㊟商業労政課、㊟産業振興課）

○アドバイザー派遣による魅力ある個店や商店街・市場づくりの推進（㊟商業労政課）

○商店街の組織運営強化に対する支援（㊟商業労政課）

指 標

中心7商店街の空き店舗率

基準値（H30）	目標値（R10）
14.0%	10.0%

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
買い物環境が充実していると感じている市民の割合	44.6%	基準値より増

※1「マーケティング」…生産者から消費者への商品・サービスの流れを推進するための、市場調査、製品計画、販路の選択、販売促進などの諸活動

※2「キャッシュレス化」…現金を使わずに、クレジットカードや電子マネーなどの電子的な決済手段で、物やサービスの費用を支払えるようにすること。

計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料



工業・企業立地

重点

現状と課題

北海道内では、次世代半導体産業の進出や、脱炭素と経済成長の両立を図るGX^{※1}など、地域が持つポテンシャルを活かした経済活動の新たな動きがあることから、本市においても、市内ものづくり産業の活性化を図るため、新たなビジネスチャンスの獲得や企業連携の促進が必要となっています。

地域経済活性化のためには中小企業を中心とした地場企業の発展が不可欠であることから、経営基盤の強化や、起業・創業、経営者の高齢化などに伴う事業承継を支援するとともに、産学官金^{※2}や異業種連携などのネットワークの形成を図るなど、地域の潜在力を生かしながら新たな価値を創出する取組を進めることが必要となっています。

本市における製造業は、事業所数、従業者数の減少、進行する人手不足などによりその環境は依然として厳しい状況にあります。製造業は企業の雇用規模も大きく地域経済と市民生活の動向に大きな影響を与えることから、経済活動のグローバル化や価値観の多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、地場企業が有する技術力や地域資源を生かしつつ、DX^{※3}の推進や設備投資などにより、生産性の向上を図り、時代や市場のニーズなど経済的社会的環境の変化に的確に対応していくことが求められています。

国内においては、人口減少や少子高齢化の進行により市場規模が縮小に向かうことが懸念される一方、アジアなどの世界各地では人口の増加と経済成長が続き、日本製品に対する評価も高いことから、国内とともに、こうした国や地域を視野に入れた新たな商品開発や市場開拓など、経営の革新が必要となっています。

企業立地では、石狩湾新港地域や銭函工業団地において、札幌市に隣接する地理的優位性や経済の好転などの環境変化に伴い、新たな企業の進出・操業や工場等の増設などの設備投資が続いており、石狩湾新港地域では、こうした環境変化を背景に新たな分譲地の造成が進められています。一方で、市内では工場等の建設に適した産業用地を確保することが難しくなっていることから、デジタル関連企業等のサテライトオフィス誘致に向けて市内中心部における空き店舗等の活用を促すなど、進出が進むよう、ニーズの把握と情報提供に努めていく必要があります。

新たな企業の進出・操業により、既存企業との連携強化による地場産業の振興や雇用機会の確保など地域経済の活性化が期待されます。そのため、本市の地理的優位性や地域資源などの情報を効果的に発信するなど、今後も積極的な誘致活動を進めることが必要となっています。

※1 「GX」…Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称。2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革。

※2 「産学官金」…「産」は民間企業などの産業界、「学」は大学などの教育機関や研究機関、「官」は官公庁、「金」は金融機関のこと。

※3 「DX」…デジタルと変革を意味するトランスフォーメーションにより作られた造語である Digital Transformation の略。進化したデジタル技術を社会に浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。



施策の内容

01 経営基盤の強化と創業の促進

主な取組

- 経営の安定化や生産性向上に向けた設備の近代化、合理化に対する資金繰り等の支援（㊤産業振興課）
- 中小企業者の経営の革新、成長や組織化に対する支援（㊤産業振興課）
- ★関係機関と連携した相談体制や情報の提供などによる円滑な事業承継に向けた支援（㊤産業振興課、㊤商業労政課）
- ★関係機関と連携した相談体制、創業希望者の掘り起こし、補助制度などによる創業の支援（㊤産業振興課、㊤商業労政課）

指標

関係機関と連携した支援による新規創業者数

基準値（H30）	目標値（R10）
42件	45件

02 ネットワークの形成と地場産業の活性化

主な取組

- ★産学官金や異業種連携などのネットワーク形成によるイノベーション^{※4}の推進（㊤産業振興課）
- 地域資源や地場企業が有する技術力、知的財産を活用した付加価値の高い製品開発の促進（㊤産業振興課）
- 地域の強みを生かした地場製品のブランド化（㊤産業振興課）

指標

製造業の付加価値額

基準値（H28）	目標値（R10）
624億円	650億円

03 地場製品の販路拡大と新たな市場開拓

主な取組

- ★新たな販売ルートとなる国内販路の開拓と全国の物産展や展示会、商談会などへの出展支援（㊤商業労政課）
- ★海外展示商談会などを通じたアジアなど新たな市場における販路開拓（㊤産業振興課）

指標

製造業の製造品出荷額等

基準値（H28）	目標値（R10）
1,704億円	1,900億円

※4「イノベーション」…生産技術の革新や新商品の導入、新市場、新資源の開拓、新しい経営組織の形成などの革新的行動



04 企業誘致活動の強化

主な取組

- ★首都圏等でのプロモーション活動や地場企業とのビジネスマッチングの推進（㊤産業振興課）
- 企業の設備投資動向などの把握に向けた情報収集ネットワークの構築と強化（㊤産業振興課）
- 小樽市企業立地促進条例に基づく固定資産税の課税免除等による新規操業や設備投資の支援（㊤産業振興課）

指標

課税免除による支援を活用した設備投資件数

基準値（H30）	目標値（R 1～10合計）
7件	70件



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R 1）	目標値（R10）
地場企業に活力があると感じている市民の割合	10.7%	基準値より増



関連計画

- ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画
- ・産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画
- ・中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画



計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料

現状と課題

本市は、恵まれた自然環境や魅力ある都市景観を有し、年間約800万人の観光客が訪れる観光地として国内外で高い知名度を有しています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内外の旅行需要は大幅に減少し、本市観光も深刻な影響を受けましたが、その後、社会経済活動の正常化が進み、旅行需要は回復基調にあります。観光は消費や雇用など多岐にわたって大きな経済波及効果を生み出す本市の基幹産業の一つであり、新千歳空港とアジア圏を始めとする諸外国との直行便就航や北海道新幹線の札幌延伸など、未だ大きな可能性を秘めています。

しかしながら、観光客の滞在時間が短いことや観光スポットが固定化していること、ホスピタリティ^{※1}の向上などが課題となっており、本市が観光都市として更に発展し、持続可能な観光地域づくりを進めるためには、観光客が多彩で奥深い魅力を体感し、何度でも訪れたいと思えるまちを目指し、令和4年10月に登録された地域DMO^{※2}を中心に、観光事業者や関係団体等と連携して取り組む必要があります。

このため、小樽運河周辺などの一部の観光スポットのみならず、市内に潜在する多くの知られざる観光資源を掘り起こし、体験プログラムの充実を通じ、滞在型観光へ結び付けていくことやインバウンド誘致の強化、施設などのハード面の整備、本市の魅力の情報発信を継続して実施するなど、小樽の魅力を深める取組が必要であり、新たな行政需要に対応するための安定的な新たな財源の確保が求められています。

また、今後の観光振興において、点在する資源を面として活用する広域連携は不可欠であると考えられ、豊かな自然や食など、魅力あふれる観光資源を持つ後志圏域や日本遺産^{※3}認定のストーリーと連携した広域なルートづくりを目指しつつ、北海道新幹線の札幌延伸を意識した地域連携についての検討や、地域DMOとの連携など、小樽の魅力を広げる取組が必要となっています。

さらに、観光は、小樽を支える基幹産業の一つですが、そのことについての市民周知がまだ不足しており、また、市民と観光客が交流する機会も少ないのが現状です。今後は、外国人観光客に対して、日本におけるマナーやルールを伝えるとともに、市民に対して、観光情報やホスピタリティの在り方の周知に努め、外国人観光客の国別の習慣や文化の違い、小樽の歴史や文化などの情報を提供し、観光に対しての理解を深め、小樽に一層愛着を持ってもらえるよう、観光客と交流する機会の提供や外国人観光客との相互理解を深めるなど、小樽の魅力を共有する取組が必要です。

※1 「ホスピタリティ」…心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待の精神のこと。

※2 「地域DMO」…DMOは、Destination Management/Marketing Organizationの略で、観光物件、自然、食、芸術・芸能、風習、風俗など当該地域にある観光資源に精通し、地域と協同して観光地域づくりを行う法人のこと。地域DMOは、DMOの形態の一つで、原則として、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域として、マーケティングやマネジメント等を行うことにより観光地域づくりを行う組織であり、令和4年10月に一般社団法人小樽観光協会が登録されている。

※3 「日本遺産」…地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語る「ストーリー」を文化庁が認定し、地域活性化を図るもの。本市では令和元年7月現在、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」と、「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命『炭鉄港』～」の二つのストーリーの認定を受けている。



施策の内容

01 小樽の魅力を深める取組

主な取組

- ★国内外でのキャンペーンの実施とメディア等を活用した情報発信の強化（㊤観光振興室）
- 旬の食材やイベントなど、四季の魅力発信の強化（㊤観光振興室）
- 地域特性を生かした歴史、文化、芸術の体験プログラムの構築（㊤観光振興室）
- 朝里川温泉、天狗山、旧手宮線、北運河、祝津地域など、市内に点在する観光資源のニーズを捉えた磨き上げと発掘及び回遊性を高める取組（㊤観光振興室）
- 歴史的建造物の保全活用に向けた歴史まちづくり法^{※4}に基づく歴史的風致維持向上計画の策定及び計画事業の推進や、「伝統的建造物群保存制度^{※5}」等による国の支援制度の活用を含めた取組の検討（㊤生涯学習課、㊤新幹線・まちづくり推進室）【㊤5-4 都市景観】
- ★外国人をはじめとする観光客が快適に過ごせる環境の整備（㊤観光振興室）
- 日本遺産を活用した観光振興の推進（㊤観光振興室）【㊤5-4 都市景観】
- 観光資源を組み合わせた魅力あるプログラムの開発や夜の魅力づくりなどによる滞在型観光に向けたプランの拡充（㊤観光振興室）
- ★映画やテレビドラマ、CMなどのロケ誘致活動の推進（㊤観光振興室）
- 山からの眺望など、山が有する魅力の発信（㊤観光振興室）
- ★歴史や水辺を生かした港湾空間やクルーズ船を活用した誘客活動の推進（㊤港湾室、㊤観光振興室）
- 宿泊税を活用した新たな観光施策の検討（㊤観光振興室）

指標

小樽市の宿泊客延数

基準値（H30）	目標値（R10）
957,100人	1,359,600人

観光客満足度

基準値（H30）	目標値（R10）
92.50%	95.00%

観光客消費額

基準値（H30）	目標値（R10）
898億円	1,228億円

02 小樽の魅力を広げる取組

主な取組

- ★戦略的な観光地づくりを行う地域DMOなどと連携した観光の推進（㊤観光振興室）
- 後志や札幌市などとの広域的な観光圏形成の推進（㊤観光振興室）

指標

北後志6市町村宿泊客延数

基準値（H30）	目標値（R10）
1,249,900人	1,700,000人

小樽市の宿泊客延数（再掲）

基準値（H30）	目標値（R10）
957,100人	1,359,600人

※4「歴史まちづくり法」…歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴史的風致）を後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するための法律

※5「伝統的建造物群保存制度」…伝統的な建造物群で価値の高いもの及びこれと景観上密接な関係にある環境を含む歴史的なまとまりを持つ地区を「伝統的建造物群保存地区」として定め、歴史的な集落や街並みの保存を図る制度



03 小樽の魅力を共有する取組

主な取組

- 外国人観光客の文化や習慣の違いについての情報提供など、外国人観光客と市民との相互理解の推進（㊤観光振興室）
- 市内の歴史・文化・芸術について学ぶ機会の提供など、市民の観光への意識を高める活動の推進（㊤観光振興室）
- 子供向けホスピタリティ向上のためのメニューの検討など、観光教育の充実に向けての提案（㊤観光振興室）
- 市民が観光ガイドを行うなど、市民が観光客とふれあう機会の提供（㊤観光振興室）

指標

観光客に伝えたい小樽の良さがあると答えた市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
61.1%	基準値より増



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
観光都市であることに魅力や活力を感じている市民の割合	49.4%	基準値より増



関連計画

- ・第二次小樽市観光基本計画（平成29～令和8年度）



計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料

現 状と課題

小樽港は、外国貿易港として明治32年に開港し、これまで、時代の要請を踏まえた港湾整備により近代化を進め、商港として発展してきました。

しかし、人口減少や太平洋側への産業・物流拠点の移行などにより、取扱貨物量はピーク時の4割程度に減少し、物流事業者では労働力不足が深刻化しています。

このため、国内貨物の誘致、東アジア諸国、ロシアなどの対岸諸国、北米地域などとの貿易拡大による物流の活性化を図るとともに、長距離フェリー等の利用促進による効率的で持続可能な物流体系の構築を図っていくことが必要となっています。

一方クルーズ船の誘致活動や受入体制の充実を進めてきたことで、道内有数の寄港地として知名度も向上してきていますが、更に経済効果を高めるため、様々な協力・連携体制を強化しながらクルーズ船誘致に取り組む必要があります。

また、国内外の観光客や市民ニーズの多様化が進み、歴史や文化、水辺の景観を生かした交流の場としての活用が求められており、特に第3号ふ頭及び周辺地域はクルーズ振興とにぎわいある交流空間として、新たな魅力の創出に取り組み、市内経済の活性化につなげていくことが必要となっています。

また、近年は港湾施設の老朽化が顕著となっており、計画的な老朽化対策の推進や既存施設の有効活用、適正な港湾施設の維持管理に努めるほか、自然災害に対する防災対策の取組を進め、安全で安心に利用できる港湾空間を確保していくことが必要となっています^{※1}。

これらの課題に対して、長期構想や港湾計画に基づき長期的視野に立った取組を進めることが必要です。

石狩湾新港は、道央圏のエネルギー供給拠点、食品・リサイクル貨物などの集積拠点としての機能の充実が進んでおり、今後とも石狩湾新港管理組合への参画を通じ、効果的な港湾施設の整備を行うことでエネルギー関連施設の建設などを促進し、港湾施設の利用増を図るとともに、背後地域への企業立地を推進することにより、本地域を活性化する必要があります。また、小樽港とともに北海道日本海側の拠点港として更なる発展をしていくためには、それぞれの特性を生かしつつ相互に連携していく必要があります。

※1 公共施設等の老朽化対策の総論については、P162・P164参照



施策の内容

01 物流の活性化

主な取組

- ★小樽港の利用促進に向けたポートセールスの強化（㊤港湾室）
- 中国定期コンテナ航路の拡充強化（㊤港湾室）
- 東アジア諸国やロシアなどの対岸諸国や北米地域などとの貿易促進（㊤港湾室）
- 長距離フェリー航路の利用活性化（㊤港湾室）
- 物流機能の集約化・更新による効率的な港湾空間の形成（㊤港湾室）
- ポートサービス^{※2}の向上（㊤港湾室）

指標

小樽港の年間取扱貨物量

基準値（H30）	目標値（R10）
1,307万トン	基準値より増

02 「みなと観光」拠点の創出

主な取組

- ★クルーズ船の寄港促進に向けたポートセールスの強化（㊤港湾室）
- ★歴史や文化、水辺を生かしたにぎわい空間を創出する第3号ふ頭及び周辺地域の再開発の推進（㊤港湾室）
- 「みなとオアシス^{※3}小樽」によるにぎわい創出活動の推進（㊤港湾室、㊤観光振興室）

指標

クルーズ船の道内寄港数における小樽港の割合

基準値（H30）	目標値（R10）
20.79%	30%

03 安全・安心対策の推進

主な取組

- ★計画的な老朽化対策による港湾機能の確保（㊤港湾室）
- 災害時における物流機能の確保、防災対策の推進（㊤港湾室）
- 港湾施設の適正な維持管理による安全性の確保（㊤港湾室）

指標

老朽化対策を行った岸壁数の割合

基準値（H30）	目標値（R10）
33.3%	50%

※2「ポートサービス」…タグボートや船舶給水など、港の利用に関する各種サービスのこと。

※3「みなとオアシス」…「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設（旅客ターミナル、地元産品の物販飲食店、文化交流施設など）を登録するもの



04 ▶ 石狩湾新港との連携

主な取組

- 石狩湾新港管理組合への参画を通じた港湾施設の整備及び企業立地の推進による石狩湾新港地域の活性化（㊦港湾室、㊦産業振興課）
- 小樽港と石狩湾新港との相互連携による両港の利用促進（㊦港湾室）

指 標

両港のタグボート相互利用等のポートサービス連携により寄港した船舶の隻数

基準値（H30）	目標値（R10）
89隻	基準値より増



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
港に魅力や活力を感じている市民の割合	29.6%	基準値より増



関連計画

- ・小樽港港湾計画
- ・第3号ふ頭及び周辺再開発計画
- ・若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画
- ・石狩湾新港長期構想（石狩湾新港管理組合策定）
- ・石狩湾新港港湾計画（石狩湾新港管理組合策定）
- ・小樽港長期構想
- ・小樽市港湾整備事業経営戦略
- ・小樽市地域開発事業経営戦略
- ・石狩湾新港港湾整備事業経営戦略（石狩湾新港管理組合策定）



計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料



雇用・労働

重点

現 状と課題

国内の労働市場は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復は見られるものの、少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴う人手不足の問題が再び顕在化してきており、リスキリング^{※1}の強化や失業者への就業支援を通じて成長産業への労働力の移動を進め、主要先進7か国の中では低い労働生産性を高めていく必要があるとされています。

本市における有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による一時的な落ち込みは見られたものの、近年は1.0倍を大きく超える高い水準で推移している上に、職種別の有効求人倍率には格差が見られ、求職者側と求人側との意向等が一致しないことから、求職者は就職に至らず、企業の人材不足は深刻な状況となっています。また、産業構造や非正規雇用割合の高さなどを背景に、北海道における若年者の早期離職率は全国よりも高い状況にあり、本市においても特に若年者の職場定着が課題となっています。

このため、安定した雇用を確保するため地場産業を振興するとともに、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少し、特に、若年者の市外流出が顕著となる中で、若年者の地元定着に向けた取組や早期離職対策、女性や高齢者などへの就労支援を図る必要があります。また、多様な人材が柔軟に働き方を選択することへの対応やDX^{※2}の推進による業務効率化など、経営者の意識改革が求められています。

外国人の在留資格である特定技能制度は対象分野が順次拡大され、技能実習制度は育成就労制度へと見直しが行われるなど、国内の労働力不足を背景に、外国人材の受入れに向けた環境整備が進められており、本市経済の活力を維持するためにも、外国人材の確保策が重要な検討課題となっています。

情報通信技術の進展がもたらす経済構造の変化、国境を越える経済活動の活発化及び技術革新に対応できる人材が求められており、職業能力の開発や向上を図る必要があります。また、ワーク・ライフ・バランス^{※3}や多様で柔軟な働き方への対応が求められる中で、全ての勤労者が健康で快適な生活を送ることができる労働環境の整備が求められています。

※1 「リスキリング」…現代の職場環境において必要とされるスキルの大幅な変化に対応するために、必要とされる新しいスキルを獲得すること。

※2 「DX」…デジタルと変革を意味するトランスフォーメーションにより作られた造語である Digital Transformation の略。進化したデジタル技術を社会に浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。

※3 「ワーク・ライフ・バランス」…「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。仕事と生活の調和



施策の内容

01 安定した雇用の確保

主な取組

○企業誘致の推進や新規創業及び現在の雇用を確保するための事業承継についての取組を行い、地場企業の活性化を支援（㊤商業労政課、㊤産業振興課）

指標

雇用保険一般被保険者数

基準値（H30.10）	目標値（R10）
33,492人	33,492人

02 多様な人材の就労支援と地元定着の促進

主な取組

★若年者に対するキャリア教育^{※4}や地元企業とのマッチング機会の創出など、地元企業への定着促進及び早期離職対策への取組（㊤商業労政課）

★女性の就業を促進するための取組（㊤商業労政課）

★シルバー人材センターの活動を支援するなど、高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、多様な雇用・就業機会を確保（㊤商業労政課）【㊤2-2 高齢者福祉】

○外国人の日本語習得を支援するなどの取組（㊤商業労政課）

○U I Jターン^{※5}希望者に対する求人情報の提供（㊤企画政策室、㊤商業労政課）

指標

新規高卒者の市内就職割合

基準値（H30）	目標値（R10）
46.2%	50.0%

シルバー人材センター登録会員数

基準値（H30.10）	目標値（R10）
387人	387人

03 職業能力の開発・向上

主な取組

○職業能力の開発や向上のため、北海道職業能力開発大学校との連携などによる人材育成を推進（㊤商業労政課）

○小樽市事業内職業訓練センターを活用し、必要な技能の習得及び向上を支援（㊤商業労政課）

○季節労働者通年雇用促進協議会の事業活動を支援（㊤商業労政課）

指標

市が指定する人材育成セミナーの受講者数

基準値（H30）	目標値（R10）
80人	80人

※4「キャリア教育」…一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

※5「U I Jターン」…Uターンは、地方から大都市などに出た後、再び故郷に戻る。Iターンは、大都市などから地方へ移住すること。Jターンは、地方から大都市などに出た後、故郷に近い別の地方に移住すること。



04 労働環境の整備

主な取組

- 労働環境の実態を把握するための調査を実施（@商業労政課）
- 労働時間や最低賃金、労働安全衛生などに関する制度等の周知及び啓発（@商業労政課）
- 労働関係法令の遵守、適正な労働条件の確保など、外国人雇用に関する制度等の周知及び啓発（@商業労政課）
- 勤労者福祉向上のための共済制度の推進（@商業労政課）

指標

適正な労働環境であると感じている市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
13.1%	基準値より増



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
働きやすいと感じている市民の割合	15.0%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市地域雇用創造計画



計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料



上下水道

現 状と課題

本市の水道は自然環境に恵まれた豊富な水源により、大正3年の創設以来、増大する水需要に対応して施設整備が行われ、下水道は、昭和30年に事業認可を受け、着実に整備を進めるとともに普及に努めてきました。令和5年度末の水道普及率^{※1}は99.9%、下水道普及率^{※2}は99.2%であり、これまでの「建設・拡張」から「適正な維持管理」の時代へと移行しています。現在、水道水源に汚染源はなく水質は安定していますが、今後も引き続き安全で良質な水を安定的に供給するため、適正な水質管理を図る必要があります。また、公共下水道は、市民の生活環境を清潔で快適なものにするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全することが重要です。

上下水道施設については、老朽化した施設もあることから、機能を維持するため、適正な維持管理による老朽施設の延命化と効果的な改築・更新を進めるとともに、耐震化などによる災害に強い施設づくりや、将来需要に対応した施設の効率化などを進めていく必要があります^{※3}。

上下水道事業の経営については、将来の人口減少や景気動向などを考慮し、持続可能で効率的な事業経営に努めなければなりません。市民を対象とした「水に関するアンケート^{※4}」では、上下水道事業への理解が不足しているとの結果が出ていることから、市民の視点に立った事業経営を目指すため、わかりやすい情報を提供することが求められています。また、本市は、「近代水道百選」や「土木学会選奨土木遺産」に選定された歴史的価値のある水道施設を有していることから、その有効活用や、循環型社会へ貢献するため、再生可能エネルギーの利活用などによる環境負荷の低減を図る必要があります。

災害などによる上下水道施設への被害は、市民生活に大きな影響を与えることから、早期に施設の機能を回復させるための、危機管理対策の充実が不可欠です。このため、業務継続計画の充実や応急資機材の確保とともに、近隣自治体との相互応援体制の強化など、広域連携の推進を図ることが重要になっています。

※1 「水道普及率」…給水人口／行政区内人口

※2 「下水道普及率」…処理可能区域内人口／行政区内人口

※3 公共施設等の老朽化対策の総論については、P162・P164参照

※4 「水に関するアンケート」…平成29年6月から7月に実施したアンケートのこと（市民約3千人に発送）。



施策の内容

01 安全な水の供給と快適で安全・安心な生活環境の創造

主な取組

- ★信頼性の高い水質検査体制の維持と水質管理の強化（※水質管理課、※浄水センター）
- 給水装置や小規模貯水槽の適正管理についての周知及び指導・助言（※サービス課）
- 河川や海など公共用水域の水質保全に向けた下水道の接続促進（※サービス課）【※ 5-2 循環型社会】
- 事業場に対する排水の水質検査や立入指導の強化による適正な放流水質の維持（※水処理センター）

指 標

水質分析機器^{※5}の整備更新数

基準値	目標値(R1~10合計)
—	25基

事業場排水の水質検査実施箇所数

基準値	目標値(R1~10合計)
—	400か所

02 上下水道機能の維持・強化

主な取組

- 上下水道施設の適正な維持管理（※浄水センター、※水処理センター）
- ★老朽施設の延命化と効果的な改築・更新（※水道事業課、※下水道事業課）
- ★耐震化などによる災害に強い上下水道施設の構築（※水道事業課、※下水道事業課）【※ 4-7 防災・危機管理】
- 将来需要などに対応した上下水道施設の効率化・最適化（※水道事業課、※下水道事業課）

指 標

導水・送水・配水管の更新延長^{※6}

基準値	目標値(R1~10合計)
—	34.3km

下水道設備の整備更新数^{※7}

基準値	目標値(R1~10合計)
—	184基

03 経営基盤の強化と市民の視点に立った事業経営

主な取組

- ★財務体質の強化に向けた高い収納率の維持と新たな経費節減への取組（※総務課、※業務課）
- 広報誌やイベントなどを通じた広報活動の充実（※総務課）
- 奥沢水源地など歴史的価値のある資産の有効活用（※水道事業課、※総務課、※公園緑地課）
- 小水力発電など再生可能エネルギーの利活用の推進（※水道事業課）

指 標

水道料金、下水道使用料の収納率

基準値 (H30)		目標値 (R10)	
水道 99.3%	下水道 99.3%	水道 99.3%	下水道 99.3%

※5 水質分析機器総数52基（平成30年度末現在）

※6 法定耐用年数を経過した管路延長153.6km（平成30年度末現在）

※7 下水道設備総数699基（平成30年度末現在）

4-1



04 危機管理対策の充実と広域連携の推進

主な取組

- ★応急資機材の確保やマニュアルの充実などによる危機管理体制の強化（※総務課）
- 近隣自治体との連携による組織力の強化や災害時における広域連携の推進（※総務課）

指標

災害対策訓練実施回数

基準値（H30）	目標値（R10）
4回	5回



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
上下水道に満足している市民の割合	61.4%	基準値より増



関連計画

- ・第2次小樽市上下水道ビジョン（令和元～10年度）
- ・小樽市上下水道BCP（令和3年11月）



計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料



道路・河川

現 状と課題

本市は、古くから自然発生的にまちなみが形成されてきたことに加え、地形的に山坂が多いことから、道幅が狭く急勾配の道路が数多く存在します。これらの中には側溝や舗装などの老朽化が進行しているものが数多くあるほか、未舗装のものもあることから、緊急度や交通量、事業効果などを勘案した上で、道路の適切な整備や維持管理を行う必要があります。

また、橋りょうやトンネルなどの大規模な道路構造物のほか、照明など道路附属物の老朽化が進む中で、日常のパトロールとともに定期的な点検を実施し、ライフサイクルコスト^{*1}の縮減を目指した計画的な修繕を行うことで、安全で円滑な交通の確保を図る必要があります^{*2}。

一方、市内には北海道が管理する勝納川や朝里川などの比較的大きな河川のほかに、本市が管理する中小河川が数多く存在します。本市が管理する河川では護岸などの河川施設の老朽化が進行していることから、河川の氾濫などによる水害を未然に防ぐため、河川の適切な整備や維持管理が必要となっています。

このため、老朽化した河川施設の修繕や継続的な河川しゅんせつ^{*3}による水害対策の強化、沈砂池^{*4}のしゅんせつによる小樽運河等の水質浄化を進める必要があります。

施策の内容

01 道路の整備、維持管理

主 な 取 組

- ★老朽化した道路や未舗装道路の改良（㊟建設事業室）
- 側溝整備などによる排水機能の強化（㊟建設事業室）
- ★老朽化した橋りょうなど道路施設の修繕や耐震化（㊟建設事業室）【㊤ 4-7 防災・危機管理】
- 道路施設の修繕計画の更新（㊟建設事業室）

指 標

道路改良工事等で側溝や舗装などを新設又は改良する市道の整備延長^{*5}

基準値（H28～30平均）	目標値（R 1～10合計）
2 km	20km

小樽市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕を完了する橋りょう数^{*6}

基準値（H30）	目標値（R 6）
2 橋	37橋

02 河川の整備、維持管理

主な取組

- 老朽化した河川施設の修繕等（②建設事業室）【④4-7 防災・危機管理】
- 継続的な河川しゅんせつによる水害対策の強化（②建設事業室）
- 継続的な沈砂池しゅんせつによる小樽運河の水質維持（②建設事業室）

指 標

河川しゅんせつの延長^{※7}

基準値（H30）	目標値（R10）
2.5km	3.0km

沈砂池のしゅんせつ箇所^{※8}

基準値（H30）	目標値（R10）
4か所	4か所

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
道路の整備や維持管理が適切に行われていると感じている市民の割合	35.9%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市橋梁長寿命化修繕計画（平成27～令和6年度）
- ・小樽市道路ストック修繕更新計画（平成27～令和6年度）

※1 「ライフサイクルコスト」…構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄に至る費用のこと。

※2 公共施設等の老朽化対策の総論については、P162・P164参照

※3 「しゅんせつ」…河川などの水底をさらって土砂等を取り除くこと。

※4 「沈砂池」…河川から取り入れた水から砂や泥を沈殿させるための人工池のこと。小樽市内の沈砂池は4か所あるが、その内3か所は、小樽運河の手前に設置されている。

※5 市道（平成30年4月1日現在の実延長584.954km）のうち、側溝や舗装の老朽化が著しいものや大雨時の排水対策などが必要なもののなかから、毎年、整備の緊急度や交通量、事業効果などを勘案して翌年の整備路線及び延長を計画する。

※6 小樽市橋梁長寿命化修繕計画に掲載されている橋りょうの総数137橋（平成29年12月現在）

※7 定期的なしゅんせつが必要な河川の延長7.5km

※8 市内沈砂池の全体数4か所

住 宅

現 状と課題

本市の既成市街地は、傾斜地に家が建ち、敷地や道路が狭いので、老朽化した木造住宅も多く、人口減少に伴い空き家も増加している状況にあります。

また、防災や省エネのニーズへの対応、少子高齢化が進む中、高齢者や障がい者など、誰もが安心して住むことができ、子育て世帯が安心して子育てし、暮らせる住環境の確保が求められています。

このため、民間住宅についてはバリアフリー化、耐震化及び断熱改修を含めたりフォームを促進し、安全で安心して、快適に暮らせる住環境の形成が必要となっています。

また、市営住宅については、市民の住宅セーフティネット^{※1}としての役割が求められていることから、周辺地域とのバランスに配慮しつつ、まちなかへの居住の推進を図るため、計画的に建替え、改善及び用途廃止を進める必要があります。

空家等については、所有者等の意識啓発や相談窓口情報の提供、管理不全な空家等の解消のほか、古民家の利活用を含めた移住・定住の促進などに向けた有効活用が求められています。

人口対策として移住希望者などに、豊かな自然やまちなみと調和した安全で快適な住みよいまちとしての情報をホームページなどで発信するとともに、効果的な情報提供方法等の検討を進める必要があります。また、今後も移住体験ツアーなど本市を体感できる機会を提供するほか、移住希望者のニーズを把握し、移住を支援する取組を実施するなど、選ばれるまちとなる必要があります。

施策の内容

01 安全・安心で快適な住宅の促進

主 な 取 組

- 住宅エコリフォーム助成制度、介護保険居宅介護住宅改修費の給付など、住宅の居住性や機能向上を図るための各種助成による支援（建築住宅課、介護保険課）
- 耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や戸建て木造住宅の無料耐震診断の実施（建築指導課）【4-7 防災・危機管理】
- 土砂災害警戒区域等の指定の促進（都市計画課）



指 標

住宅エコリフォーム助成制度による助成件数

基準値（H30）	目標値（R10）
7件	20件

02 市営住宅の整備活用

主 な 取 組

★公共賃貸住宅長寿命化計画に基づく市営住宅の供給及び維持改善（㊦建築住宅課）

○子育て世帯への市営住宅供給（㊦建築住宅課）

○高齢者、障がい者対応住宅の供給及び建替え時におけるユニバーサルデザイン^{※2}の導入（㊦建築住宅課）

○利便性の高いまちなかなどへの市営住宅の供給の検討（㊦建築住宅課）

指 標

子育て世帯向け市営住宅の供給戸数

基準値（H30）	目標値（R10）
10戸	30戸

03 空家等対策

主 な 取 組

○空家等に関する相談窓口の周知に努め、民間関係団体や関係部署との連携を図るなど相談・実施体制を充実（㊦建築指導課）

○空家等の発生予防や所有者等の適正管理を促すため、広報誌など様々な手段を用いて空家等対策の周知・啓発を推進（㊦建築指導課）

★特定空家等^{※3}への措置や解体に係る助成制度等の推進による管理不全な空家等への対応（㊦建築指導課）

○民間関係団体との連携や空家等流通プラットフォーム^{※4}の活用による空家等の利活用対策の推進（㊦建築指導課）

指 標

管理不全な空家の解体件数

基準値（H30）	目標値（R1～10合計）
18件	200件

※1「住宅セーフティネット」…経済的理由などで住宅を確保できない市民に対し、柔軟かつ公平に賃貸住宅や住宅資金を提供するための仕組みや制度のこと。

※2「ユニバーサルデザイン」…年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人が使いやすいように工夫された用具や建造物などのデザインのこと。

※3「特定空家等」…「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第2項に規定する空家等のことで、近隣に悪影響を与えている危険な空家等をいう。

※4「空家等流通プラットフォーム」…空家等対策に関する専門的な知識などを有する複数の専門家が連携し、流通が困難な空き家の利活用や流通等に向けて対策を検討する制度。



04 ▶ 移住促進に向けた情報提供などの充実

主な取組

- ホームページや相談会などによる移住促進に向けた積極的な情報発信や効果的な体制による相談受付、関係者との協力体制の構築（☑企画政策室）
- ★東京圏からの移住者に対する支援金支給（☑企画政策室）
- ★空家等流通プラットフォームなどによる住宅・土地の情報提供や移住希望者への体験ツアーの実施（☑企画政策室、☑建築指導課）
- 若年層や子育て世代、高齢者など、ターゲットやライフステージに合わせた効果的な情報提供や移住希望者のニーズ把握の方法などを検討（☑企画政策室）

指標

移住相談窓口を利用した移住人数

基準値（H21～30合計）	目標値（R 1～10合計）
112人	146人



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R 1）	目標値（R10）
快適な住環境と感じている市民の割合	44.0%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市住宅マスタープラン（平成27～令和6年度）
- ・小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画（令和2～11年度）
- ・小樽市耐震改修促進計画（令和4～7年度）
- ・第2次小樽市空家等対策計画（令和4～8年度）



計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料



除 排 雪

重点

現 状と課題

本市は豪雪地帯であり、地形的に山坂が多い上、比較的幅員の狭い道路が多い環境の中、降雪や積雪などにより歩行者や車両の通行に支障が生じることもあり、また、多様化する冬の市民生活に対応するため、効率的な除排雪作業などの雪対策の充実や関係者間での連携の強化、市民との協働が必要となっています。

少子高齢化が進む中、お年寄りや子どもの安全な歩行空間の確保が必要となっています。また、自力では、置き雪処理などの除雪が困難な市民に配慮した対策が求められています。また、雪道に不慣れな観光客に配慮した安全な歩行空間の対策も求められています。

ロードヒーティング設備については、幹線道路を中心に令和5年4月現在232か所設置されていますが、稼働後15年以上経過した施設は約9割となり、計画的な更新が必要となっています。

雪堆積場等^{※1}については、地形的に山坂が多く、古くからまちなみが形成されていることから陸域での土地の確保が難しく、また、現在使用している雪堆積場についても土地利用や周辺環境の変化により将来にわたり使用できるか課題があります。

施策の内容

01 ▶ 効率的な雪対策の充実

主 な 取 組

- ★地域総合除雪^{※2}による安全な交通の確保（建設事業室）
- ★効率的で持続可能な雪対策の検討（建設事業室）
- 除雪機械の計画的な維持・更新（建設事業室）
- 国道・道道の道路管理者との除雪体制連絡会議の充実（建設事業室）
- 交通事業者や教育機関との連携の強化（建設事業室）
- ロードヒーティング設備の計画的な維持・更新（建設事業室）

指 標

除排雪等に対する「市民の声^{※3}」件数

基準値（H21～30平均）	目標値（R 1～10平均）
2,697件	2,100件

※1 「雪堆積場（ゆきたいせきじょう）」…道路管理者や市民が排雪した雪を堆積する大規模な空地
「雪処理場（ゆきしよりじょう）」…道路管理者や市民が排雪した雪を海水等で融かす場所
「雪押場（ゆきおしば）」…道路管理者が除排雪作業に使用する小規模な道路沿いの空地
「雪置場（ゆきおきば）」…市民が除排雪作業に使用する小規模な空地

※2 「地域総合除雪」…歩道や車道の除排雪、凍結路面などの管理を一括して実施する総合的な除排雪

※3 「市民の声」…市民からの要望、苦情等



02 市民との協働による雪対策の検討

主な取組

- ★雪対策に関する市民周知や市民からの意見聴取（建設事業室）
- 砂まきボランティア制度の充実（建設事業室）
- 貸出ダンプ制度などの市民協働のあり方の検討（建設事業室）

指標

砂まきボランティアの登録数

基準値（H30）	目標値（R 1～10平均）
153件	180件

03 雪堆積場等の確保

主な取組

- ★恒久的な雪堆積場等の確保に向けた情報収集、調査（建設事業室）
- 雪堆積場等の拡充に向けた検討（建設事業室）

指標

雪押場数

基準値（H30）	目標値（R10）
439か所	530か所



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R 1）	目標値（R10）
冬期間、安全に移動できる道路が確保されていると感じている市民の割合	29.3%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市除排雪計画
- ・小樽市雪対策基本計画
- ・小樽市ロードヒーティング長寿命化計画



市街地整備

重点

現 状と課題

本市には多くの急傾斜地をもつ地形的な特性があり、また、古くから形成されてきた市街地では、狭い道路や老朽化した建築物が多く見られ、都市防災や都市機能の面での課題も少なくないことから、安全で快適な都市基盤の整備が求められています。また、全市的な人口減少の進行により、市全域において低密度化してきており、生活利便性の低下も懸念されています。

中心市街地においては、市民ニーズの多様化、総体的な商業業務機能の低下に対して、市街地機能の再生が求められています。特に小樽駅前周辺は、観光客が増加する中、人と車が混在している駅前広場や再開発が行われてから相当な年数が経過し耐震基準に満たないビルの再整備など、中心地としての機能や魅力の向上、安全性の確保が課題となっています。

周辺の市街地においては、既存の都市基盤や低・未利用地を有効活用するとともに、人口の動向や地域の特性などを踏まえた上で、公共交通と連携を図りながら都市機能の適正な配置と誘導に努め、自然環境と調和した暮らしやすく機能的な市街地形成を進めていく必要があります。

また、市内には、北海道新幹線新小樽（仮称）駅が設置される予定となっており、北海道新幹線の札幌延伸による地域の活性化やにぎわい効果等が期待されています。今後は、その効果を地域全体に生かすため、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の内容

01 中心市街地の整備

主 な 取 組

★小樽駅前周辺地区の再開発や駅前広場の再整備に当たっての整備手法の検討及び関係団体との調整（☎新幹線・まちづくり推進室）

○第2次小樽市都市計画マスタープランの推進（☎都市計画課）

指 標

中心市街地の滞在量（1時間当たり）

基準値（R1）	目標値（R10）
7,665人/h	7,700人/h

※各年10月第1金曜日とその2日後の日曜日における、9:00～19:00までの1時間ごとの滞在量平均値
（出典：ヤフー・データソリューション DS. INSIGHT）

02 周辺市街地の整備

主な取組

- 小樽市立地適正化計画の策定と推進（㊟都市計画課、㊟新幹線・まちづくり推進室）
- 第2次小樽市都市計画マスタープランの推進（㊟都市計画課）【再掲】

指標

暮らしやすい環境が形成されていると感じている市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
37.8%	基準値より増

03 新幹線を活用したまちづくりの取組

主な取組

- ★北海道新幹線新小樽（仮称）駅の開業効果の波及に向けた官民連携によるアクションプラン^{※1}の推進（㊟新幹線・まちづくり推進室）
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺の整備や関係機関と連携したアクセス道路の高質化など魅力あるまちづくりの推進（㊟新幹線・まちづくり推進室）
- 多様なツールを活用した新幹線に関する情報の発信や開業前イベントの開催などによる開業に向けた機運の醸成（㊟新幹線・まちづくり推進室）

指標

北海道新幹線札幌延伸後に新幹線を利用してみたいと答えた市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
43.3%	基準値より増

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
中心部のにぎわいや商業・サービス機能に満足している市民の割合	14.7%	基準値より増

関連計画

- ・第2次小樽市都市計画マスタープラン
- ・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画
- ・おたる新幹線まちづくりアクションプラン（北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）（令和3～12年度）
- ・新小樽（仮称）駅利用促進戦略（北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）
- ・JR小樽駅前広場再整備基本計画

※1「アクションプラン」…実施する具体的な行動を示す計画のこと。

現 状と課題

都市内交通においては、人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変化などにより、路線バスをはじめとした地域公共交通の利用者数は減少傾向にあり、また、乗務員不足も相まって地域公共交通の維持は厳しさを増しています。

しかし、その一方で、高齢化の進行や、環境負荷軽減に向けた機運の高まりなどに伴い、地域公共交通が担う役割はますます重要になっており、市民の身近な移動手段を確保するためにも、更なる取組や対応が求められています。

地域公共交通を維持していくためには、関係者と連携を図りながら、利便性の向上や利用促進、乗務員確保に向けた取組などを進めるとともに、安定した運営の下で円滑に運行がなされるよう、路線バスの運行経費に対する支援などを行っていく必要があります。

広域交通は、観光をはじめとする地域産業の振興や地域間交流の推進に寄与するとともに、災害時における避難・輸送や、高次医療機関へのアクセス確保など多様な役割を担っており、安全・安心で豊かな市民生活やまちの活力を支えるために必要不可欠な社会基盤となっています。

また、将来的には北海道新幹線の札幌延伸などにより交流人口^{※1}の更なる増加が見込まれることから、後志圏、札幌圏をはじめ道内外との経済活動の促進や、観光客の受け入れなどのため、都市内交通との連携を図りながら、利便性の高い交通ネットワークを構築していく必要があります。

新幹線開業に伴いJRから経営分離される並行在来線^{※2}の長万部・小樽間については、令和4年3月にバス転換の方向性が決まり、今後は乗務員不足などの課題を踏まえながら、持続可能な代替交通を構築していく必要があります。

これらの交通環境を維持・改善するために、これまでも基盤整備などが進められてきており、近年では、本市と後志圏を結ぶ後志自動車道の開通や国道5号の防災事業などにより、交通の円滑化や安全性・利便性の向上が図られています。

こうした基盤整備等に当たっては、社会状況の変化に応じ、効果的な整備を行うため、今後も引き続き関係機関に対し、要望活動を展開していく必要があるほか、長期にわたって未整備となっている都市計画道路等について、そのあり方を含め必要な計画の見直しなどを行っていく必要があります。

※1「交流人口」…その地域に訪れる人のことで「定住人口」に対する概念。訪問目的は、通勤や通学、買い物、観光、レジャーなど内容は問わない。

※2「並行在来線」…整備新幹線区間と並行する形で運行する在来線鉄道

※3「二次交通」…飛行機や鉄道などの基幹的な交通手段（空港・鉄道駅）から、移動の目的地までを結ぶ交通のこと。

施策の内容

01 持続可能な交通ネットワークの構築

主な取組

- ★鉄道とバスの乗り継ぎ環境の改善など、地域公共交通網における利便性の強化（㊤官民連携室）
- ★バス路線の効率化や適正な運賃の設定、路線バスの運行経費に対する支援や乗務員確保に向けた取組の検討など、持続可能な交通体系の構築に向けた取組（㊤官民連携室）
- 市民・交通事業者・行政等が連携・協働した地域公共交通利用に向けた仕組みづくり（㊤官民連携室）
- 企画乗車券等による利用促進策の検討など、地域公共交通の利用促進策の展開（㊤官民連携室）
- 鉄道駅のバリアフリー化など安全な歩行空間の確保（㊤官民連携室）
- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅の二次交通^{*3}対策の検討（㊤新幹線・まちづくり推進室）
- 並行在来線の代替バスの運行に向けた検討（㊤新幹線・まちづくり推進室）

指標

バスの「運行頻度・運行間隔」における不満足割合（アンケート）

基準値（H30）	目標値（R10）
49.2%	基準値より減

02 交通基盤・交通環境の整備・充実

主な取組

- ★都市内交通及び広域交通に係る道路整備等について、国や北海道などへの要望活動を実施（㊤都市計画課、㊤新幹線・まちづくり推進室）
- 長期未整備都市計画道路の必要性等を総合的に点検・検証の上、必要な計画の見直しを行い、適正な道路網を形成（㊤都市計画課）

指標

市内を車で円滑かつ安全に移動できていると感じている市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
45.6%	基準値より増

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
地域公共交通に対して満足している市民の割合	34.3%	基準値より増

関連計画

- ・小樽市地域公共交通網形成計画（令和元～7年度）
- ・第2次小樽市都市計画マスタープラン
- ・北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺まちづくり計画
- ・おたる新幹線まちづくりアクションプラン（令和3～12年度・北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）
- ・新小樽（仮称）駅利用促進戦略（北海道新幹線活用小樽まちづくり協議会策定）



防災・危機管理

重点

現状と課題

本市は、多くの急傾斜地と長い海岸線を持つ地形的特性から、地震や津波、豪雨、台風、融雪期の増水などの異常な自然現象により、崖崩れや地滑り、浸水、河川等が氾濫する洪水などの自然災害に加え、大規模な停電等が発生する複合的な災害が起こる可能性があります。

このため、土砂災害などに対する防災工事や建築物の耐震化などのハード対策と、防災啓発活動や警戒避難体制の強化、最低限の行政サービスを確保するための本市業務継続計画に基づく取組などのソフト対策を組み合わせ、平時から災害に備えることで、災害による被害を最小化するとともに、被災しても速やかに回復できる強さとし、なやかさを併せ持つ強靱なまちづくりを、計画的に進めていく必要があります。

また、災害の発生時には、一人ひとりが自分の身を守る「自助」が基本になりますが、高齢者や障がい者などの災害弱者に加え、観光客や今後増加が見込まれる在留外国人などには、お互いに助け合う「共助」が特に重要な役割を果たすことから、市などの防災関係機関が災害対応を行う「公助」の強化はもとより、地域で助け合う自主防災組織^{※1}の育成を進めるとともに、住民組織やボランティア及びその関係団体との連携、民間団体・他自治体の応援など平時からの協力体制を強化していく必要があります。

災害時の医療体制については、医師会や市内医療機関との連携、災害拠点病院（災害時に必要な医療支援を行うための拠点病院）である小樽市立病院の機能の充実、医療機関における被災状況の情報収集・発信体制の整備を進めており、医療活動が災害時に有効に機能するには、これまで整備してきた体制の充実強化を図ることが重要です。

さらに、これらの災害対応のほか、国民保護法における武力攻撃事態等が発生した場合に備え、住民等を安全な場所へ避難させるための体制づくりを進めるなど危機管理体制の強化の必要があります。

施策の内容

01 防災対策の推進

主な取組

- ★ハード対策・ソフト対策を組み合わせた強靱化計画の策定と推進による、包括的な災害への備え（④企画政策室、⑤災害対策室）
- ★災害時に迅速に対応するために本市業務継続計画を推進（⑤災害対策室）
- 市民・事業所などによる訓練や防災講習会などを通じ、地域住民の防災意識の啓発を推進（⑤災害対策室）
- 急傾斜地崩壊防止施設の整備、砂防施設の整備、海岸保全施設等の整備、土砂災害警戒区域等の指定等による防災対策の促進（④都市計画課、⑤災害対策室）

※1 「自主防災組織」…地域住民が自主的に結成する防災組織。主に町内会等を基盤として、地域住民が組織結成に合意し、規約・組織・活動内容を定めることで成立する。

- 市有建築物の計画的な耐震化の推進（④建築指導課）
- 老朽化した橋りょうなど道路施設の修繕や耐震化（④建設事業室）【④4-2道路・河川】
- 老朽化した河川施設の修繕等（④建設事業室）【④4-2道路・河川】
- 耐震化に関する所有者への周知・啓発の推進や戸建て木造住宅の無料耐震診断の実施（④建築指導課）【④4-3住宅】
- 耐震化などによる災害に強い上下水道施設の構築（⑥水道事業課、⑥下水道事業課）【④4-1上下水道】

指 標

多数利用建築物^{※2}の耐震化率

基準値（H30）	目標値（R10）
87%	95%

02 災害応急活動体制や危機管理体制の強化

主 な 取 組

- 指定避難所における災害備蓄品の整備（⑥災害対策室）
- ★防災・災害情報の収集手段及び市民や観光客、在留外国人などへの伝達手段の充実（⑥災害対策室、⑥観光振興室）
- ★自主防災組織の拡充、住民組織やボランティア及びその関係団体との協力体制の充実（⑥災害対策室）
- 防災関係機関、民間団体、他の自治体との応援協力体制の充実（⑥災害対策室）
- 避難行動要支援者に対する避難支援の充実（⑥災害対策室）
- 小樽市地域防災計画の医療救護計画に基づく災害時の医療体制の充実強化（⑥保健総務課、⑥事務部事務課）
- 国民保護措置の的確迅速な実施のための庁内体制の整備及び関係機関との連携強化（⑥災害対策室）

指 標

自主防災組織力バース率（自主防災組織力バース率）＝（自主防災組織等地域世帯数）÷（本市世帯数^{※3}）×100

基準値（H30）	目標値（R10）
22%	60%（北海道が公表（H29）している全道平均以上）

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
災害に強いまちづくりができていると感じている市民の割合	17.4%	基準値より増

関連計画

- ・小樽市地域防災計画
- ・小樽市国民保護計画
- ・第3次小樽市耐震改修促進計画（令和4～7年度）
- ・第二次小樽市観光基本計画（平成29～令和8年度）
- ・小樽市業務継続計画

※2 「多数利用建築物」…建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に規定する用途及び規模で多数の者が利用する建築物をいう。

・2階建て以上で床面積が1,000㎡以上の小中学校や老人ホーム
・3階建て以上で床面積が1,000㎡以上の病院、ホテル、飲食店や物販店舗 など

※3 平成31年3月31日現在 63,415世帯



消 防

現 状と課題

近年、全国各地において大規模地震や集中豪雨などによる甚大な被害が発生し、消防には迅速かつ確な災害対応が求められています。また、国が定める障害者基本計画においては、災害発生時における障害特性に配慮した支援体制の整備の促進が示されているところです。このため、「消防力の整備指針」に基づき地域の実情に応じた消防力を計画的に整備するとともに、複雑・多様化する各種災害や市民ニーズに対応するため、消防署所や車両の適正配置を行うほか、会話の不自由な聴覚・言語機能障害者や避難行動要支援者からの緊急通報への円滑な対応手段を確立し、消防指令業務の共同運用など近隣消防本部との連携も含め、総合的な消防・救急・救助体制の強化を図る必要があります。

火災発生件数及び火災による死者数は、近年横ばい傾向であり、依然として建物火災が全火災の半数近くを占め、建物火災のうち住宅火災がその半数以上となっています。このため、市民に対しては各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどの市民防災組織と連携して住宅防火対策の周知を図り、事業所に対しては防火安全対策の徹底を求めるなど、防火意識の啓発や、火災予防につながる安全・安心情報の発信を積極的に行っていく必要があります。また、高齢化率の高い本市においては、救急・救助体制の充実も求められています。

消防団は、地域防災力の中核として重要な組織ですが、近年、消防団員は減少傾向にあります。このため、消防団員の加入促進を図るとともに、資機材や装備を充実させ、地域防災力の充実強化に取り組む必要があります。

施策の内容

01 警防体制^{※1}の整備

主 な 取 組

- ★車両、資機材等の軽量化及び高機能化による消防力の充実強化（消防防課）
- 消防署所及び車両の適正配置（消防防課、消防総務課）
- 避難行動要支援者からの緊急通報に対応するシステムの構築による出動体制の迅速化（消防防課）
- 外国人からの119番通報体制の広報として、宿泊施設にリーフレット等を配布するなど、電話通訳センターを介した多言語対応の周知促進（消防防課）
- 119番通報者がスマートフォンを使用して消防指令センターに映像で通報することができる「映像通報システム」の導入（消防防課）
- 後志管内消防指令業務の共同化及び消防指令システムの高度化の推進（消防防課）

指 標

消防車両更新台数^{※2}

基準値（H30）	目標値（R 1～10合計）
—	14台

※1 「警防」…消防業務のうち、火災の防御・消火に係る業務及び119番通報を受信し、出動指令を出す指令業務のこと。

※2 消防車両整備計画台数25台（平成30年度末現在）

02 火災予防の推進

主な取組

- ★予防行事や広報媒体等を通じた住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理を主とした住宅防火対策の推進（消防課）
- 各町会の女性防火クラブやシルバー連合防火クラブなどと連携した市民及び事業所に対する防火意識の啓発及びSNS等の各種媒体を利用した防火対策のポイント、住宅用火災警報器の奏功事例等の火災予防につながる安全・安心に暮らすための情報発信（消防課）

指標

住宅用火災警報器の設置率

基準値（H30）	目標値（R10）
72%	83%

03 救急救助体制の充実

主な取組

- 応急手当の普及促進及び各種災害等に対応する救急救助体制の充実（消防急課、消防防課）
- 救急救命士の計画的養成による、より高度な救急サービスの提供（消防急課）
- 救急車を緊急性の高い事案に適切に活用するため、救急車の適正利用を推進（消防急課）

指標

救命講習会開始からの修了証発行者数

基準値（H30）	目標値（R10）
7,899人	12,000人

04 消防団の強化

主な取組

- 機能別消防団員（特定の活動、役割にのみ参加する団員）制度のPRや女性消防団員の積極的な活用を含めた消防団員の加入促進の取組の強化（消防総務課）
- 消防団活動で使用する資機材及び装備品の整備の推進（消防総務課）

指標

消防団員の充足率

基準値（H30）	目標値（R10）
81%	90%

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
消防体制（火災・救急・救助・予防）が整っていると感じている市民の割合	45.3%	基準値より増

関連計画

- ・第3次小樽市消防長期構想（令和元～10年度）



生活安全

現 状と課題

近年、市内の人身事故に係る交通事故の発生状況については、発生件数・死亡者数ともほぼ横ばい傾向ですが、高齢者が加害者又は被害者となる交通事故が全国的に問題化しており、本市も例外ではありません。毎年、各種の交通安全運動や啓発運動、また、子どもや高齢者向けの交通安全教室や講話を開催していますが、特に、高齢者を対象とした交通安全の啓発を推進する必要があります。

防犯体制の推進については、近年、道内の全体の犯罪件数はほぼ横ばい傾向にあり、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺は時代とともに多様化し、空き巣等の侵入窃盗が依然として多数発生していることから、防犯団体への支援による自主防犯活動の取組のほか街路防犯灯の設置や維持に係る町会等への助成による夜間の安全確保を継続し、地域と一体となった防犯活動を推進する必要があります。

消費生活の安定と向上に向けては、相談窓口として「小樽・北しりべし消費者センター」を設置していますが、消費生活関連の問題が多様化・複雑化しているため、消費生活相談員の対応力の向上を図るほか、消費者自らの対応力を高めていく必要があります。

これら生活安全に関する施策については、警察を始めとする関係機関と連携しながら、官民一体となった効果的な取組を推進していく必要があります。

施策の内容

01 交通安全の推進

主 な 取 組

- ★高齢者等を対象とした交通安全講話の推進（㊦生活安全課）
- 幼児、小学生を対象とした交通安全教室の推進（㊦生活安全課、㊧学校教育支援室）
- 街頭指導や小中学校などでの夜光反射材や啓発資料等の配布（㊦生活安全課、㊧学校教育支援室）
- 交通事故防止に向けた警察等との連携強化（㊦生活安全課）

指 標

交通安全教室・講話回数

基準値（H30）	目標値（R10）
80回	90回

高齢者向け交通安全講話回数（左記内数）

基準値（H30）	目標値（R10）
24回	30回



交通事故（人身事故）発生件数

基準値（H30）	目標値（R10）
235件	基準値より減

高齢者（65歳以上）の運転による人身事故発生件数（左記内数）

基準値（H30）	目標値（R10）
69件	基準値より減

歩行者被害の発生状況

基準値（H30）	目標値（R10）
39人	基準値より減

高齢者（65歳以上）の歩行者被害の発生状況（左記内数）

基準値（H30）	目標値（R10）
10人	基準値より減

02 防犯体制の推進

主な取組

○防犯団体への支援による自主防犯活動の推進（㊦生活安全課）

○街路防犯灯の設置や維持に係る町会等への助成により防犯灯数を確保（㊦庶務課）

指標

刑法犯^{※1}認知件数

基準値（H30）	目標値（R10）
488件	基準値より減

町会等が保有する街路防犯灯のLED灯への更新数

基準値（H30）	目標値（R10）
13,324灯	13,943灯

03 消費生活の安定と向上

主な取組

○消費者研修等への参加による相談員の対応力の向上（㊦生活安全課）

○移動消費者教室等による消費者被害防止の啓発（㊦生活安全課）

指標

消費者相談の件数

基準値（H30）	目標値（R10）
1,092件	800件

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
交通事故や犯罪の対策が図られており、安全に安心して生活できていると感じている市民の割合	37.7%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市交通安全計画（令和3～7年度）

※1「刑法犯」…殺人、強盗、暴行、傷害、窃盗、詐欺、賭博などの犯罪



環境保全

現 状と課題

都市化の進展やライフスタイルの多様化により、近隣騒音や悪臭など都市生活型公害が顕在化し、より快適な環境を求める意識が高まる中で、工場や事業場の監視や指導の強化、開発行為に対する事前協議など、公害を未然に防止するための対応が求められています。

地球温暖化など、地球規模で深刻化する環境問題に対して、脱炭素社会に向けた動きが国際的に加速するなか、国内ではこれを地域の成長の機会と捉え、地域主役の取組による脱炭素社会の実現を目指しています。市民一人ひとりが温暖化防止の意識を高め、省エネルギーの更なる取組や再生可能エネルギーの活用などを市民、事業者、行政が互いに協力して推進する必要があります。

環境と経済のバランスの取れた社会の形成を図り、環境負荷の少ない持続可能な発展を目指すためには、市民生活や事業活動などに対する意識改革と行動変容を促進するとともに、脱炭素社会の実現と経済成長の両立を図る社会全体の変革（GX※¹）が求められています。

自然とのふれあいを求め、海や山で余暇を過ごす人が増えていますが、その一方で、自然環境への負荷の増大が懸念されています。人と自然が共生していくための意識の普及と啓発により、自然環境の保全を図る必要があります。

施策の内容

01 市民生活における環境保全対策の徹底

主 な 取 組

- 市民の健康を守るための大気汚染・水質汚濁などの環境調査の継続（④環境課）
- 公害を未然に防止するための工場・事業場に対する監視・指導及び開発行為等に対する事前協議の徹底（④環境課）

指 標

大気及び水質の環境基準値超過件数

基準値（H30）	目標値（R10）
〇件	〇件

02 地球温暖化防止対策の推進

主 な 取 組

- ★脱炭素社会の実現に向けた市民及び事業者に対する省エネルギーの取組等の環境配慮行動の普及啓発（④環境課）

※1「GX」…Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称。2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革

- ★再生可能エネルギーの活用に向けた情報収集や研究及び導入拡大の推進（㊥環境課）
○環境に対する負荷を低減するための住宅エコリフォーム助成制度の利用促進（㊤建築住宅課）

指 標

地球温暖化防止の一環として、省エネルギー対策に取り組んでいる市民の割合（アンケート）

温室効果ガス排出量

基準値（R1）	目標値（R10）	基準値（R1）	目標値（R10）
29.1%	基準値より増	1,159千t-CO ₂	761千t-CO ₂

03 環境意識の高揚

主 な 取 組

- 市民との協働による地域における環境保全のボランティア活動の推進（㊥ごみ減量推進課、㊥清掃事業所）
○様々な機会を活用した環境情報の提供や環境教育・学習の推進（㊥環境課）

指 標

清掃ボランティア参加数

基準値（H30）	目標値（R10）
10,724人	12,600人

04 人と自然の共生

主 な 取 組

- 北海道指定の環境緑地保護地区・自然景観保護地区・記念保護樹木について北海道との連携による保全（㊥環境課）
○小樽市指定の保存樹木・保全樹林についての保全（㊤新幹線・まちづくり推進室）

指 標

環境緑地保護地区・自然景観保護地区・記念保護樹木・保存樹木・保全樹林の数

基準値（H30）	目標値（R10）
保護地区7か所（北海道指定7） 樹木15か所（北海道指定2、小樽市指定13）	保護地区7か所（北海道指定7） 樹木15か所（北海道指定2、小樽市指定13）

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
良好で快適な環境の保全が図られていると感じている市民の割合	27.7%	基準値より増

関連計画

- ・小樽市環境基本計画（平成27～令和6年度）
- ・第4次小樽市温暖化対策推進実行計画【事務事業編】（令和4～12年度）
- ・小樽市温暖化対策推進実行計画【区域施策編】（令和5～12年度）

計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料



循環型社会

現 状と課題

生活系ごみについては、市民一人1日当たりの排出量は、平成17年度の生活系ごみ減量化・有料化により、平成16年度の806gから令和5年度には452gまで減少し、家庭から出されるごみ全体の排出抑制が進んでいます。

また、市民一人1日当たりの資源物排出量は、平成16年度の87gから生活系ごみからの移行により、平成17年度は225gに増加しましたが、近年の生活様式の変化や事業者による環境負荷の軽減に向けた取組などにより、資源物となりうる紙の排出量が大幅に減少したほか、資源物全体でも排出量が減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが考えられます。

ごみの分別や適正排出については、これまでも啓発に努めてきましたが、今後も北しりべし廃棄物処理広域連合とも協力しながら、排出抑制に重点を置いた3R「発生抑制（Reduce）」「再使用（Reuse）」「再利用（Recycle）」の更なる推進を検討していく必要があります。また、今後も進む高齢化や人口減少を踏まえた収集体制のほか、近年、社会問題となっている食品ロス問題への対応や災害発生時の廃棄物を円滑・迅速に処理する体制についても考えていく必要があります。

事業系ごみについては、生活系ごみに先行して平成12年度の有料化により減量化が図られ、平成11年度の48,545トンに対し、令和5年度は17,542トンと大きく減少していますが、排出量の50%を超える生ごみ類をいかに減量していくかが課題となっています。

主に生活系ごみを処理した後の焼却灰や破碎残さ等を埋立処分する一般廃棄物最終処分場については、生活環境の保全上、廃棄物の最終処分地として維持していく必要があることから、継続して受け入れられるよう、再資源化の推進を継続するとともに、埋立容量を増やすための拡張整備を行い延命化を図っています。また、事業活動で排出される再資源化できない建設廃材等を埋立処分する産業廃棄物最終処分場についても、同様に延命化に取り組んでいます。

し尿は、平成27年度から中央下水終末処理場において処理していますが、下水道に接続されていない又は合併処理浄化槽^{*1}で処理していない台所、洗濯、風呂などから排出される生活雑排水については、河川や海の汚れの原因となっていることから、水質の浄化や水環境の保全を図るための対策を引き続き取り組んでいく必要があります。

施策の内容

01 ▶ 3Rの推進に向けた自主的な取組への支援

主 な 取 組

- ★集団資源回収など自主的な活動への支援（㊥ごみ減量推進課）
- エコショップ認定制度の推進（㊥ごみ減量推進課）
- 循環型社会の形成に向けた資源回収環境の整備（㊥ごみ減量推進課）
- 食品ロス削減への情報提供・啓発活動の推進（㊥ごみ減量推進課）

指 標

市民一人1日当たりの資源物排出量

基準値（H30）	目標値（R10）
195g/人・日	155g/人・日以上

02 ゴミ・資源物の適正処理

主 な 取 組

- ★ごみの適正な排出の仕方についての指導や、効率的なごみ・資源物の収集運搬業務を実施（㊦ごみ減量推進課、㊦清掃事業所）
- 事業系一般廃棄物の発生抑制を目的に、資源化に向けた適正処理の監視・指導を推進（㊦ごみ減量推進課）
- ごみ処理に係る北しりべし廃棄物処理広域連合の構成市町村としての参画（㊦管理課）
- 最終処分場の維持管理及び延命化（㊦管理課）
- 不法投棄未然防止に向けた監視パトロールや啓発活動の実施（㊦ごみ減量推進課、㊦清掃事業所）

指 標

市民一人1日当たりの生活系ごみ排出量

基準値（H30）	目標値（R10）
464g/人・日	453g/人・日以下

03 し尿などの適正処理

主 な 取 組

- 下水道処理可能区域外^{※2}の合併処理浄化槽の設置促進に向けた周知、啓発（㊦管理課）
- 河川や海など公共用水域の水質保全に向けた下水道の接続促進（㊦サービス課）【㊦4-1 上下水道】

指 標

合併処理浄化槽設置数

基準値（H30）	目標値（R10）
116基	127基

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
ごみの適正な排出や、3Rを心掛けている市民の割合	71.7%	基準値より増

関連計画

- ・小樽市一般廃棄物処理基本計画（平成27～令和6年度）及び実施計画（毎年度）
- ・小樽市分別収集計画（令和5～9年度）
- ・小樽市生活排水処理基本計画（平成23～令和6年度）
- ・北しりべし廃棄物処理広域連合広域計画（令和4～8年度・北しりべし廃棄物処理広域連合策定）
- ・小樽市災害廃棄物処理計画

※1「合併処理浄化槽」…微生物の働きで、し尿と生活雑排水（台所・洗濯・風呂などからの排水）を浄化するための設備

※2「下水道処理可能区域外」…市街化区域の中で下水道事業計画に定めていない区域、及び市街化調整区域

5-3



公園・緑地

現状と課題

本市は、海と山に囲まれた豊かな自然に恵まれ、個性的なまちなみを形成しており、今後も市街地の緑を含めた保全に努め、潤いと安らぎのあるまちづくりを進める必要があります。

少子高齢化や多様な価値観に対応するよう、既存の公園・緑地に求められるニーズの把握に努め、子どもから高齢者まで、誰もが快適に安全で安心して公園・緑地を利用できるよう維持管理を図るとともに、整備に当たっては、地域住民のニーズを反映させるなど、地域に配慮して進めていく必要があります。

市街地は、比較的緑が少ない状況にあることから、公園・緑地のみではなく、公共施設や民有地の緑化も進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。緑化に関する情報提供や技術の普及、緑化活動団体への支援等を通じ、市民との協働により緑化を推進する必要があります。

施策の内容

01 緑の保全

主な取組

- 市街地に残された貴重な樹木樹林の保全など、今ある緑の保全（④公園緑地課）
- 身近にふれあえる緑地や街路樹などの保全（④公園緑地課、⑥港湾室）

指標

中心市街地の市道^{※1}における、街路樹本数

基準値（R1）	目標値（R10）
287本	300本

※1 大通線、龍宮線、入船線、浅草線、本通線、中央通線、公園通線、於古発川通線



02 公園・緑地の整備推進と維持管理の充実

主な取組

- 公園・緑地の整備、緑化等の推進を目的に、緑の基本計画の推進と定期的な推進管理（㊦公園緑地課）
- ★公園の様々な機能や市民ニーズを踏まえた計画的な施設の更新と、魅力の向上につながる利用実態を考慮した公園緑地のリニューアル整備（㊦公園緑地課）
- ★水遊び場や大型複合遊具の設置など、子育て世帯を対象とした小樽公園の再整備（㊦公園緑地課）
- 子供から高齢者まで、誰もが使いやすい、ユニバーサルデザイン^{※2}、バリアフリー化を取り入れ、安全で安心して利用できる公園づくりと維持管理の充実（㊦公園緑地課、㊦港湾室）

指標

市街地における、公園の整備や維持管理状況について、良くなったと感じる市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
28.6%	基準値より増

03 市民との協働による緑化の推進と支援

主な取組

- ★市民参加による緑化や花壇づくりの推進（㊦公園緑地課、㊦生活安全課）
- 緑化に関する活動団体への支援、及び人材の育成、情報提供や技術の普及（㊦公園緑地課）

指標

市民参加による、緑化関連等の活動イベント開催数

基準値（R1）	目標値（R10）
4回	6回

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
公園やまちなかの緑に満足している市民の割合	43.1%	基準値より増



関連計画

- ・第2次小樽市緑の基本計画（令和5～14年度）
- ・第2次小樽市公園施設長寿命化計画（令和5～14年度）
- ・奥沢水源地 保存・活用基本構想

※2「ユニバーサルデザイン」…年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての人が使いやすいように工夫された用具や建造物などのデザインのこと。



都市景観

現 状と課題

変化に富んだ海岸線、坂、山並みなどの自然景観、港湾を軸に商都として発展してきた小樽の歴史を今に伝える運河や石造倉庫群などの歴史的建造物、これら本市特有の景観資源を保全しながら、魅力的な都市景観を創出するため、平成4年に「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例」（以下「景観条例」といいます。）を制定しました。

その後も、より良好な景観の形成を目指して、本市は、平成18年に景観法に基づく景観行政団体となり、景観条例を改正した上で、平成21年に「小樽市景観計画」（以下「景観計画」といいます。）を策定し、さらに、平成24年には、北海道から一部権限移譲を受け、「小樽市屋外広告物条例」を制定しました。

令和5年4月現在、景観条例に基づき歴史的建造物96件を登録し、そのうち79件を指定しているほか、保存樹木22本、保全樹林約19haを指定しています。また、景観計画においては、市域全域を景観計画区域に定め、そのうち、歴史、文化等から見て小樽らしい良好な景観を形成している重要な区域を「小樽歴史景観区域（131.6ha）」に指定し、本市独自の歴史的な景観や自然景観を保全するとともに、これらと調和したまちなみの形成に努めてきました。

しかし、老朽化が進む歴史的建造物などの保全及び活用には技術的な課題を伴うことがあり、さらには維持補修のために多額の経費を要することもあるため、これらの課題解決に向けた所有者への支援が求められています。

また、近年は観光客が多く訪れる一部の小樽歴史景観区域において、景観に配慮しない屋外広告物が見受けられ、改善が課題となっています。

法や条例、景観計画に基づく指導・助言及び関係機関との連携によって、良好なまちなみ景観を誘導するとともに、市民との協働により、来訪者にも魅力や潤いを感じさせる景観の形成を更に進めていくことが必要となっています。



施策の内容

01 歴史的建造物の保全及び活用

主な取組

- ★所有者等への技術的・経済的支援による歴史的景観の保全（**④新幹線・まちづくり推進室**）
- 歴史的建造物の保全活用に向けた歴史まちづくり法^{※1}に基づく歴史的風致維持向上計画の策定及び計画事業の推進や、「伝統的建造物群保存制度^{※2}」等による国の支援制度の活用を含めた取組の検討（**④生涯学習課**、**④新幹線・まちづくり推進室**）【**④3-5観光**】
- 日本遺産^{※3}を活用した観光振興の推進（**④観光振興室**）【**④3-5観光**】
- 「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用（**④生涯学習課**）【**④6-2文化芸術**】

指 標

指定歴史的建造物の指定件数

基準値（H30）	目標値（R10）
79件	79件

02 まちなみ景観の創出

主な取組

- ★景観条例・屋外広告物条例等の周知や適切な運用による、まちなみに配慮した建築物等の景観誘導の推進（**④新幹線・まちづくり推進室**）
- 無電柱化等により創出される良好なまちなみ景観のための関係機関との連携（**④新幹線・まちづくり推進室**、**④建設事業室**）

指 標

小樽のまちなみに愛着を持っている市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
76.0%	基準値より増

03 自然景観等の保全

主な取組

- 保存樹木及び保全樹林の指定による自然景観などの保全（**④新幹線・まちづくり推進室**）

指 標

小樽の海や山などの自然景観に愛着を持っている市民の割合（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
80.8%	基準値より増

※1「歴史まちづくり法」…歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴史的風致）を後世に継承するまちづくりの取組を国が支援するための法律

※2「伝統的建造物群保存制度」…伝統的な建造物群で価値の高いもの及びこれと景観上密接な関係にある環境を含む歴史的なまとまりを持つ地区を「伝統的建造物群保存地区」として定め、歴史的な集落や街並みの保存を図る制度

※3「日本遺産」…地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語る「ストーリー」を文化庁が認定し、地域活性化を図るもの。本市では令和元年7月現在、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」と、「本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命『炭鉄港』～」の二つのストーリーの認定を受けている。

5-4



04 市民との協働による景観形成

主な取組

- 歴史的建造物めぐりや都市景観賞等、市民への景観形成意識の啓発（**建**新幹線・まちづくり推進室）
- 「景観まちづくり協議会」や「ふるさとまちづくり協働事業」による自主的な景観形成活動への支援（**建**新幹線・まちづくり推進室、**生**生活安全課）

指標

歴史的建造物めぐり等の啓発事業への応募件数

基準値（H29）	目標値（R10）
165件	180件



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
小樽のまちなみに愛着を持っている市民の割合（再掲）	76.0%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市都市景観形成基本計画
- ・景観法に基づく「小樽市景観計画」
- ・小樽市歴史文化基本構想



計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料



社会教育

現 状と課題

少子高齢化や人口減少、個人の価値観の多様化、情報技術の飛躍的发展など、社会を取り巻く環境が著しく変化する中、地域の連帯意識の希薄化による地域コミュニティの低下などによる地域・家庭の教育力の低下が指摘されています。このため、全ての市民に対して、多様なニーズに対応した学習機会を提供することにより、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や社会の持続的发展に向けた地域課題解決に資することが期待されています。

また、一人ひとりが、生涯を通じて自らの人生を設計し、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築して、人生を豊かに生きるための環境を創りあげることが重要となります。

このため、今後の社会教育の推進に当たっては、家庭、学校、地域の連携を深め、相互の協働関係を構築するとともに、社会教育の担い手の育成や活動に参画するボランティアの養成を図り、地域全体で子どもの学習機会の提供や家庭の教育力を向上することが求められています。

また、市民大学講座やはつらつ講座など市民の学習ニーズへの対応については、民間の講座と連携を図りながら事業の継続・充実を図るほか、放送大学をはじめ国や北海道等が実施する社会教育事業について市民への情報提供を行うなど様々な学習機会を提供していくことが求められています。

生涯学習プラザや図書館、総合博物館などの社会教育施設は、地域の「学び」の拠点施設として、利活用を促進し、各世代にわたる様々な学習課題に対応する事業の積極的な実施や情報発信を行う必要があります。

施策の内容

01 「学び」と「活動」の循環の推進

主 な 取 組

★社会教育団体などと連携した取組の推進（◎生涯学習課）

○地域で活動する人材の育成（◎生涯学習課）

指 標

地域のボランティアと連携して実施する教育支援活動推進事業の回数

基準値（H30）	目標値（R10）
2,245回	2,600回



02 生涯各期における学習機会の充実

主な取組

- ★市民の多様な学習ニーズに応じて開催している「市民大学講座」、「はつらつ講座」、「やんぐすくーる」、「生活講座」などの学習講座の充実や「老壮大学」の活動支援（教生涯学習課、福福祉総合相談室、勤労働青少年ホーム、勤労働女性センター）
- 家庭教育支援に関する講座等の充実（教生涯学習課）
- 生涯学習プラザや学校施設の活用促進（教生涯学習課）

指標

「市民大学講座、はつらつ講座、やんぐすくーる、生活講座、老壮大学」の人口に対する参加者の割合

基準値（H30）	目標値（R10）
2.0%	2.2%

03 図書館の利活用の促進

主な取組

- ★「学校ブックフェスティバル」の開催や、学校 Web 予約貸出しサービスの開始など、学校図書館などとの連携による子どもが自ら読書に親しめる環境の整備（教図書館）
- 郷土資料の収集・保存、レファレンス機能^{※1}の充実（教図書館）
- 読み聞かせボランティアなどの市民ボランティア団体等との協働事業や大学等の他団体との様々な連携による事業の拡大（教図書館）
- 道立図書館と連携した「インターネット予約貸出しサービス」や「電子図書館」の活用による市民の読書環境の拡充（教図書館）
- 市内サービスセンターでの予約図書の受取りサービスによる市民の利便性の向上（教図書館）

指標

市民一人当たりの貸出冊数

基準値（H30）	目標値（R10）
2.89冊	3.20冊

04 総合博物館の利活用の促進

主な取組

- ★地域の自然、歴史、文化に関する調査・研究や資料収集（教総合博物館）
- ★資料展示や企画展、科学体験などを重視した普及講座の充実（教総合博物館）
- 動態展示している鉄道施設の活用、鉄道車両の保存・修復（教総合博物館）
- ★学校教育と連携した学習支援の充実（教総合博物館）
- ★重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店との連携による博物館の利用促進（教総合博物館）

指標

入館者数（本館・運河館）

基準値（H30）	目標値（R10）
120,237人	140,000人

※1「レファレンス機能」…利用者の問合せに応じ、図書の照会や検索、資料提供を行う業務のこと。

6-1



05 文学館、美術館の利活用の促進

主な取組

★特別展や企画展、講座の充実（教文学館・美術館）

○小樽にゆかりのある作家や作品の調査・研究、資料収集及び保存（教文学館・美術館）

指標

入館者数（文学館）

基準値（H30）	目標値（R10）
9,138人	11,000人

入館者数（美術館）

基準値（H30）	目標値（R10）
11,524人	13,000人



市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
生涯学習 ^{※1} に興味のある市民の割合	48.0%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市教育推進計画（令和元～10年度）
- ・小樽市子どもの読書活動推進計画（令和元～10年度）

※1 「生涯学習」…様々な機会において行う学習であり、生涯に行うあらゆる学習のこと。生涯いつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができるもの（学校教育も含む）



計画の策定に当たって

基本構想

子ども・子育て

市民福祉

産業振興

生活基盤

環境・景観

生きがい・文化

附属資料



文化芸術

現 状と課題

文化芸術は、情緒や感性を磨き、人々に心の豊かさや潤いのある生活を提供し、生きる上での喜びをもたらすことから、市民の文化芸術への関心が高まっており、本市の多様な文化芸術を更に発展させ、地域の活性化につなげることが期待されています。

本市には文化芸術を親しむ個人や団体が数多く存在しており、それぞれの活動成果の発表機会や生活の豊かさを実感できる文化芸術の鑑賞機会の充実が求められています。

そのため、様々な文化芸術活動を行う市内の文化団体やアーティストに対して、活動の場の提供などの支援に努めるとともに、創作や発表する機会を拡充し、その活動内容を市民に周知することで、市民の文化芸術に触れる機会の増加を図り、文化芸術活動の一層の活性化に努める必要があります。一方で、公共施設の老朽化や耐震化が課題となっています^{*1}。

また、本市は恵まれた自然環境と歴史・文化が相まって、有形・無形の多くの文化遺産や史跡を有しています。

このため、これら先人が築いた豊かな郷土の文化遺産の一層の発掘に努めるほか、保存・管理の観点からの積極的な活用を推進し、小樽独自の文化を感じられる魅力あるまちづくりを進める必要があります。

さらに本市では、地域に根付いた祭りや芸能のほか、日常においても、稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術体験が行われています。

他方で、人口減少や少子高齢化等の影響により、様々な文化芸術活動において指導者や継承者等の担い手不足は深刻さを増しており、活動の着実な継承と振興が大きな課題となっています。

このため、小中学校における「ふるさと教育」などを通じて、伝統芸能や無形文化財などに触れる機会を創出し、新たな担い手づくりにつなげるとともに、各関係団体との連携により、市民が伝統文化に触れ、参加する機会を拡充するほか、映像資料等として記録保存するなど、デジタル化を推進する必要があります。

施策の内容

01 文化芸術の振興

主 な 取 組

○「小樽市文化団体協議会」などの文化団体等への支援（**教生涯学習課**）

★「小樽市文化祭」などの文化芸術活動の場の充実と、団体及び個人の活動状況に関する情報発信（**教生涯学習課**）

○アーティスト・バンク^{*2}による人材情報の充実と、市民の文化芸術に接する機会の拡大（**教生涯学習課**）



○文化芸術活動を行う人材の育成と指導者の確保（**教**生涯学習課）

○文化芸術に親しむ機会の提供と、「レピオ^{※3}フェスティバル」などの開催を通じた市民参加の拡大（**教**生涯学習課）

○市民の自主的な文化芸術活動の場として市民会館、市民センター、公会堂などの公共施設の提供や指定管理者が行う自主事業などを通じての文化芸術鑑賞機会の充実（**生**生活安全課）

指標

小樽市文化祭の人口に対する参加者の割合

基準値（H30）	目標値（R10）
10%	12%

02 文化財などの保存と活用

主な取組

★「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用（**教**生涯学習課）
【**生**5-4 都市景観】

○無形民俗文化財や無形文化財の保存継承のため児童生徒に学びの機会を創出するなど、市民参加の拡大（**教**生涯学習課）

指標

文化財保存団体数

基準値（H30）	目標値（R10）
4団体	4団体

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
文化芸術の鑑賞や体験活動に参加したことがある市民の割合	35.7%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市教育推進計画（令和元～10年度）
- ・第2次小樽市文化芸術振興基本計画（令和元～10年度）
- ・小樽市歴史文化基本構想

※1 公共施設等の老朽化対策の総論については、P162・P164参照

※2 「アーティスト・バンク」…プロ・アマを問わず市内で文化芸術活動を行うアーティストの存在を周知するための人材データベースのこと。

※3 「レピオ」…稲穂小学校1階にある小樽市生涯学習プラザの愛称のこと。



スポーツ・レクリエーション

現 状と課題

ライフスタイルの多様化や健康志向の高まりなどにより、スポーツ・レクリエーションに対するニーズは高まっています。スポーツ・レクリエーションは、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。さらに、生涯各期において心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。

近年は、スポーツを実施することによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになっており、スポーツ実施者と非実施者の年間医療費を比較し、医療費抑制効果があるとの調査結果もあります。

こうしたことから、スポーツを通じて心身の健康増進を図るため、市民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを進める必要があります。

また、人口減少や少子化等の影響により競技人口が減少しているため、スポーツ団体と連携して次代を担う子どもたちを中心に競技人口のすそ野の拡大を図るとともに、スポーツ団体への支援を行い、スポーツの振興と競技水準の向上を図る必要があります。

市内には多くの体育施設がありますが、その多くは供用開始から年数が経過し老朽化が進んでいる現状にあります^{*1}。このため、市民のスポーツ・レクリエーション活動や健康づくりなどの拠点施設として、安全・安心に利用できるよう、小樽市スポーツ施設長寿命化計画に基づき計画的に整備や改修を行うとともに、適正な運営と維持管理による利用促進を図る必要があります。また、総合体育館については、小樽市新総合体育館基本計画に基づき、整備事業を着実に推進する必要があります。

施策の内容

01 ▶ 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上

主 な 取 組

- ★教育委員会や指定管理者の主催による各種スポーツ教室の開催（**教**生涯スポーツ課）
- ★健康づくりを目的としたノルディックウォーキングの普及を図るため、ウォーキングサポーター（市民ボランティア）を養成（**保**健康増進課）
- 小中学校の屋内体育館を利用した学校開放事業の実施（**教**生涯スポーツ課）
- 市民歩こう運動や体力テスト会などの市民の健康・体力づくり推進事業の実施（**教**生涯スポーツ課）

指 標

第2期スポーツ基本計画（スポーツ庁）で示されている成人の週1回以上のスポーツ実施率（アンケート）

基準値（R1）	目標値（R10）
24.2%	65.0%

02 スポーツ団体との連携と競技力の向上

主な取組

- ★市民スポーツ大会や運河ロードレース大会などの開催（教生涯スポーツ課）
- 各種スポーツ競技の普及啓発やスポーツ推進委員^{※2}との連携（教生涯スポーツ課）
- ★子どもたちのための各種スポーツ教室等の充実（教生涯スポーツ課）

指 標

第2期スポーツ基本計画（スポーツ庁）で示されている成人の週1回以上のスポーツ実施率（アンケート）（再掲）

基準値（R1）	目標値（R10）
24.2%	65.0%

03 体育施設の整備と利用促進

主な取組

- ★市民の健康増進と子どもたちのスポーツ振興に寄与するプール室を併設した新総合体育館の整備の推進（教生涯スポーツ課）
- 安全で快適にスポーツができる施設の適正な運営による利用促進（教生涯スポーツ課）

指 標

主な体育施設3施設（総合体育館、高島小学校温水プール、銭函パークゴルフ場）を利用する延べ利用者の人口に対する割合

基準値（R5）	目標値（R10）
128.2%	133.2%

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
気軽にスポーツ・レクリエーションに親しんでいる市民の割合	23.1%	基準値より増



関連計画

- ・小樽市教育推進計画（令和元～10年度）
- ・小樽市スポーツ施設長寿命化計画
- ・小樽市総合体育館長寿命化計画
- ・小樽市新総合体育館基本構想
- ・小樽市新総合体育館基本計画

※1 公共施設等の老朽化対策の総論については、P162・P164参照

※2 「スポーツ推進委員」…スポーツ基本法第32条に基づき、地域のスポーツ推進のために事業を行う、教育委員会が委嘱する非常勤職員のこと。



国際交流

現 状と課題

社会のグローバル化が進み、様々な国や地域の人が訪れる本市においては、異なる文化を理解し合える国際的な感覚が求められています。

現在、姉妹都市であるナホトカ市（ロシア）、ダニーデン市（ニュージーランド）、ソウル特別市江西区（韓国）と、青少年交流や周年行事を中心に、使節団の相互訪問などの交流を行っています。

姉妹都市などとの交流は、互いの文化に触れる貴重な機会であり、市民の国際感覚を養うとともに、都市間の友好を深め、本市の知名度向上や文化・経済の発展を図るため、今後も継続していくことが重要と考えられますが、ホストファミリーや通訳ボランティアなどの受入体制の充実や、公式文書の翻訳など専門性の高い業務を行う体制づくりが課題となっています。

本市に居住する外国人は増加傾向が続き、令和6年9月現在で約1,000人となっている中、国においては特定技能制度の対象分野の拡大や、技能実習制度の育成就労制度への見直しなど、外国人材の受入れ環境の整備が進められていることから、今後、更なる増加が予想されます。外国人住民が本市での暮らしに魅力を感じ、安心して生活を送ることができるよう、言語学習や相談対応などのサポートが必要になってくると考えられます。また、外国人を共に地域社会を担う一員として受け入れる市民の理解も必要となってきます。

施策の内容

01 ▶ 姉妹都市等との交流

主 な 取 組

- ★ナホトカ市、ダニーデン市、ソウル特別市江西区との相互交流（総秘書課）
- ホストファミリーや通訳ボランティアの拡充（総秘書課）
- 国際交流団体等の活動への支援（総秘書課、産観光振興室、教生涯学習課ほか）

指 標

ホストファミリーと通訳ボランティアの登録者数

基準値（H30）	目標値（R10）
ホストファミリー 54世帯	ホストファミリー 60世帯
通訳ボランティア 70人	通訳ボランティア 100人



02 外国人が暮らしやすい環境づくり

主な取組

- ★本市に居住する外国人への言語学習や日本文化の理解促進などのサポート（総秘書課ほか）
- 本市に居住する外国人への多言語による情報提供や相談窓口開設の検討（総広報広聴課、商労働政課、戸籍住民課ほか）
- 外国人の多様な文化の理解に向けた市民への啓発（総秘書課ほか）
- イングリッシュキャンプ等、外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる国際理解教育の充実（教学校教育支援室）【共1-2 学校教育】

指標

在住外国人の日本語教室受講者数

基準値（H30）	目標値（R10）
17人	30人

市民アンケート指標

指標の内容	基準値（R1）	目標値（R10）
国際交流に関心がある市民の割合	29.3%	基準値より増



V 市政運営の基本姿勢

01 ▶ 市民参加と協働によるまちづくりの推進

現 状と課題

小樽市自治基本条例の制定により、協働によるまちづくりに取り組んでいます。多様化する地域課題への対応が求められている中で、市民が納得できるまちづくりを行っていくためには、市民との情報共有や市民参加を進め、市民とともに課題解決していける組織体制を整えて、協働によるまちづくりをより一層推進していく必要があります。

人口減少や少子高齢化がますます進行し、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。また、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、市民ニーズや地域が抱える課題が複雑・多様化する中、地域を支える人材の高齢化や担い手の不足により、まちづくりの中心となる町内会などの地域コミュニティの維持が懸念されているため、様々な交流や活動を通じて、住民同士がお互いに支え合い、安全で安心なまちづくりに取り組めるよう、地域コミュニティ活動を活性化していくことが求められています。

これまでも、まちづくりに関わる市民団体等との協働による活動が行われ、民間企業や大学等との連携協定の締結や、産学官金連携による取組も進められていますが、地域における様々な課題を解消するために、より一層の連携を図り、それぞれの団体等が持つ資源を有効に活用することが必要と考えられます。



基本的な考え方

(1) 市民参加型の市政運営の推進

市民一人ひとりが自治の主役として、自らの責任の下で主体的に考え、積極的にまちづくりに参加し、協働により豊かで活力ある地域社会の実現を図る、市民参加型の市政運営を進めます。

このため、ホームページ・広報誌・FMおたる・SNS^{※1}など多様な媒体を活用し、よりわかりやすい情報提供を行うことで、市政の情報共有を進め、市と市民がまちづくりの課題や方向性を共有できるよう努めます。

また、まちづくりなどを考えるワークショップやフォーラムの開催、アンケートの実施などのほか、積極的な市民との対話により、市民の意見やニーズの把握に努めるとともに、条例や計画等の案に対する意見等を求めるパブリックコメント制度や審議会等の市民公募委員候補者の登録制度など、市政に対する市民意見反映の機会の充実に努めます。

このほか、まちづくり団体への支援や、特定の施策への賛同を募る寄附制度の活用など、多様な手法により市民参加を促しながら、まちづくりを行う市民や地域コミュニティとの協力関係の構築及び包括的な支援を行う専門部署の設置に努め、協働によるまちづくりを進めます。

(2) 地域コミュニティ活動の活性化

地域住民がまちづくりについて関心を持てるよう、地域ごとの魅力や特性を生かした活動等に積極的に参加し、その中で参加者が地域の諸問題について活発に意見を出し合い、解決に向けて活動できるような機会の創出に努めます。

また、地域で活動する町内会及びボランティア等の市民団体が、地域コミュニティ活動を自立的かつ継続的に行うために、リーダーとしての役割を担う人材の育成や活動拠点の提供等、必要な支援の充実に努めます。

(3) 民間企業や大学等との連携

地域における課題解決力の強化のため、民間企業や関係団体、大学、研究機関等との連携を促進し、地域活動に必要な専門知識や能力、ノウハウ、資金などを活用した取組の推進に努めます。

※1「SNS」…Social Networking Service の略で、インターネット上の会員制サービスの一のこと。友人・知人とのコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。



02 ▶ 持続可能な行財政運営の推進

現 状と課題

本市では、これまでも継続して財政健全化を目指して取り組んできたところであり、近年では、社会情勢が大きく変化する中、地方交付税などの国等の財源措置が大きかったことや、収支改善の取組の成果もあり、一定程度の財政調整基金を確保できたところです。

しかし、現在の財政状況は決して余裕のあるものではなく、令和5年12月に策定した中長期財政収支計画（令和6～15年度）において、今後も市税等の一般財源が大きく伸びることとはない一方、人口減少対策や老朽化した公共施設の更新などに多額の費用を要すると推計しており、後年度になるにつれて厳しさを増す傾向になることが見込まれています。

このため、今後は中長期的な視点をもって収支改善に努め、改善効果が大きいものは重点的に取り組み、早期から効果を生み出すことなどにより、将来にわたる財政の健全性を確保していく必要があります。

人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、行政運営を経営と考え、最少の資源で最大の効果を発揮できるよう、施策を検証・改善していく仕組みづくりや、職員の資質能力の向上及び効率的かつ市民にわかりやすい組織づくりを行っていく必要があります。

また、スマートフォンが急速に普及し、IoT^{*1}やAI^{*2}など、デジタル技術の革新が進む一方で、新型コロナウイルス感染症への対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対し、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX^{*3}）が求められています。

市政においても子育てや教育、医療、介護、産業、除排雪、交通、防災など様々な分野で、デジタル技術やデータを活用して、市民等の利便性や施策の効果・効率の向上に寄与することが期待されます。

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、これまで多くの公共施設等^{*4}を整備してきましたが、これらの施設の老朽化が進んでいます。

しかしながら、今後も人口減少や、少子高齢化による人口構造の変化が見込まれることから、公共施設等の総量をこれからの人口に見合ったものに最適化していくことや、人口構造の変化に対応した施設機能の在り方を検討する必要があります。

また、財政状況を取り巻く環境が厳しくなる一方、老朽化が進む多くの公共施設等について、今後は大規模改修や建替えなどが見込まれることから、更新費用と財政の見通しについての確に把握し、どのように維持管理していくかを検討する必要があります。

さらに、耐震化されていない施設については、建物の安全性の確保に向けた対策が必要であり、新たに整備する施設については、誰もが利用しやすいよう、また、環境負荷を低減することができるよう、構造や設備、仕組みなどについて検討が必要です。

※1「IoT」…Internet of Thingsの略で、モノのインターネットと呼ばれており、モノがインターネット経由で通信することにより、それぞれのモノから個別に情報を取得でき、その情報を基に最適な方法でそのものを制御できるという仕組みのこと。

※2「AI」…Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。

※3「DX」…デジタルと変革を意味するトランスフォーメーションにより作られた造語であるDigital Transformationの略。進化したデジタル技術を社会に浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革すること。

※4「公共施設等」…小樽市公共施設等総合管理計画における用語で、「公共施設」、「インフラ施設」及び「公営企業施設」を意味します。



基本的な考え方

(1) 財政健全化の推進

将来にわたり持続可能なまちづくりを行っていくためには、財政の健全性を確保し続ける必要があり、中長期の視点による財政運営が不可欠となります。

現状では、後年度になるにつれて財政状況が厳しくなることが見込まれていますが、その時期が近づいてから集中的に改善を図るのではなく、中長期の視点により今から備えていくことで、より持続性の高い財政運営となるように取り組みます。

収支改善の対策は、ふるさと納税の推進強化や公債費負担の抑制などは、後年度に及ぶ効果も大きくなることが見込まれることから、重点的に取り組むことで早期に効果を生むよう努めるとともに、宿泊税や広告料などの新たな自主財源等の確保について積極的に推進します。



関連計画

- ・小樽市中長期財政収支計画（令和6～15年度）

(2) 効果的・効率的な行政経営の推進

総合計画の推進に当たっては、市民ニーズや客観的なデータなどの根拠に基づき、目的やターゲットを明確化した企画立案に努めるとともに、デジタル技術の活用と合わせて、業務の進め方などについても見直しするなど、多様な手法を比較検討し、課題解決に向けて費用対効果の高い事業展開を図ります。

また、行政評価により、指標の推移などから施策の効果や事業の妥当性などを点検するとともに、目標の達成に向けてより効果的・効率的に施策を展開できるよう、事業の見直しやスクラップアンドビルド※⁵を行うなど、継続的な改善に努めます。

重要な経営資源である「人」については、「小樽市人材育成基本方針」に基づき、多様な行政需要に対応できるように、職員に必要な接遇能力や専門的知識・技術などの「基礎的職務遂行能力」、「政策形成能力」、「マネジメント能力」、及び「行政経営能力」など、職階に応じた資質・能力の向上を図ります。特に若手・中堅職員については、将来、組織の中核を担うための意識と能力を育む研修などにより、計画的な育成に努めます。

また、社会情勢の変化や新たな行政課題に迅速に対応するとともに、市民ニーズの多様化に的確に対応できるよう、業務の改善や、効率的で市民にとって利便性の高い組織体制づくりに努めるほか、分野を横断した課題の共有と連携の強化により、組織全体としての課題解決力向上を図ります。



関連計画

- ・小樽市人材育成基本方針
- ・小樽市自治体DXに関する全体方針

※5 「スクラップアンドビルド」…効果・効率の低い事業などを廃止し、新たな事業を行うこと。



(3) 公共施設等の老朽化対策と将来に向けた最適化

今後、公共施設を更新する場合は周辺施設との複合化を進め、既存施設についても他用途への転換等を図ることにより、施設総量の削減と行政サービスの充実や効率化を目指します。

また、PPP/PFI^{※1}手法などの民間活力の導入や、予防保全型の維持管理^{※2}への転換を目指すことで、公共施設等の維持管理経費や更新費用の平準化と縮減を図るとともに、施設の長寿命化に資する計画を定め、適切な維持管理に努めます。

耐震性が確認されていない公共施設については、必要に応じて耐震診断を行い、重要度などに応じて、適宜、耐震化を進めます。

一方、市での有効活用が難しい公共施設については、積極的に売却、賃貸等を検討しますが、安全性に問題のある施設については、市民の安全を確保するために、適宜、除却を進めます。また、新たに整備する施設については、バリアフリー^{※3}及びユニバーサルデザイン^{※4}の導入、省エネルギー及び再生可能エネルギーの導入などについて検討します。

なお、市内小中学校の再編に伴い閉校した学校については、平成24年3月に策定した「学校跡利用の基本的な考え方」に基づき、地域の意見や要望を聞きながら、また、地域の特性や課題を考慮しながら、市全体の発展や市民全体の利益につながるよう、跡利活用を進めます。



関連計画

- ・小樽市公共施設等総合管理計画（平成29～令和40年度）
- ・小樽市公共施設等再編計画（令和3～40年度）
- ・小樽市公共施設長寿命化計画（令和3～40年度）

03 広域連携の推進

現 状と課題

本市は、後志地域の東端に位置するとともに、大都市札幌と隣接し、道内各地と鉄道や高速道路・国道などの幹線道路で結ばれています。これらの交通網の利用と情報ネットワークの発達が進んで、市民の日常生活圏は広域化しており、行政サービスにおいても、行政区域の垣根を越えて、多様な市民ニーズに応えていくことが求められています。

人口減少社会の到来により、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスを今後も維持し、提供し続けることが難しくなってくると予想されますが、生活に密着したサービスは安定的に提供していかなければなりません。

※1「PPP/PFI」…PPPは、Public Private Partnershipの略で、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う手法を幅広くとらえた概念。PFIは、Private Finance Initiativeの略で、民間の資金や能力を活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うPPPの代表的な手法の一つ。

※2「予防保全型の維持管理」…施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理の手法をいう。

※3「バリアフリー」…障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。

※4「ユニバーサルデザイン」…障がいの有無、年齢・性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすいようデザインすること。



今後は、住民サービスの維持・向上と効率的な行財政運営を推進するためにも、各自治体が住民交流や経済交流のみならず、公共施設を相互利活用できる仕組みづくりなども必要となり、自治体ごとの特性を生かした適切な役割分担を踏まえながら、行政区域を越えた広域連携の取組をより一層推進することが求められています。

本市においては、北後志の中心市として定住自立圏共生ビジョンを策定し、周辺5町村と「北しりべし定住自立圏^{※5}」を構成しているほか、札幌市との連携協約により「さっぽろ連携中枢都市圏^{※6}」に参画しています。また、「石狩湾新港管理組合」、「石狩西部広域水道企業団」、「北しりべし廃棄物処理広域連合」、「北海道後期高齢者医療広域連合」などを関係自治体と組織しており、今後も構成団体と協力して事業を進めていくことが求められています。

また、道路交通網の整備や北海道新幹線新函館北斗・札幌間の早期完成など、複数の地域や団体で連携して取り組むべき課題が増える傾向にあることから、長期的な視点に立った広域的な取組が重要となっています。

基本的な考え方

(1) 行政区域を越えた連携の推進

「北しりべし定住自立圏」及び「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村などとの緊密な連携や役割分担のもと、安定した住民サービスを効率的に提供するため、福祉、医療、防災、産業、交通、消防など、生活に関わりの深い分野についての事業を本市の独自性を保ちながら協力して推進します。

また、住民の利便性向上のため、文化・スポーツ施設等の公共施設などについても、個々の行政区域を越えて相互利用することについて検討します。



関連計画

- ・第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョン（令和2～6年度）
- ・さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン（令和6～10年度・札幌市策定）

(2) 広域的、長期的な課題解決への取組

高速道路をはじめとする幹線道路の整備促進や北海道新幹線新函館北斗・札幌間の早期完成については、関係市町村と共同して要望活動に取り組むなど、地域の共通課題の解決に向け、広域的な観点により事業の推進に努めます。

また、後志地域においては、管内全市町村が加盟する「後志総合開発期成会」を通じ、交通ネットワークの充実や観光を軸とした産業振興などについて、国や関係機関などへの要望活動に取り組めます。

※5「北しりべし定住自立圏」…小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村で構成

※6「さっぽろ連携中枢都市圏」…札幌市を中枢都市として、小樽市・岩見沢市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村・南幌町・長沼町で構成

第7次小樽市総合計画

附 属 資 料



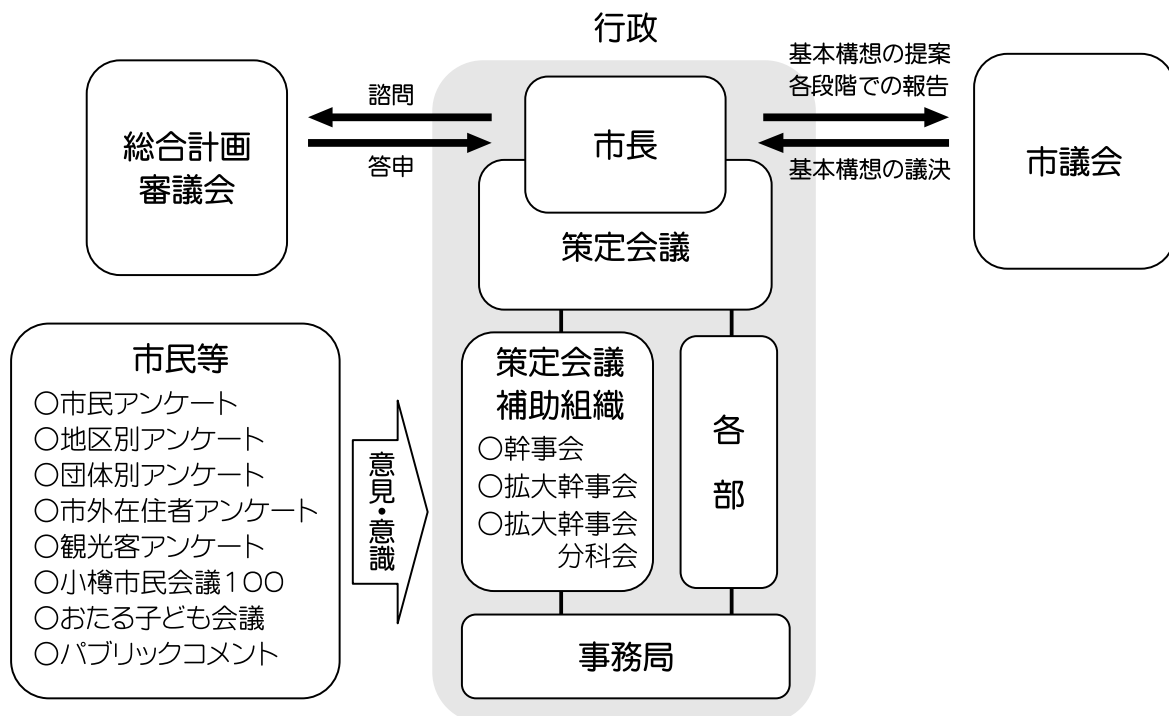


01 策定経過

年 月 日	内 容
平成28年1月27日 ～11月28日	策定会議(第1回～第4回) ・論点整理、アンケート調査、基本方針、策定等に関する条例案について
平成28年8月22日 ～9月14日	市民・地区別・団体別・市外在住者・観光客アンケート調査
平成28年12月12日	「次期小樽市総合計画策定の基本方針」の決定
平成29年1月23日 ～7月27日	策定会議(第5回～第8回) ・補助組織、課題整理、計画の構成、市民参加、策定資料集について
平成29年4月1日	「小樽市総合計画策定会議 第7次計画策定にかかる補助組織設置要綱」の施行
平成29年5月1日 ～7月21日	幹事会(策定会議補助組織) ・課題整理、計画の構成案作成
平成29年6月	「(仮称)第7次小樽市総合計画 策定資料集」の作成
平成29年6月12日	「小樽市総合的な計画の策定等に関する条例」の制定
平成29年6月3日 ～10月21日	「小樽市民会議100」の開催(全5回)
平成29年7月15日	「おたる子ども会議」の開催
平成29年11月27日 ～平成30年3月29日	拡大幹事会及び拡大幹事会分科会(策定会議補助組織) ・「基本構想(素案)」及び「計画の策定に当たって(素案)」の策定
平成29年11月30日 ～平成30年4月27日	策定会議(第9回～第13回) ・「基本構想(原案)」及び「計画の策定に当たって(原案)」の策定
平成30年5月14日	総合計画審議会に「基本構想(原案)」を諮問
平成30年5月14日 ～9月11日	総合計画審議会及び審議会分科会 ・「基本構想(原案)」の審議(「計画の策定に当たって(原案)」を含む)
平成30年6月1日 ～7月2日	「基本構想(原案)」に対するパブリックコメント ・意見提出3人、48件(うち原案の修正4件)
平成30年9月21日	総合計画審議会から「基本構想(原案)」に対する答申
平成30年9月14日 ～11月8日	策定会議(第14回～第15回) ・「基本構想(案)」の策定
平成30年12月4日 ～12月26日	市議会 平成30年第4回定例会 ・12月4日 基本構想(案)の提案(「計画の策定に当たって」は附属資料) ・12月13日～18日 予算及び基本構想特別委員会で審議 ・12月26日 「基本構想」の議決
平成30年11月29日 ～平成31年2月5日	拡大幹事会及び各部 ・「基本計画(素案)」の策定
平成31年3月19日 ～令和元年5月21日	策定会議(第16回～第28回) ・「基本計画(原案)」の策定
令和元年5月28日	総合計画審議会に「基本計画(原案)」を諮問
令和元年5月28日 ～8月28日	総合計画審議会及び審議会分科会 ・「基本計画(原案)」の審議
令和元年6月3日 ～7月2日	「基本計画(原案)」に対するパブリックコメント ・意見提出4人、38件(うち原案の修正2件)
令和元年8月28日	総合計画審議会から「基本計画(原案)」に対する答申
令和元年10月15日	策定会議(第29回) ・「基本計画(案)」の策定
令和元年10月21日	「基本計画」の策定



策 定 体 制



小樽市総合計画審議会

〔審議経過〕

開 催 日	内 容	
平成30年 1月30日	第1回全体会議	委嘱状の手交、会長・副会長の選任ほか
平成30年 5月14日	第2回全体会議	基本構想
平成30年 5月21日 ～8月31日	分科会	
平成30年 9月11日	第3回全体会議	
平成30年 9月21日		
令和元年 5月28日	第4回全体会議	基本計画
令和元年 6月27日 ～8月9日	分科会	
令和元年 8月28日	第5回全体会議	

〔分科会の所掌事項〕

●：基本構想・基本計画 ◎：基本構想のみ ○：基本計画のみ

分科会名	・計画の策定に 当たって ・基本構想総論	人口減少・ 少子高齢化 への対応	まちづくり 6つのテーマ						市政運営の 基本姿勢	土地利用・ 地区別発展 方向
			子ども・ 子育て	市民 福祉	産業 振興	生活 基盤	環境・ 景観	生きがい ・文化		
◎総論分科会	◎	◎							◎	◎
●人・暮らし分科会		○	●	●				●	○	
●産業振興分科会		○			●				○	
●都市・環境分科会		○				●	●		○	



〔審議会委員（任期：平成30年1月30日～令和元年8月28日）〕

構 成	氏 名 (敬称略)	役 職 等 (任期満了時)	所 属 分 科 会(◎は分科会長)		備 考
			基本構想	基本計画	
学識経験者	松 原 三智子	学校法人 北海道科学大学 保健医療学部看護学科教授	◎人・暮らし	◎人・暮らし	
	三 浦 誠	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部北海道職業能力開発大学校 教授	◎都市・環境	◎都市・環境	
	林 松 国	国立大学法人 小樽商科大学 商学部教授	◎ 産業振興	◎ 産業振興	
	和 田 健 夫	国立大学法人 小樽商科大学 学長	総 論	人・暮らし	審議会会長
公共的団体等から推薦された役職員	阿久津 光 之	一般社団法人 小樽市医師会 会長	人・暮らし	人・暮らし	
	鹿 角 健 太	一般社団法人 小樽青年会議所 理事長	—	都市・環境	令和元年5月21日委嘱
	斎 藤 仁	おたるエコの会 会長	都市・環境	都市・環境	
	嶋 秀 樹	小樽市漁業協同組合 代表理事組合長	産業振興	産業振興	
	杉 山 奈穂子	子育て支援サークル ホワイトウイング	人・暮らし	人・暮らし	
	中 村 全 博	小樽市商店街振興組合連合会 理事長	◎ 総 論	産業振興	
	橋 本 佳 彦	新おたる農業協同組合 信用担当理事兼金融共済部長	産業振興	産業振興	
	久 末 智 章	一般社団法人 小樽観光協会 副会長	産業振興	産業振興	
	増 田 榮 治	小樽市総連合町会 会長	都市・環境	都市・環境	
	三 船 貴 史	社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会 事務局長	人・暮らし	人・暮らし	平成30年4月10日委嘱
	森 万喜子	小樽市校長会	人・暮らし	人・暮らし	
	山 本 秀 明	小樽商工会議所 会頭	産業振興	産業振興	審議会副会長
市政全般に関心があり、審議会の審議への参画を希望する市民	阿 部 恵 美	市民公募委員	都市・環境	都市・環境	
	小 川 紀	〃	人・暮らし	人・暮らし	
	清 水 道 代	〃	都市・環境	都市・環境	
	高 橋 斎	〃	総 論	産業振興	
	富 田 旭	〃	産業振興	産業振興	
	布 施 隆	〃	産業振興	産業振興	
市議会議員で議長が推薦する者	酒 井 隆 裕	市議会議員	人・暮らし	人・暮らし	
	高 橋 克 幸	〃	総 論	都市・環境	
	高 橋 龍	〃	総 論	産業振興	
	千 葉 美 幸	〃	産業振興	産業振興	
	前 田 清 貴	〃	—	都市・環境	令和元年5月27日委嘱
関係行政機関の職員	北 谷 啓 幸	北海道後志総合振興局 局長	—	産業振興	令和元年6月13日委嘱
	渡 邊 政 義	北海道開発局小樽開発建設部 部長	—	都市・環境	平成31年4月17日委嘱
市長が必要と認める者	浅 原 富希子	声楽家、音楽講師	人・暮らし	人・暮らし	
	阿 部 典 英	北海道文化団体協議会 会長	人・暮らし	人・暮らし	
	天 池 風 太	株式会社ニトリホールディングス ニトリ複合施設準備室 室長	人・暮らし	人・暮らし	
	前 川 勝 美	株式会社アンビックス 副会長 小樽市朝里川温泉組合 組合長	総 論	産業振興	
	山 村 弘 一	株式会社オフィス ヤマムラ 代表取締役社長 勤仁塾世界松涛館空手道連合 会長	総 論	産業振興	
	吉 井 良 治	小樽少年軟式野球連盟 副理事長	都市・環境	都市・環境	

〔退任した委員〕

構 成	氏 名 (敬称略)	役 職 等 (退職時)	所 属 分 科 会		備 考
			基本構想	基本計画	
公共的団体等から推薦された役職員	相 庭 孝 昭	社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会 事務局長	—	—	平成30年4月1日解職
	山 本 秀 也	一般社団法人 小樽青年会議所 理事長	都市・環境	—	令和元年5月21日解職
市議会議員で議長が推薦する者	酒 井 隆 行	市議会議員	都市・環境	—	平成31年4月30日解職
関係行政機関の職員	勝 木 雅 嗣	北海道後志総合振興局 局長	総 論	—	令和元年5月31日解職
	柳 原 優 登	北海道開発局小樽開発建設部 部長	—	—	平成30年4月20日解職
	橋 本 幸	北海道開発局小樽開発建設部 部長	都市・環境	—	平成30年4月20日委嘱 平成31年4月17日解職



〔基本構想（原案）についての諮問・答申〕

樽 企 第 2 9 号
平成30年5月14日

小樽市総合計画審議会
会長 和田 健夫 様

小樽市長 森 井 秀 明

「第7次小樽市総合計画」基本構想（原案）について（諮問）

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、「第7次小樽市総合計画」基本構想（原案）について、貴審議会に諮問いたします。

平成30年9月21日

小樽市長 迫 俊哉 様

小樽市総合計画審議会
会長 和田 健夫

「第7次小樽市総合計画」基本構想（原案）について

平成30年5月14日付け樽企第29号により本審議会に諮問されました「第7次小樽市総合計画」基本構想（原案）について、全体会議及び分科会において慎重に審議した結果、概ね妥当であるとの結論を得ましたので、別紙の意見を付して答申します。

基本構想（案）の作成及び基本計画の立案に当たっては、各分科会の議論経過を踏まえ、別紙意見の趣旨が十分生かされますよう希望します。

別 紙 意 見

【計画の策定に当たって】

- 「現在の満足度・今後の重要度」で、今後力を入れるべき施策の分析をしているのであれば、それを計画に反映させるよう、検討されたい。

【基本構想】

《計画全体に関すること》

- 全てが努力目標的な文章で、どこに力点を置いているのかわからないため、第6次計画の成果なども踏まえ、記述の順番などで、優先度や実現性などを表現するよう、検討されたい。

《まちづくりの展望に関すること》

- 人口対策については、将来人口の推計よりも減少を抑えられるよう、移住人数などの業績評価ができる目標値を設定して、積極的に推進するよう、配慮されたい。

《計画の体系に関すること》

- 人口対策を最重要課題としているが、計画の体系図からはそれが見えにくいので、重要であることが分かりやすい表現を検討されたい。また、体系図中の将来都市像に具体的な文言を入れるよう、検討されたい。

《人口減少・少子高齢化への対応に関すること》

- 「将来人口」で、人口対策を最重要課題だと位置づけているので、それを受けている「人口減少・少子高齢化への対応」でも改めて最重要課題と記述し、人口対策とほかのテーマとの関連を示すなど、人口関連施策の重要性が明確になるよう、検討されたい。

- 人口対策について消極的な印象を受ける。新幹線・高速道路の整備や外国人観光客の増加などの好材料もあり、子育て施策などの積極的な展開による人口動態の改善や、二地域居住のニーズも考えられる。

「住みたいまち」という視点を入れ、アクセスの良さや教育・文化・スポーツ・病院が充実していることを打ち出すなど、前向きな夢のある文章となるよう、検討されたい。

- 人口対策については、政策分野の枠にとらわれず、従来の延長線ではない、インパクトのある目玉的な施策を立案し、重点的に取り組むよう、検討されたい。

- 移住・定住の促進については、人のふれあいを重視した商業振興策や、子供の可能性を引き出すような特色ある教育など、大都市にはない小樽ならではの良さを意識した施策を検討されたい。

- 若者は就業地に行ってしまう現実や、現役世代の高齢者の移住ニーズもあるので、若者だけに限定せず、もう少し幅広い世代を移住のターゲットとするよう、配慮されたい。

- 市外から通う学生の市内居住について、空き家・空き店舗の活用も含め、検討されたい。

- 民泊などの運用も含め、大都市圏在住者などの空き家購入ニーズはあると考えられ、滞在人口の経済効果による若者の起業・移住の促進も考えられるので、二地域居住・季節居住も人口対策と捉え、空家等対策と併せて推進するよう検討されたい。

また、その推進に当たっては、景観・食べ物・札幌とのアクセス・新幹線の延伸・スキー場などの魅力を積極的に情報発信するなど、配慮されたい。

- 人口減少の基は産業の衰退、賃金の差であると考えられるので、賃金の向上につながるような産業構造の構築や、世界から富裕層を呼び込む観光消費拡大策など、地域の経済循環を促す積極的な産業振興施策を検討されたい。

- 「コンパクトなまちづくり」について、東西に長い地形を踏まえた拠点への集約化が必要だと捉えたが、そのような具体的なイメージが伝わるよう、また、施策により表現が異なるので、全体に係る定義をするよう、検討されたい。

- 多くの交流人口や関係人口を小樽のアドバンテージと捉えて、定住人口に加えてこれらも人口対策の一つと位置付けるよう、検討されたい。



《こども・子育てに関すること》

（子ども・子育て支援）

- 子どもの居場所づくりについて、場所の提供だけではなく、ニーズに合った居場所とはどのようなものか、関係者で共通理解を図った上で進めるよう、配慮されたい。
- 病児保育や、働く親が病気になったときの子どもの預かりなど、困ったときに気軽に助けてもらえる子育て支援体制を充実するよう、配慮されたい。
- 全国的にも問題となっている医療的ケア児への対応について、検討されたい。

（学校教育）

- 文部科学省からは学校規模の適正化について、小規模校のデメリットの緩和という考え方も示されていることから、「学校再編の推進」ではなく、第6次計画と同様の「小中学校の規模・配置の適正化」という表現とすることも検討されたい。

《市民福祉に関すること》

（地域福祉）

- 地域福祉活動に、元気な年配の方などの参加を促すため、「人づくり」の観点をもう少し強く表現するとともに、ソーシャルキャピタルが醸成されるよう、配慮されたい。

（高齢者福祉）

- 第6次計画と比較して、生きがいづくりが後退したように見えるが、自ら社会貢献することも生きがいづくりの一つであるため、「社会参加の促進」という文言を追記するよう、検討されたい。

（障がい者福祉）

- 第6次計画では「社会参加への妨げとなっている要因を取り除き、障がいのある人が自己の能力を最大限に発揮できるように努め、その自立を支援します」とあるが、第7次計画では、こうした観点が抜け落ちて見えるため、明確に記述するよう、検討されたい。

（地域医療）

- 市立病院についての「収益確保に努め」の文言は、収益優先のように見え、地域医療における役割から交付金が充てられている自治体病院の性格になじまず、市民からも求められる経営努力の姿勢は「経営の健全化」で十分読み取れるため、「収益確保等に努め」は削除するよう、検討されたい。

（男女共同参画社会）

- 「男女が対等に参画できる社会の実現に向けた意識啓発に努める」との記述は、時代に合っていないように感じられるため、もう少し進んだ表現も検討されたい。

《生きがい・文化に関すること》

（社会教育）

- 生涯学習の目的に、増加している高齢者のQOL向上の観点を含めることを、検討されたい。
- 生涯学習とは、カルチャーセンターのようなものだけではなく、一生勉強だということをはっきり打ち出し、仕事のスキルアップにもつながるようなプログラムの質や種類の充実に努めるとともに、学びの成果の社会への還元が促されるような市民へのアプローチを行うよう、配慮されたい。

（文化芸術）

- 風格ある観光都市・国際都市の条件と言われる、美術館・博物館・音楽堂について、計画的な整備を行うよう、配慮されたい。

- 市民や事業者とともに、歴史的建造物を保全・活用し、地域の魅力を高めるため、市も積極的に関与するよう、配慮されたい。

- 小樽に貢献しようと活動してくれる素晴らしいアーティストもいるので、その価値に市民が気付き、実際に見て体感できるよう、積極的な周知などに努めるとともに、そうしたアーティストが継続的に活動できるように、適切なケアを行うよう、配慮されたい。

- アーティストバンク登録者の作品を病院や市役所などに飾り、市民が気軽に芸術に触れられるようにしたり、登録者を市民愛好家がサポートする仕組みづくりなどでバンクを生かすとともに、芸術家の育成と、育った才能を地元で生かせる環境づくりなど、芸術の地産地消が図られるよう、配慮されたい。

- 文化芸術活動の活性化のためには、文化芸術を愛好する者同士の交流の場が必要であるため、音楽堂や美術館本来の社交の場としての活用も含めた交流の場づくりについて、配慮されたい。

（国際交流）

- 多様な文化に触れ、視野を広げられるよう、姉妹都市交流や外国語教育、市内在住外国人との交流など、外国人との交流の実体験の機会の充実について、配慮されたい。

《産業振興に関すること》

（産業振興全般）

- テーマ全体の文章に、何を軸にどう展開するのかという産業振興全体のビジョンや、歴史的景観などの小樽の強みを生かすことを明確に表現するよう、検討されたい。また、各施策においてもできるだけ強みを生かすことについて表現するよう、検討されたい。

（農林業）

- 小樽の農業の規模を考慮し、余市町・仁木町など後志管内と連携し、加工や流通などにおいて、弱いところを協力し合い、後志の優位性を生かした農業振興を図るよう、配慮されたい。
- 後継者の確保や新たな就農者の増加を図るため、農産物の付加価値を高め、所得の底上げができる施策を推進するとともに、地理的な利便性の高さのPRや農地を提供できる仕組みづくりについて、配慮されたい。

（水産業）

- 遠洋の漁獲減少などの現状を踏まえて漁業を守っていくため、栽培漁業などにより漁獲の安定を図るとともに、大きなシャコなどの小樽産水産物の特色を生かしたPRや、加工業・飲食店と連携したブランド力向上による高付加価値化で、漁業者の所得増加や後継者の育成を図るよう、検討されたい。
- 「本市の魅力のひとつである『食』を支える水産業の持続的な発展を目指す」との表現は、地元で獲れたものが札幌経由で流通していることや、あまり加工の原料になっていない現状に鑑みると違和感があるため、このように記述するのであれば、地元の加工業等に安定供給できる仕組みづくりなどを通じて、漁業とその他の食産業とのつながりを深める施策を推進するよう、配慮されたい。

（商工業・企業立地）

- 「商業」と「工業・企業立地」は、規模の大きな両産業を統合するだけの明確な理由はなく、振興の考え方も異なると思われるため、従来どおり別々の施策とするよう、検討されたい。



- 施策を分割する際は、「商業」には、特に商店街で廃業が多く、空き店舗も目立ってきている状況や、市内に若い世代の望むものが不足しているといった課題を踏まえ、廃業対策や空き店舗の活用、創業支援、市民ニーズへの対応などの対策をわかりやすく表現するよう、検討されたい。
- 中小企業振興基本条例については、全ての産業に係ることであるため、施策を分割する際は、「商業」と「工業・企業立地」それぞれの記述のバランスについて、配慮されたい。
- 工場の設置においては働く人材の確保が課題であるため、例えば銭函エリアの工業専用地域の用途を変更し、住宅も建てられるようにするなど、都市計画と連動して人と企業を呼び込むような地域振興策も、検討されたい。
- 工業について、他のまちと同様の中小企業振興策に留まらず、独自性のある振興策を行うとともに、成長性や付加価値の高い方向にシフトしていくなど、産業構造の転換も意識し、「地場産業におけるイノベーションの促進を図る」など、新しいことを作り出すような積極性を表現するよう、検討されたい。
- 商業だけではなく、小規模な製造業もだんだん廃業してきているため、工業にも、創業する人が受け皿になる形など、創業支援と合わせて、事業承継を推進する考え方も入れるよう、検討されたい。
- これらの意見を踏まえ、次のように「商業」と「工業・企業立地」に分割した施策とするよう、検討されたい。

商業

消費者ニーズの多様化や購買環境が大きく変化を続けていく中で、消費者にとって価値ある小売業の振興を図るとともに、流通構造の変化に対応した卸売業の機能の効率化と経営基盤の強化を進め、地域とともに発展する活力ある商業を目指します。

このため、商品・サービスの提供に加え、地域に根ざしたコミュニティの場としての魅力づくりや、買い物の利便性、地域貢献活動など、それぞれが持つ機能と役割を発揮し、多様化する消費者ニーズに対応した商業環境づくりに努めるとともに、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき事業者の人材育成や経営基盤の強化を図ります。

また、地域に密着した商店街や市場等の後継者不足については、創業・起業支援や空き店舗の活用などの支援に努めるとともに、関係機関と連携し事業承継を促進します。

工業・企業立地

地場の中小企業をはじめとした地域産業の持続的な発展を目指します。

このため、小樽市中小企業振興基本条例の理念に基づき、地場企業の経営基盤の強化や生産性の向上、関係機関と連携した事業承継や創業の支援に努めるとともに、地場製品のブランド化と国内外への販路拡大や、産学官金や異業種連携などのネットワーク化を進めるなど、地場産業におけるイノベーションの推進を図ります。

また、地域経済への波及効果を高め、進出企業の事業継続を後押しするため、企業誘致活動を行うとともに、地場企業との連携強化などを図ります。

(観光)

- 旧手宮線・北運河の活用、第3号ふ頭の整備などによる観光客の回遊性向上や、夜の観光の魅力向上により、滞在時間や宿泊者の増加を図り、消費拡大につなげるよう、検討されたい。

- 小樽の強みである歴史文化を生かすため、投資を呼び込むことも意識して、歴史的遺産の保全・活用や景観保全について明確に表現するよう、検討されたい。
- 「また来たいと思えるまち」を目指すのであれば、「体験」よりも「体感」の方が、忘れない・また繰り返したいという印象が強くなるとされるため、表現の修正について検討されたい。
- 観光は経済波及効果が大きい産業であるため、商業・工業など関連施策とのつながりをできるだけわかりやすく表現するよう、また、そうした経済効果に結びつけることを意識して施策を推進するよう、配慮されたい。
- 基本のところは弱く、観光客と市民がふれあうことが目的に見える。観光は本来、産業として振興すべきであり、そのために観光資源の保全・整備を重点的に行い、消費拡大のために滞在時間の延長策などを掘り下げ、その中で良い思い出となるよう市民が迎える、とつながっていくべき。観光振興の基本的なところも表現し、ふれあうことが中心の印象とならない記述とするよう、検討されたい。
- これらの意見を踏まえ、次のように修正することを検討されたい。

観光

本市が観光都市として更に発展するため、歴史的建造物の保全・活用をはじめ、本市特有の都市景観の維持に努め、観光客が豊かな自然、歴史、文化、食などの多彩で奥深い魅力を体感し、「何度でも訪れたいと思えるまち」を目指します。

このため、既存観光資源の磨き上げやナイトツーリズムなど新たな魅力の発掘により、多様化するニーズに対応する「小樽の魅力を深める」取組、市内はもとより後志圏に点在する観光資源を面として活用する、広域連携による「小樽の魅力を広げる」取組、ホスピタリティの啓発や観光ボランティア団体の活動促進により、市民の意識改革を図り、市民が積極的に参加する「小樽の魅力を共有する」取組を進め、基幹産業として更なる発展に努めます。

- 並行して策定を進めている小樽市歴史文化基本構想と連携し、最終的に策定する際には整合を図るよう、配慮されたい。
(港湾)

- 「対岸諸国、北米地域などとの貿易の拡大」について、物流関係は、地理的な状況から極東に力を入れるべきであるため、ウエイトを考慮して、「対岸諸国」をより具体的に表記するよう、検討されたい。

- 第3号ふ頭基部の整備は小樽の発展のために重要と考えられるため、その着実な推進について、配慮されたい。

- 港湾の輸送・倉庫業者の高齢化が進んでいるため、他の産業施策と同様に、事業継続について、配慮されたい。

- 小樽港におけるフェリーのウエイトの大きさに鑑み、事業者との関係強化に努めるとともに、文言として具体的に表現するよう、検討されたい。

(雇用・労働)

- 人口減少により、サービス業や建設業などにおいて、外国人労働者の雇用の必要性が増してきている現状も、課題として捉えるよう、配慮されたい。

- 若年者の地元定着のためには、子どもの頃からの地元への愛着を含めたキャリア教育に力を入れるべきであり、学校教育と連携してこうした取組を充実させるとともに、文言としてキャリア教育的な表現を入れることも、検討されたい。



《生活基盤に関すること》

（上下水道）

- 上下水道の普及率については解説を入れるなど、わかりやすい書き方をしよう、配慮されたい。

（道路・河川）

- 古くに都市計画決定され、未整備の道路については、現状を踏まえた上で、その見直しについて検討されたい。
- 各地で豪雨による大きな被害が出ている状況を踏まえ、河川整備について、豪雨対策の観点を明確に記述するよう、検討されたい。

（住宅）

- 移住について、情報発信より踏み込んだ記述も検討されたい。
- 今後、空き家の更なる増加が見込まれ、その危機感を表すため、「空家等」の前に「急増している」「全国より高い水準で推移している」などの小樽の現状を示す文言の追記を検討されたい。
- 施策の対象者について、テーマ内の他の施策では「市民」としているのに対し、ここでは「誰もが」としているが、同じく市民のことを表しているのであれば、用語の統一を図るよう、配慮されたい。
- 民間住宅のリフォーム支援という記述について、耐震化・断熱化・バリアフリー化など、市として行うことがある程度見える記述とすることを検討されたい。

（除排雪）

- 雪の置場が地域の大きな問題であるが、記述からはあまり変化が見受けられないため、将来に向けた進歩的な施策を検討されたい。
- 「家に閉じこもることなく」との記述は、家にいることに対して否定的な印象を受け、それがなくても外出しやすい環境づくりを目指す意図は伝わると思われるため、削除を検討されたい。
- 冬季間、バスの運休等で市民生活に影響を及ぼすことのないよう、細やかな除排雪の実施について配慮されたい。

（市街地整備）

- 地震災害時に電柱倒壊による事故や交通の妨げが懸念されるほか、都市景観上の観点からも、官民一体となって無電柱化を推進すべきと考えられるため、将来に向けてその考え方を計画に取り入れるよう、配慮されたい。

（交通）

- 「持続可能な地域公共交通網形成」は、幅広い意味になってわかりにくい部分もあるので、できるだけ具体的な表現としよう、配慮されたい。
- 山坂が多く、交通が不便な地域もある中で、今後も人口減少と高齢化が進むと見込まれることから、高齢者などの外出手段の一つとして、将来的にコミュニティバスなどの導入についても、検討されたい。
- 「北海道新幹線や北海道横断自動車道など新たなネットワークの実現に努めます」という部分について、事業実施が決まっているものに対する表現として「実現に努める」は適切なのか、また、都市間交通と都市内交通の連携もここに含まれるのであれば、「新幹線新駅や自動車道からの」など、それに見合った表現としよう、検討されたい。

（防災・危機管理）

- 災害時のボランティア受け入れにおいて重要な役割を担うと思われる社会福祉協議会との連携について明記するよう、検討されたい。
- 災害発生時の地域での対応や市民の意識の向上のための啓

発活動を充実するよう、配慮されたい。

（消防）

- 「消防」が消火・救急・救助等の総称であるなら、「消防・救急体制」という並列の表現が適切なのか、検討されたい。

《環境・景観に関すること》

（公園・緑地）

- 冬は遊具を取り払ってオープンスペースにした上で公園敷地を雪捨て場にするなどの活用を想定し、「公園・緑地の整備や利活用を進め」などと記述することを検討されたい。
- 花はまちの魅力の一つになると思われるので、花の種類も考慮した、計画的な花壇作りに配慮されたい。

（都市景観）

- 景観を損ねている看板が見受けられるため、実効性のある景観保全の取組を行うよう、配慮されたい。
- 市民がまちの良さを再認識し、郷土愛が育まれるよう、「市民への景観形成意識の啓発と自主的な景観形成活動の促進の取組」の充実について配慮されたい。

《市政運営の基本姿勢に関すること》

- 「目標管理型の市政運営」は、人事評価のための目標管理制度と誤解されないよう、「業績管理型の市政運営」などの表現としよう、検討されたい。
- 若手職員は大事な財産であるため、大学の夜間の講義や長期のビジネススクールを受講させるなど、若手職員育成策の更なる充実について、配慮されたい。
- 自動運転などの技術革新が社会を大きく変える可能性があるため、時代に合ったテクノロジーを取り入れていく前向きな姿勢を示すよう、検討されたい。

《土地利用・地区別発展方向に関すること》

（土地利用）

- 住居系の「建替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導」は、行政主導で行いうる手法や費用対効果が不明。具体的な施策を想定し、それに見合った表現としよう、検討されたい。
- 「コンパクトなまちづくり」は、「コンパクトシティ」とイコールに近い表現と思われるため、「小樽市全体の中で、一定程度集約することを検討する」など、人口減少に対応していく方向性について、もう少し具体的に記述するよう、検討されたい。

（地区別発展方向）

- 北西部地区の住環境づくりについては、地域によって利便施設の集積などに濃淡があることを考慮し、「利便性の高い地域における～な住宅地の形成」など、ある程度範囲を絞れる表現としよう、検討されたい。
- 中部地区の「中心市街地での公営住宅の整備」は、土地の確保などに課題があると考えられるため、民間の力の活用について追記し、実現性を高めるよう、検討されたい。
- 東南部は、温泉郷などの多彩な観光・スポーツ・レクリエーション機能を生かして、居住と観光の両面で健康づくりをサポートできる地区としての発展が期待できるため、「健康」をキーワードにした表現について、検討されたい。



〔基本計画（原案）についての諮問・答申〕

樽 企 第 4 8 号
令和元年5月28日

小樽市総合計画審議会
会長 和田 健夫 様

小樽市長 迫 俊哉

「第7次小樽市総合計画」基本計画（原案）について（諮問）

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、「第7次小樽市総合計画」基本計画（原案）について、貴審議会に諮問いたします。

令和元年8月28日

小樽市長 迫 俊哉 様

小樽市総合計画審議会
会長 和田 健夫

「第7次小樽市総合計画」基本計画（原案）について

令和元年5月28日付け樽企第48号により本審議会に諮問されました「第7次小樽市総合計画」基本計画（原案）について、全体会議及び分科会において慎重に審議した結果、概ね妥当であるが、別冊のとおり一部修正すべきとの結論に至りました。

このほか、今後の総合計画の推進に当たって参考とすべき附帯意見を別紙のとおり示しますので、十分配慮されますよう、要望いたします。

（別冊一省略）

別紙 総合計画推進に当たっての附帯意見

【人口減少・少子高齢化への対応】

《1 人口減少への挑戦》

- 若い方が移住するような対策を、他の地域の成功例も参考にしてもう少し充実させ、まちが活気づいてほしい。

小樽は海も山も水族館もあり、札幌にも近く、学校教育も比較的小コンパクトで丁寧なので、子育てには最高のロケーションだと思う。

いいところだ、というPRも必要であり、例えば子育て雑誌に特集を組んでもらったり、SNSの活用なども検討してはどうか。

【まちづくり 6つのテーマ】

《施策1-1 子ども・子育て支援》

- 子どもの居場所づくりは、民間やボランティアと連携して、廃校などの場所を使いやすくできるような連携がうまくいくといいと思う。自らやろうという人たちの市で上手く使って、場所だけでも提供してはどうか。

子ども食堂などを始めている方や、こうした地域の役割があることを知らずにいる方もいるので、うまく協力し合える方があればいいと思う。

《施策1-2 学校教育》

- 答えがないものを自分で考えて作る芸術は他の科目の根幹になり、豊かな心が育成されるのではないかな。また、自然を通して芸術を育むことが、自ら色々なことに関わっていく勇氣につながるのではないかなと思う。

海・山・文化などの小樽の特性を生かした「豊かな心の育成」を積極的に推進されたい。

- 学校が古びていると親も行かせたいという気にならず、特にきれいなトイレは子どもたちにとって重要なので、人口対策の観点も持って、財源確保も含め、学校の整備促進に積極的に取り組んでいただきたい。

《施策2-6 男女共同参画社会》

- DVなど様々な暴力の根絶のため、シェルター的な役割を担っている民間施設との連携も含め、市として緊急保護体制の充実を図っていくことが必要ではないかな。

- 男女共同参画社会は、学校教育・家庭教育・社会教育と係わりがあると思う。DV対策は、女性の保護だけでなく、アンガーマネジメントの学習機会を持つなど、別の側面からやっていく必要もあるのでは。

また、今までやっている施策が本当に役に立っているのかという観点で見直すことも必要なのではないかな。情報誌・講演会・パネル展などは、そこに係わる人がそもそも少ないという気がする。DVの問題や、労働条件、育児、介護、LGBTなど、全ての市民に係わってくるところなので、もっと打って出るような施策を考えた方がよいのではないかな。興味がある人は見て、という感じだと実効性が薄いのではないかなという印象を持った。

《施策3-1 農林業》

- 小樽産農産物の付加価値を高めるには、知名度向上と地産地消を含めた地元へのPRが大事だと思う。

また、販路を大都市圏に向けて高付加価値化したものを売ることや、地元のホテルや飲食店の需要があるものを作り、地場産品の料理を提供することで、地元で高付加価値化していくことも検討されたい。

- 小樽の農業は小規模で、農協が仁木町を中心とした広域であることも踏まえ、就農や農業の高度化などにおいて、常に広域連携の視点を持つべきであると考えている。

《施策3-2 水産業》

- 漁獲制限やトレーサビリティが厳しくなる傾向を踏まえ、持続可能な漁業のため、ホタテなどの養殖をもっと活性化させるといいのではないかな。

- 漁業従事者の担い手確保の本質は、どうやって「やりたいたい」と思ってもらえるかであり、その重要な要素の一つは所



得であると考えられるので、その底上げのため、付加価値のある栽培漁業の情報提供など、行政としてどのような支援ができるかを検討いただきたい。

- 小樽で使うものをできるだけ小樽で作るという循環型経済の推進を意識して、地元で作られているものを知って、食べてもらう意識付けなどを、経済界と連携して進めていただきたい。

《施策3-3 商業》

- 市場の老朽化が進み、建替えや大規模改修をしなければ存続自体が危ぶまれるところがある。国や道などの支援制度とのマッチングも支援の一つと思うので、配慮していただきたい。
- 新幹線が来て広域観光になっていけば、二セコなどに長期滞在する人たちが回遊し、小樽にも来る可能性が高いので、それを想定した施設づくりや、小売・飲食など、まち全体として消費させる仕組みにしていく必要がある。
経済界も夜型観光とそれに応じた消費の拡大を進める考えであり、卸も観光消費で食品が拡大する可能性がある。行政もターゲットを見定めて施策を推進するよう、配慮されたい。
- 商店街の構成が徐々に飲食中心となっている。また、商店街を人と人のふれあいの場にする取組に参加する人が少ない、観光客にマッチした商店街になっていないところもあるなどの課題がある。こうした現状を踏まえた支援策を打つよう、配慮されたい。

《施策3-4 工業・企業立地》

- 固定資産税の課税免除について、地場企業の拡大のニーズもあると思われるので、積極的な周知を行うよう、配慮されたい。
- 中小企業では、海外への販路拡大のやり方がわからなかったり、展示会・商談会に参加しづらいところがあるので、海外に販売するルートづくりや、製造業者への情報提供とニーズの把握、通関の支援、国内外のバイヤーにつなぐ協力などを、継続的に行っていただきたい。
- IT関連企業は幅が広いので、誘致を行うに当たっては、業種を絞ってニーズを把握し、例えばサーバーには災害の少なさと停電時の発電設備の支援を打ち出すなど、他と比べて優位に立てる支援策を検討してはどうか。

《施策3-5 観光》

- 何人来るかではなく、宿泊がどれだけ増えて消費額がどれだけ増えるかが大切。宿泊施設の増加で宿泊客数が増える余地があり、若い人が多く所得水準が上がっているベトナムなどからの訪問が増える可能性も高い。その中でどのようなサービスを提供し、何を買ってもらうかや、色々な環境整備をしてルートづくりなどの広域連携を積極的に仕掛けていく必要がある。
- 滞在型観光にはスキーや水上などのスポーツが大きな魅力となる。特にスキー人口は2億人規模になると言われている。また、MICEや医療観光も意識して、滞在型観光を推進されたい。
- ホテルの人手不足が大きな問題になってきて、部屋のメイキングコストも上がってくるので、宿泊客数を増やすことだけでなく、滞在日数を延ばして生産性を上げていくことや、札幌との差別化も含めて高所得者層を呼び込むエリアづくりも必要ではないか。
- DMOで大切なのは財源の問題と機能であり、DMOが司

令塔的な役割を果たすのであれば、政策とも連動するので、組織と財源づくり、人材確保について、しっかりとやっていただきたい。

- 広域観光は、北後志より、二セコ・倶知安からどれだけ小樽に回遊させるかが課題。人が多く来ているところとの連携を強化するという考えに立たないと、経済効果は上がってこないで、札幌との連携も外せない。
- 小樽に泊まってもらうには、外国人が滞在する魅力づくりを考える必要がある。二セコは英語圏で外国人が不便しない環境があり、小樽もスキーや歴史をきちんと英語で教えられる人がほしいところ。ガイドの資格制度を導入し、きちんと所得も得られるようにする仕組みなどが、本格的な滞在型観光には必要だと思う。
フランスは、ガイドの基準が非常に高く、資格のある人が説明することで、滞在する価値を生み出しているの、そのあたりも意識してはどうか。
- 新聞記事に出ていた、外国人の小樽の再訪意向の低さに衝撃を受けた。国内観光客が減り、インバウンドも来なくなったら、ただの過疎都市に戻ってしまう危機感を覚えるが、市民も観光業者も危機感が足りないと思う。言葉の問題やインフラ整備も含め、この10年間で本当に戦略的にやっていくべきと考える。

《施策3-6 港湾》

- 物流はコストの話になるが、海運も陸送も苫東の方が時間が短く、中国のコンテナ航路については、帰り荷がなかなかなく、将来的に航路維持ができるのか心配している。どういう整備をするか、競争力をどのように作っていくかの政策を、できるだけ長期的に考えておく必要があると思う。
また、物流の競争力を高めるため、石狩湾新港との連携も強化してほしい。
- 対岸諸国との貿易については、ロシアとどのようなことが可能なのか、商社との連携も含めて考えていただきたい。
- 「みなと観光」について、都市機能と連動させた観光案内所などの整備の方向性を港湾計画に織り込み、しっかり進めていただきたい。

《施策3-7 雇用・労働》

- 高齢化と労働コスト上昇で、中小企業が経営を維持するのは相当厳しい。創業よりも廃業が圧倒的に多いので、廃業に至る理由など情報を整理して、起業しようとしている人に情報を流すなどの仕組みづくりをして、そこで働いている人の雇用を維持していくべき。労働力の絶対値をどう確保するかを政策的に考え、その中で使用者側が労働条件を改善していかないと企業が存続できない。小樽の産業構造上、割合の大きいサービス産業・飲食などの労働力確保が必要だろう。
- 外国人労働者について、日本語習得支援は今後重要になってくると思う。日本語の学習環境も小樽で働くことにつながるのではないか。
将来小樽も、食品加工やサービス産業など、相当労働力がタイトになってくると思われ、監理団体を作っていないと難しい感じも受けている。企業の取組に対して行政としてどのような補完ができるかを考え、国の施策と併せて、意識付けや情報を整理して提供することなどを徹底すべきだと思う。
- 外国人にとって、小樽にどういった企業があるのか、企業がどういった外国人材を求めているのかの情報を集めるのは難しく、企業も発信する費用が問題だと思うので、市のホーム



ページでの情報提供などがあればいいと思う。

《施策4-1 上下水道》

- 下水道の整備された市街化区域と隣接した、市街化調整区域に住んでいる人からも下水道整備の要望があるので、その対応について検討をお願いしたい。

《施策4-2 道路・河川》

- 大切な観光資源である小樽運河のきれいな状態が維持されるよう、清掃など適切な維持管理をお願いしたい。

《施策4-3 住宅》

- 「住宅エコリフォーム」等の助成制度について、お年寄りなどから、利用の仕方がわからないとの声も聞くので、わかりやすく、一人でも多くの人にPRできる方法を検討されたい。

《施策4-4 除排雪》

- 小樽は山坂が多く、小路に住宅が張り付いており、そこに昔から住んでいるお年寄りは雪の置場がなく非常に悩んでいるため、雪の置場の確保や、流雪溝も含め、長期的なビジョンで対策を考えていただきたい。
- 雪押場・雪置場の確保は市民の協力が必要であり、それにはメリットがないとなかなか進まないと思われるため、例えば固定資産税の半分の減免などの方法も検討いただきたい。

《施策4-5 市街地整備》

- 他都市の立派な美術館と比べ、小樽の美術館は芸術文化の都市としてどうなのかと疑問を感じる。小樽駅前周辺の開発のエリアの中に、美術館など文化的な施設もあるとよいのではないか。

《施策4-8 消防》

- 地域にとって、初期対応や避難訓練などで消防団の役割は非常に大きい、なり手が少なく、減少しているため、機能別消防団や女性の加入促進などの取組を進め、一人でも増やせるよう、お願いしたい。

《施策5-3 公園・緑地》

- 運河の散策路の花壇は初夏はきれいだが、後に見苦しい状態となり、多くのお客様が来る場所で、せっかくのおもてなしがマイナス要因になりかねないので、管轄しているところに配慮いただくよう、お願いしたい。

《施策5-4 都市景観》

- 主要な観光資源である歴史的建造物をいかに保全していくかが大事だが、市による所有者等への支援だけでは賄いきれないと思われる。
国の法制度を上手く活用して保全に取り組むとともに、民間の投資が促進されるよう、北運河を再整備する姿や歴史的建造物のこれからのあり方を具体的に見せるなど、歴史的建造物を全体的に支える仕組みについて、検討されたい。
- まちなみ景観などの小樽の魅力について、市民の受け止めももちろん大事だが、交流人口や関係人口の意見や評価を聞くのも重要ではないか。

《施策6-1 社会教育》

- 学生から、札幌の「図書・情報館」のような、学校や家庭

以外で学習できる場を望む声をよく聞く。若い人たちの交流や学びの場づくりは、将来的なまちづくりのエンジンになると思われ、高校生からもう少し上の世代が参加できるプログラムや、学ぶ場所があるといいと思う。

例えば図書館も、他のまちでは通勤通学の帰りに寄って、夜遅くまで自由に勉強したりプログラムに参加できるところがあるので、もう少し自由度を高めてはどうか。

- 国際都市小樽として、文学館と美術館を分けた独自の建物が必要でないか。展示スペースが非常に少なく、古くて照明等も課題があるので、例えば「何年後にこういう形を考えている」など、将来的な展望を提示していただければと思う。
- 書店が減っていく中で、図書館はタイムリーな補充や、話題の本、専門書があつてこそ利用価値があると思うので、購入にあたり配慮されたい。
- 図書館について、中高生あたりの勉強の仕方が変わってきているので、タブレットなどを使うようにWi-Fi環境を整備するとともに、学習室の電源やもう少し良い椅子の整備など、基本的な環境整備を望む。

《施策6-2 文化芸術》

- しりべしミュージアムロードを構成する美術館などと提携したり、若い芸術家が希望を持てるよう新たな美術品の収蔵を大いにしていただくなど、展示の充実に積極的に取り組んでいただきたい。
- 例えば、応接室の絵を市立病院や図書館に持って行き、美術館や図書館にあるものを応接室に掛けるなどすると、移動美術館のように市民が見ることができる。市にある美術品を有効利用すれば、お金をかけずに「鑑賞機会の充実」が図られるのではないか。

《施策6-4 国際交流》

- 外国人に対する日本語教育などにより、多文化共生社会を進めていくことは大事なことだと思う。例えば商業高校跡を使って日本語教室を開設したりすると、外国人の増加につながるかもしれない。
また、「市民生活ガイド」の外国語版があつたら便利だと思う。
- お店で働いている人の中国語学習など、市民向けの外国語学習や文化のレクチャーを行うと、経済や教育の面でも市民のためになり、国際交流も効果的に進むのではないか。民泊も増え、ごみの捨て方や道が分からないなどの状況にも対応できるよう、外国語学習などは皆に必要なと思う。
- 市民の国際感覚を養うのは、市全体の施策として行くと、ターゲットが絞れなかったり、お金が掛かったりするので、町内会・学校・PTAなど、小さい単位でやるのが有効だと思う。例えば、外国人のお母さんから料理を学ぶといった、ちょっとしたアフタースクールみたいなものをやると言えば、人は集まりやすいし、外国人もコミュニティに溶け込みやすい。

【市政運営の基本姿勢】

《1 市民参加と協働によるまちづくりの推進》

- これから町内会と市は、情報を共有しながら、連携を強化していかなければならないと思うので、約4割いる高齢者にも、よりわかりやすい情報の発信・伝達を考えていただきたい。

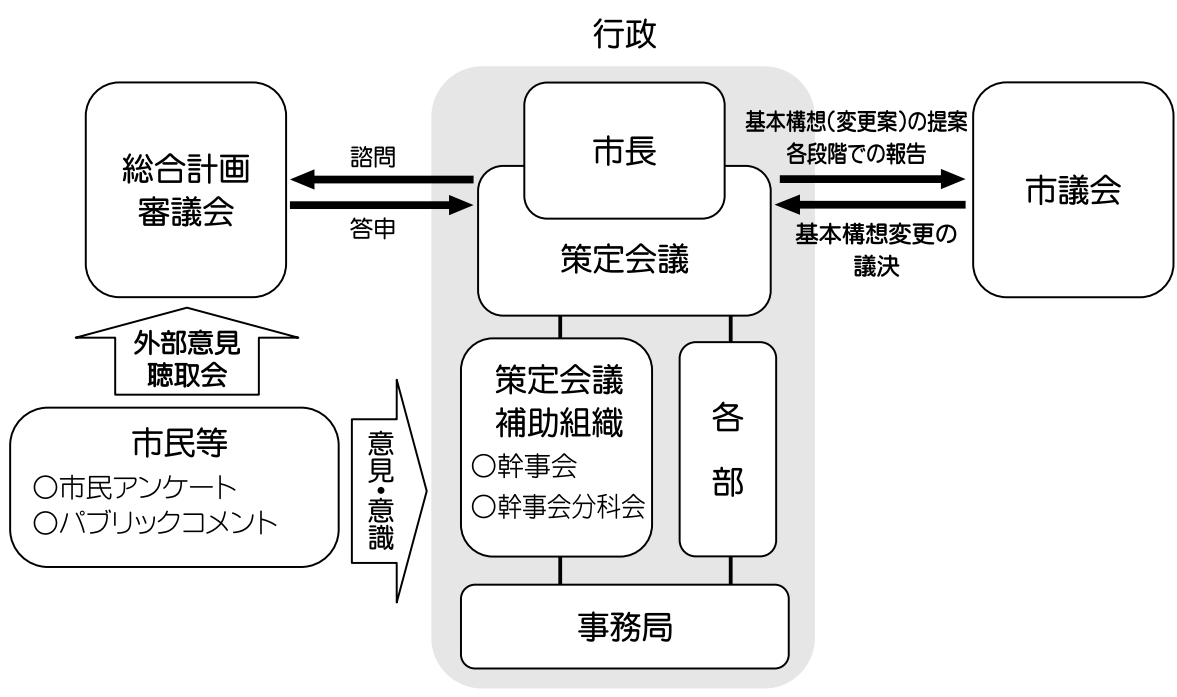


02 見直し経過

年 月 日	内 容
令和5年2月10日	策定会議(第1回) ・見直し方針、補助組織等の見直し体制について
令和5年4月1日	「小樽市総合計画策定会議 第7次計画の中間見直しにかかる補助組織設置要綱」の施行
令和5年4月10日 ～7月3日	幹事会及び幹事会分科会(策定会議補助組織) ・「基本構想(改訂素案)」の策定
令和5年7月10日 ～7月28日	策定会議(第2回～第3回) ・「基本構想(改訂原案)」の策定
令和5年8月31日	総合計画審議会に「基本構想(改訂原案)」を諮問
令和5年8月31日 ～11月21日	総合計画審議会及び審議会分科会 ・「基本構想(改訂原案)」の審議
令和5年9月1日 ～10月2日	「基本構想(改訂原案)」に対するパブリックコメント ・意見提出2人、19件(うち改訂原案の修正0件)
令和5年11月30日	総合計画審議会から「基本構想(改訂原案)」に対する答申
令和6年1月11日 ～2月2日	策定会議(第4回～第5回) ・「基本構想(変更案)」の策定
令和6年2月27日 ～3月22日	市議会 令和6年第1回定例会 ・2月27日 基本構想(変更案)の提案 ・3月6日～14日 予算特別委員会で審議 ・3月22日 「基本構想」の変更について案のとおり議決
令和6年3月6日 ～6月6日	幹事会及び幹事会分科会、各部 ・「基本計画(改訂素案)」の策定
令和6年3月26日	総合計画審議会 外部意見聴取会の開催
令和6年7月2日 ～7月17日	策定会議(第6回～第8回) ・「基本計画(改訂原案)」の策定
令和6年8月1日	総合計画審議会に「基本計画(改訂原案)」を諮問
令和6年8月1日 ～10月22日	総合計画審議会及び審議会分科会 ・「基本計画(改訂原案)」の審議
令和6年8月1日 ～8月30日	「基本計画(改訂原案)」に対するパブリックコメント ・意見提出2人、16件(うち改訂原案の修正1件)
令和6年10月30日	総合計画審議会から「基本計画(改訂原案)」に対する答申
令和6年11月29日	策定会議(第9回) ・「基本計画(変更案)」の策定
令和6年12月26日	「基本計画」の変更



見直し体制



小樽市総合計画審議会

〔審議経過〕

開催日	内容		
令和5年8月31日	第1回全体会議	基本構想	原案の諮問、分科会の設置
令和5年9月27日 ～10月30日	分科会		総論分科会2回、人・暮らし・都市分科会2回、産業振興・環境分科会2回
令和5年11月21日 令和5年11月30日	第2回全体会議		分科会の報告、答申案の決定 答申
令和6年3月26日	外部意見聴取会		市内の若い方、子育て世代の方の意見を聴取
令和6年8月1日	第3回全体会議	基本計画	原案の諮問、分科会の設置
令和6年8月6日 ～10月16日	分科会		人・暮らし・都市分科会3回、産業振興・環境分科会3回
令和6年10月22日 令和6年10月30日	第4回全体会議		分科会の報告、答申案の決定 答申

〔分科会の所掌事項〕

●：基本構想・基本計画 ◎：基本構想のみ ○：基本計画のみ

分科会名	人口減少・少子高齢化への対応	まちづくり 6つのテーマ						市政運営の基本姿勢	土地利用・地区別発展方向
		子ども・子育て	市民福祉	産業振興	生活基盤	環境・景観	生きがい・文化		
◎総論分科会	◎							◎	◎
●人・暮らし・都市分科会	○	●	●		●		●	○	
●産業振興・環境分科会	○			●		●		○	



〔審議会委員（任期：令和5年8月31日～令和6年10月30日）〕

構 成	氏 名 (敬称略)	役 職 等 (任期満了時)	所属分科会(◎は分科会長)		備 考
			基本構想	基本計画	
学識経験者	穴 沢 眞	国立大学法人 小樽商科大学 学長	総 論	産業振興・環境	審議会会長
	松 原 三智子	学校法人 北海道科学大学 保健医療学部教授	◎人・暮らし・都市	◎人・暮らし・都市	
	林 松 国	国立大学法人 小樽商科大学 商学部教授	◎産業振興・環境	◎産業振興・環境	
公共的団体等から推薦された役職員	斎 藤 仁	おたるエコの会 会長	産業振興・環境	産業振興・環境	
	杉 山 奈穂子	子育て支援サークル ホワイトウィング 副代表	総 論	人・暮らし・都市	
	鈴 木 敏 夫	一般社団法人 小樽市医師会 会長	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
	高 垣 直 美	社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会事務局 次長	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
	中 野 豊	小樽商工会議所 会頭	産業振興・環境	産業振興・環境	審議会副会長
	久 末 智 章	一般社団法人 小樽観光協会 副会長	産業振興・環境	産業振興・環境	
	堀 口 雅 行	小樽市総連合町会 会長	◎総 論	人・暮らし・都市	
	脇 本 麻友美	小樽市校長会 小樽市立望洋台小学校 校長	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
	荒 木 慶 子	市民公募委員	産業振興・環境	産業振興・環境	
市政全般に関心があり、審議会の審議への参画を希望する市民	岡 部 唯 彦	〃	総 論	産業振興・環境	
	島 口 郁 世	〃	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
	下 谷 栄 治	〃	産業振興・環境	産業振興・環境	
	酒 井 隆 裕	市議会議員	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
市議会議員で議長が推薦する者	高 橋 龍	〃	産業振興・環境	産業振興・環境	
	前 田 清 貴	〃	総 論	産業振興・環境	
	松 岩 一 輝	〃	総 論	産業振興・環境	
	横 尾 英 司	〃	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
	賀 川 智 章	北海道開発局小樽開発建設部 地域連携課長	—	産業振興・環境	令和6年5月8日委嘱
関係行政機関の職員	菊 池 博 幸	北海道後志総合振興局 地域創生部地域政策課長	総 論	人・暮らし・都市	
	上 野 亜希子	小樽市文化団体協議会 副会長	人・暮らし・都市	人・暮らし・都市	
市長が必要と認める者	中 源 博 幸	株式会社 ゲンテンクリエイト 代表取締役	産業振興・環境	産業振興・環境	

〔退任した委員〕

構 成	氏 名 (敬称略)	役 職 等 (解職時)	所 属 分 科 会		備 考
			基本構想	基本計画	
関係行政機関の職員	登 立 敏 和	北海道開発局小樽開発建設部 地域振興対策室	産業振興・環境	—	令和6年5月8日解職



〔基本構想（改訂原案）についての諮問・答申〕

樽 企 第 9 6 号
令和 5 年 8 月 3 1 日

小樽市総合計画審議会
会長 穴 沢 眞 様

小樽市長 迫 俊 哉

「第 7 次小樽市総合計画」基本構想（改訂原案）について（諮問）

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、「第 7 次小樽市総合計画」基本構想（改訂原案）について、貴審議会に諮問いたします。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

小樽市長 迫 俊 哉 様

小樽市総合計画審議会
会長 穴 沢 眞

「第 7 次小樽市総合計画」基本構想（改訂原案）について（答申）

令和 5 年 8 月 3 1 日付け樽企第 96 号により本審議会に諮問されました「第 7 次小樽市総合計画」基本構想（改訂原案）について、全体会議及び分科会において慎重に審議した結果、概ね妥当であるとの結論を得ましたので、別紙の意見を付して答申します。

引き続き進められる総合計画の見直しにおいては、本審議会での議論経過を踏まえ、別紙意見の趣旨が十分生かされますよう希望します。

別 紙 意 見

《人口減少・少子高齢化への対応に関すること》

- 少子化の改善と出生率の向上や、社会減に歯止めをかけることと移住・定住の促進など、文章全体として同じ趣旨のことが繰り返し述べられ、分かりにくくなっていることから、無駄のない文章に修正するよう、検討されたい。

《子ども・子育てに関すること》

（子ども・子育て支援）

- 「子どもの基本的人権の尊重と保護に努めます」とあるが、これに対応する基本計画では子どもの権利条約について示されていることから、「子どもの権利の擁護と保護に努めます」とするなど、

表現の修正について検討されたい。

（学校教育）

- 基本計画では児童生徒の安全確保や健康増進についての記載があることから、基本構想でも記載するよう、検討されたい。

《市民福祉に関すること》

（高齢者福祉）

- 「医療・介護などが連携」とあるが、医療・介護のほか、その前に記載がある健康づくりや介護予防等も含めて地域包括ケアシステムを構築するのであれば、「医療・介護なども連携」に修正するよう、検討されたい。

（障がい者福祉）

- 相互に人格と個性を理解し合うことについて、目指す姿としては同趣旨の記載があるが、展開方向の中にも記載するよう、検討されたい。
- 「障がいのある人（障がい児・者）も地域で安心して暮らすため」とあるが、健常者はできているが障がい者はできていないという表現に感じられるため、前半を「障がいのある人（障がい児・者）が」に修正するよう、検討されたい。
- 「障害のある人が自己の能力を最大限に発揮できるよう」という文言が、「情報の取得利用・意思疎通の円滑化」と「差別解消や虐待の防止など権利擁護の推進」の両方にかかっていることが分かりづらいので、分かりやすい表現に修正するよう、検討されたい。

（保健衛生）

- 「自殺対策の推進により、誰も自殺に追い込まれることのない社会」とあるが、後半を「誰一人取り残さない」とするなど、同じ趣旨の文言の反復とならないよう、表現の修正について検討されたい。

《産業振興に関すること》

（産業振興全般）

- 北海道新幹線の延伸により本市の産業分野に対する大きな効果が期待されることから、テーマ全体の文章に北海道新幹線についての記載も追加するよう、検討されたい。

（観光）

- 表現が抽象化されているように感じられることから、基本計画の内容も反映しながら、より具体的な表現で記載するよう、検討されたい。
- 本市の観光においてインバウンドが最も優位性を持っていると考えられることから、旅行者全体に対する取組のみならず、インバウンドに対する取組の方針についての記載も追加するよう、検討されたい。
- 実際に観光業に携わっているのは事業者やそこで働いている人達であることを踏まえ、水産業、商業、農林業などとの繋がりについての記載も追加するよう、検討されたい。
- 市内宿泊客を増やすことの重要性に鑑み、滞在型観光の促進に向けた方針についての記載も追加するよう、検討されたい。

《生活基盤に関すること》

（上下水道）

- 耐震化や老朽化対策等、災害への対策についての記載も追加するよう、検討されたい。

（防災・危機管理）

- 大規模停電についての記載も追加するよう、検討されたい。
- 防災の考え方の中に減災が含まれていることは市民に浸透していないと思われるため、減災について明示的に記載した文章となるよう、表現の修正について検討されたい。



《消防》

- 「消防体制の充実」とあるが、救急救助が消防に含まれていることは市民に浸透していないと思われるため、救急救助について明記するよう、検討されたい。

《環境・景観に関すること》

《環境・景観全体》

- 2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボン」について、本市が令和3年5月にゼロカーボンシティ宣言を行っていることを踏まえ、市の最上位計画である総合計画でも示すべきと考えられることから、「ゼロカーボン」の文言を記載するよう、検討されたい。

《環境保全》

- 「脱炭素に向けた取組」とあるが、ゼロカーボンシティ宣言の記載と合わせ、「脱炭素社会の実現に向けた取組」とするなど、表現の修正について検討されたい。

《都市景観》

- テーマ3の「施策5 観光」では歴史的建造物といった都市景観について記載があることも踏まえ、本施策において観光施策との連携に関する記載も追加するよう、検討されたい。

《土地利用・地区別発展方向に関すること》

- 中部地区の発展方向についての文章内に「空き家・空き店舗などストックを有効活用」とあるが、あえてストックとして残しているものでないのであれば、「ストック」の文言は削除するよう、検討されたい。



〔基本計画（改訂原案）についての諮問・答申〕

樽 企 第 6 0 号
令和 6 年 8 月 1 日

小樽市総合計画審議会
会長 穴 沢 眞 様

小樽市長 迫 俊 哉

「第7次小樽市総合計画」基本計画（改訂原案）について（諮問）

小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、「第7次小樽市総合計画」基本計画（改訂原案）について、貴審議会に諮問いたします。

令和 6 年 1 0 月 3 0 日

小樽市長 迫 俊 哉 様

小樽市総合計画審議会
会長 穴 沢 眞

「第7次小樽市総合計画」基本計画（改訂原案）について（答申）

令和 6 年 8 月 1 日付け樽企第 6 0 号により本審議会に諮問されました「第7次小樽市総合計画」基本計画（改訂原案）について、全体会議及び分科会において慎重に審議した結果、概ね妥当であるとの結論を得ましたので、別紙の意見を付して答申します。

別 紙 意 見

〔人口減少・少子高齢化への対応に関する事項〕

《テーマ全体》

- 近年の外国人住民の増加傾向は、雇用・労働施策をはじめ様々な分野に関連する事柄であるため、市内に居住する外国人の推移が分かるようなグラフの追加について検討されたい。

《施策 1 人口減少への挑戦》

- 「親子連れで遊べる小樽の特性を生かした小樽公園の再整備」とあるが、親子連れで遊べない公園があるのかと受け取られる懸念もあるため、表現の工夫を検討されたい。（共通施策：5-3「公園・緑地」）

【テーマ 1 子ども・子育てに関する事項】

《施策 1 子ども・子育て支援》

- 保育についてデジタル技術の活用に関する文言が追加されたが、主な取組への繋がりを考慮し、追加場所を修正し「保育環境の整備が求められており、デジタル技術の活用を含めた保育サービスの充実が必要」とするよう検討されたい。
- 児童生徒の居場所充実について「必要性が高まっています」としているが、後退した表現に見えるため、変更前の「必要です」のままとするよう検討されたい。
- 「子ども・若者・子育て当事者の意見を反映」とあるが、そのほかの意見は聞かないような誤解が生じないよう、表現の修正を検討されたい。
- ヤングケアラーについて追加されているが、ゲーム依存や不登校、ひきこもりといった問題も含めた表現について検討されたい。
- 指標「育児相談延べ件数」について、現在の記載のみではなぜ件数増を目指すのか読み取りにくいことから、目指すべき方向性がより明確となるよう、補足の説明や、具体的に注力しているような取組に関する指標などの追加を検討されたい。

【テーマ 2 市民福祉に関する事項】

《施策 2 高齢者福祉》

- 「75歳以上の後期高齢者数のピークをこれから迎える」とあるが、いつなのか具体的に記載するよう検討されたい。

《施策 6 男女共同参画社会》

- 「情報誌『ばるねっと』の発行、講演会、パネル展等の開催による男女共同参画の意識の浸透と人権尊重の啓発」とあるが、男女共同参画の意識づくりに関してはより積極的に取り組むべきであり、どのような意識の啓発を目指すかなど、より具体的な表現や取組を追記するよう検討されたい。

【テーマ 3 産業振興に関する事項】

《施策 2 水産業》

- 沖合漁業以外の、漁獲単価が高いと思われる漁業を伸ばしていくことも方向性に含めた表現に修正するよう検討されたい。

《施策 3 商業》

《施策 4 工業・企業立地》

- スタートアップ支援については、より大きなスケールでの取組も必要と思われるため、そうした取組の実施を見据えた記載を、施策 3「商業」あるいは施策 4「工業・企業立地」へ追加するよう検討されたい。

《施策 5 観光》

- 「朝里川温泉、天狗山、北運河、祝津地域など、市内に点在する観光資源の二ーズを捉えた磨き上げと発掘及び回遊性を高める取組」とあるが、旧手宮線について、手宮方面への回遊性を高めることで北運河周辺の活性化も期待できることから、「旧手宮線」も追加するよう検討されたい。

また、策定中の歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致として位置付けようとしている「小樽公園」についても



追加するよう検討されたい。

- 市内の歴史的な建造物などを取得活用したい事業者がいる一方で、活用されず取り壊されてしまう建造物もあることから、観光資源の保存・活用の観点で、こうした建造物と事業者のマッチングを図る取組の実施を見据えた記載追加を検討されたい。

【テーマ4 生活基盤に関する事項】

《施策2 道路・河川》

- 指標「河川の年間しゅんせつ延長」とあるが、このほか年間数値の指標であるものの「年間」と記載していない指標もあるため、表現を統一するよう検討されたい。

《施策6 交通》

- 並行在来線に関して「持続可能な代替交通を構築していく必要があります」とあるが、今の運輸機能を維持できるだけの代替交通を構築していくことを求めていくべきであり、「持続可能」という文言は削除するよう検討されたい。

【テーマ5 環境・景観に関する事項】

《施策2 循環型社会》

- 指標では「生活系資源物排出量」と記載されているが、「現状と課題」の項では「生活系」の文言を削除しており、表現の統一を図られたい。
- 「生活系資源物排出量」について、140g前後の横ばいで推移しているとのことであり、今後もその数値で推移するものと推測されるが、目標値は基準値より増加すべきとの考え方でよいのかも含め、分かりやすい指標となるよう表現について検討されたい。

《施策4 都市景観》

- 『「伝統的建造物群保存制度」等による国の支援制度の活用を含めた取組の検討」とあるが、歴史的風致維持向上計画の次の段階として、「取組の推進」とするなど、より積極的な姿勢となるような表現への修正を検討されたい。

【テーマ6 生きがい・文化に関する事項】

《施策3 スポーツ・レクリエーション》

- 指標「成人の週1回以上のスポーツ実施率」の目標値について、国（スポーツ庁）におけるスポーツ基本計画を踏まえ設定された数値であることが分かるよう、補足説明の追記を検討されたい。

【市政運営の基本姿勢に関する事項】

《施策2 持続可能な行財政運営の推進》

- 「本市の財政は非常に厳しい状況にあり」という文言を削除しているが、現在も余裕のある状況にはないと考えられることから、そのことが読み取れるような表現を残すよう検討されたい。

【その他基本計画全般に関する事項】

- 指標については、目的等を明確にし、市民にも分かりやすく、達成や進捗が実感できるようなものとなるよう、全体的に見直しを検討されたい。
- 北海道・札幌市がGX関連の「金融・資産運用特区」の対象地域の一つとなり、本市も関連が考えられることから、GX（グリーントランスフォーメーション）に関する記載について検討されたい。
- 本市でもヒグマが相当数目撃され、捕獲もされているが、農業被害の記載とは別に、市民の安全・安心の観点による記載についても検討されたい。



03 関係規程等

○小樽市自治基本条例（関係部分抜粋）

制 定 平成25年12月4日条例第34号

最近改正 令和6年7月2日条例第27号

（計画的な行政運営）

第20条 市は、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れ、計画的な行政運営に努めます。

2 市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下「総合的な計画」といいます。）を策定します。

3 市は、総合的な計画の策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努めます。

4 市は、市政に関する計画及び施策を定める場合は、総合的な計画との整合性を図ります。

5 市は、総合的な計画の実施状況について、進捗管理を行い、市民へ情報提供を行うとともに、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討します。

○小樽市総合的な計画の策定等に関する条例

制 定 平成29年6月12日条例第35号

最近改正 令和6年7月2日条例第27号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、小樽市自治基本条例（平成25年小樽市条例第34号）第20条第2項に規定する総合的な計画（以下「総合計画」という。）の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（総合計画の位置付け）

第2条 総合計画は、本市の最上位の計画と位置付けるものとする。

2 市政に関する計画及び施策の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合性を図るものとする。

（総合計画の構成）

第3条 総合計画は、基本構想（総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な構想をいう。）及び基本計画（基本構想を実現するための市政全般にわたる施策の基本的な方針を体系的に示す計画をいう。）により構成するものとする。

（総合計画の策定）

第4条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

第2章 総合計画審議会

（設置）

第5条 第13条の規定に基づき市長が諮問する事項について審議するため、小樽市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。



(組織)

第6条 審議会は、委員35名以内をもって組織する。

2 市長は、次に掲げる者を審議会の委員に委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等から推薦された役職員
- (3) 市政全般に関心があり、審議会の審議への参画を希望する市民
- (4) 市議会議員で議長が推薦する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第7条 審議会の委員の任期は、委嘱の日から市長の諮問に対する審議会の答申が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は会長が招集し、会長はその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議長である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総合政策部において行う。

(委任)

第12条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第3章 策定手続等

(審議会への諮問)

第13条 市長は、基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）若しくは廃止又は基本計画の策定、改定（計画の全面的な変更をいう。）若しくは廃止に当たっては、審議会に諮問しなければならない。

2 市長は、基本計画の一部を変更するに当たっては、必要に応じ審議会に諮問することができるものとする。

(議会の議決)

第14条 市長は、基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止に当たっては、前条第



1 項の規定による諮問に対する審議会の答申を受けた上で、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第 15 条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

第 4 章 雑 則

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○小樽市総合計画策定会議規則

制 定 平成 18 年 7 月 18 日規則第 49 号

最近改正 令和 6 年 3 月 28 日規則第 12 号

(設置)

第 1 条 小樽市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定のため、小樽市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、総合計画の案について審議し、これを決定する。

(組織)

第 3 条 策定会議は、市長、副市長、教育長、公営企業管理者、病院事業管理者、保健所長その他部長職にある職員（担当部長を除き、病院局にあっては小樽市立病院事務部長に限る。）をもって組織する。

(会議)

第 4 条 市長は、策定会議を招集し、その議長となる。

(補助組織)

第 5 条 市長が必要があると認めるときは、策定会議に補助組織を置くことができる。

(事務局)

第 6 条 策定会議の事務を処理するため、総合政策部企画政策室に事務局を置く。

○小樽市総合計画策定会議 第 7 次計画策定にかかる補助組織設置要綱

施行 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 29 年 12 月 1 日

(設置)

第 1 条 平成 31 年度から平成 40 年度までを計画期間とする第 7 次の小樽市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、小樽市総合計画策定会議規則（平成 18 年小樽市規則第 49 号）第 5 条に定める補助組織として、次の組織を置く。

- (1) 小樽市総合計画策定会議幹事会（以下「幹事会」という。）
- (2) 小樽市総合計画策定会議拡大幹事会（以下「拡大幹事会」という。）
- (3) 小樽市総合計画策定会議拡大幹事会分科会（以下「分科会」という。）



(幹事会)

第2条 幹事会は、次長職にある者のうち市長が適当と認めた5名程度の職員（以下「幹事」という。）をもって組織する。

- 2 幹事会は、総合計画策定に当たっての将来目標や全体的な課題整理を行い、計画の構成についての案の作成その他小樽市総合計画策定会議において必要と認める事項について審議する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長1名を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は幹事の互選により選出するものとする。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の庶務は、総務部企画政策室で行う。

(拡大幹事会)

第3条 拡大幹事会は、各部から推薦のあった次長職にある職員（以下「拡大幹事」という。）及び幹事をもって組織する。ただし、幹事が拡大幹事を兼ねることができるものとする。

- 2 拡大幹事会は、総合計画の案の策定のため、幹事会の作成した構成案に基づき、必要な事項について審議し、総合計画の素案を取りまとめる。
- 3 拡大幹事会に拡大幹事長及び副拡大幹事長1名を置く。
- 4 拡大幹事長及び副拡大幹事長は、それぞれ幹事会の幹事長及び副幹事長をもって充てる。
- 5 拡大幹事長は、拡大幹事会を招集し、その議長となる。
- 6 副拡大幹事長は、拡大幹事長を補佐し、拡大幹事長に事故があるとき又は拡大幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 拡大幹事会は、構成案の各分野により分科会を組織するものとする。
- 8 拡大幹事会の庶務は、総務部企画政策室で行う。

(分科会)

第4条 分科会は、拡大幹事1名と各部から推薦のあった課長職以下にある職員（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 分科会は、構成案の各分野における事項について調査及び研究を行い、総合計画の素案を作成する。
- 3 分科会に会長、副会長及び庶務1名を置く。
- 4 会長は拡大幹事をもって充てるものとし、副会長及び庶務は、会員の互選によりこれを定めるものとする。
- 5 会長は、分科会を招集し、その議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 庶務は、分科会の会議録作成や企画政策室との連絡調整等を行う。

(補則)

第5条 幹事会、拡大幹事会及び分科会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、幹事会、拡大幹事会及び分科会の運営について必要な事項は、別に定める。



○小樽市総合計画策定会議 第7次計画の中間見直しにかかる補助組織設置要綱

施行 令和5年4月1日

改正 令和6年4月1日

(設置)

第1条 第7次小樽市総合計画（以下「総合計画」という。）の中間見直しに当たり、小樽市総合計画策定会議規則（平成18年小樽市規則第49号）第5条に定める補助組織として、次の組織を置く。

- (1) 小樽市総合計画策定会議幹事会（以下「幹事会」という。）
- (2) 小樽市総合計画策定会議幹事会分科会（以下「分科会」という。）

(幹事会)

第2条 幹事会は、次長職にある者のうち市長が適当と認めた職員（以下「幹事」という。）をもって組織する。

- 2 幹事会は、総合計画の中間見直しに当たっての全体的な課題その他小樽市総合計画策定会議において必要と認める事項について審議し、総合計画の改訂素案を取りまとめる。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長1名を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は幹事の互選により選出するものとする。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会は、総合計画の各分野により分科会を組織するものとする。
- 8 幹事会の庶務は、総合政策部企画政策室で行う。

(分科会)

第3条 分科会は、幹事1名と各部から推薦のあった課長職以下にある職員（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 分科会は、総合計画の各分野における事項について、総合計画の改訂素案を作成する。
- 3 分科会に会長、副会長及び庶務1名を置く。
- 4 会長は幹事をもって充てるものとし、副会長及び庶務は、会員の互選によりこれを定めるものとする。
- 5 会長は、分科会を招集し、その議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 庶務は、分科会の会議録作成や企画政策室との連絡調整等を行う。

(補則)

第4条 幹事会及び分科会は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、幹事会及び分科会の運営について必要な事項は、別に定める。



第7次小樽市総合計画

(2024年度 改訂版)

■発行 小樽市

■編集 小樽市総合政策部企画政策室
小樽市花園2丁目12番1号
電 話 0134- 32- 4111

